

令和 4 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進
社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備の推進

職業実践専門課程等の充実に向けた
第三者評価受審促進のための調査研究・提言

事業成果報告書

令和 5 年 3 月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

はじめに

職業教育評価機構（以下「本機構」という。）は、文部科学省受託事業における専修学校の第三者評価に関する調査研究事業に平成 25 年度から継続して取り組んでいます。

専門課程を設置する専門学校の多くは、高等教育に位置づけられており、中でも実践的な職業教育に取り組む職業実践専門課程の認定学科設置校は、特長的な教育活動を推進する上で、質保証・向上への積極的な取り組みが求められています。

本機構では、昨年度、専修学校教育の質保証・向上の仕組みの中の学校評価のあり方を検討し、実践的な職業教育における自己評価、学校関係者評価、第三者評価、第三者評価機関の定義・要件の明確化を図りました。同時に、検討結果を踏まえて、専修学校関係者が学校評価を実施する上で指針となっている「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改訂を提言しました。

今年度は、第三者評価の実施方法等について、関係法令の基準、職業実践専門課程の認定要件への適合、高等教育における修学支援新制度の機関要件の確認、積極的な教育情報の公表、学校等の負担軽減など観点に、改めて検討し、合理的、効果的、効率的な第三者評価の実施に向けた「適格認定版評価基準書」を作成いたしました。

また、実践的職業教育の質保証と学校評価の充実に向けて、令和 2 年度から取り組んでいる専門学校を対象とした評価機関の連携協議会の運営の試行にも取り組んでまいりました。

本書は、今年度事業の取組について取りまとめたものです。

本事業の実施にあたっては、事業実施委員会、第三者評価しくみ検討部会、連絡協議会運営部会の運営に協力いただいた委員の皆様をはじめ、全国専修学校各種学校総連合会、関係団体の皆様方にはご指導・ご協力をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

特定非営利活動法人 職業教育評価機構
理事長 井 澤 勇 治

目 次

第1章 事業の概要	1
1 事業の背景・目的・内容	
2 事業の推進体制	
3 実施スケジュール・事業の成果物	
4 事業計画の概要	
第2章 職業実践専門課程の質保証と学校評価	8
1 大学教育における公的質保証の枠組み	
2 専門学校教育における公的質保証の枠組み	
3 専門学校教育における公的質保証の枠組みの拡大	
第3章 適格認定版評価基準の作成	12
1 第三者評価しくみ検討部会における検討経過	
2 適格認定版評価基準の適合に関する確認方法	
3 事業実施委員会・部会等における会議資料	
第4章 連絡協議機関に関する検討	42
1 連絡協議会運営部会における検討経過	
2 専門職業教育評価機関連絡協議会の設置要綱（案）	
第5章 委員会運営・第三者評価フォーラムの開催	46
1 事業実施委員会等の開催	
2 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2023 の開催結果	
第6章 まとめ	51
1 適格認定版評価基準書の活用	
2 実践的職業教育の第三者評価に関する課題	
【資料編】	55
1 適格認定版評価基準書	
2 職業実践専門課程第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料集	
3 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2023 配付資料集	
4 学校教育法・専修学校設置基準等関連法令【抜粋】	

第1章 事業の概要

1 事業の背景・目的・内容

(1) 事業のテーマ

職業実践専門課程の質保証における第三者評価の位置づけの明確化及び第三者評価の効果的、効率的な実施方法、また、受審促進のための適格認定版評価基準作成等に向けた調査研究

(2) 事業実施の背景・目的

専修学校における学校評価は、令和3年5月1日現在、学校評価ガイドラインに沿って91.5%の学校で自己評価に取組み、結果公表は、83.1%になっている。また、職業実践専門課程の認定要件としての学校関係者評価は、75.7%で実施され、結果公表は、71.3%となっている。

一方、職業実践専門課程の認定学科設置校の割合は、39.3%で職業実践専門課程の認定要件充足確認としてのフォローアップの実施については、質保証として、制度上の基準適合性を確実に確認する方法の改善が求められている。

また、職業実践専門課程の質保証としての第三者評価は、「これからの専修学校教育の振興のあり方報告」においてその必要性が指摘されて、平成26年度以来、多くの専門学校関係者・機関において調査研究が行われてきているが、十分に普及された取組とはなっていない。こうした現状を踏まえ、第三者評価の促進のために受審校の負担軽減も視野に下記の事項に取り組むこととする。

【学校評価実績】 (私立高等学校等調査 (文部科学省調査))

	自己評価		学校関係者評価		第三者評価		情報公開
	実施	公表	実施	公表	実施	公表	実施
H25	1,765 (66.7%)	588 (22.2%)	659 (24.9%)	215 (8.1%)	127 (4.8%)	53 (2.0%)	521 (19.7%)
H26	1,912 (69.8%)	976 (35.6%)	994 (36.3%)	632 (23.1%)	175 (6.4%)	93 (3.4%)	879 (32.1%)
H27	2,061 (76.9%)	1,425 (53.2%)	1,199 (44.7%)	963 (35.9%)	218 (8.1%)	147 (5.5%)	1,399 (52.2%)
H28	2,073 (79.9%)	1,468 (56.6%)	1,289 (49.7%)	1,051 (40.5%)	150 (5.8%)	111 (4.3%)	1,709 (65.9%)
H30	2,134 (81.7%)	1,586 (60.7%)	1,356 (51.9%)	1,022 (39.1%)	164 (6.3%)	128 (4.9%)	1,809 (69.3%)
R1	2,262 (85.2%)	1,786 (69.8%)	1,493 (56.4%)	1,293 (48.8%)	184 (7.0%)	146 (5.6%)	1,986 (75.2%)
R2	90.3%	79.3%	73.9%	67.9%	7.9%	7.4%	75.8%
R3	91.5%	83.1%	75.7%	71.3%	8.2%	7.0%	87.6%

(3) 事業の内容

①職業実践専門課程の質保証のしくみと学校評価のあり方の検討

○事業全体の審議の前提として、職業実践専門課程の質保証の枠組み、保証すべき質とは何か、保証するために必要なシステム等についての共通理解を得るため、昨年度の第三者評価の定義等に継続して審議を進める。

○質保証等の範囲を確認、職業実践専門課程における保証すべき質とは何か、質保証と第三者評価の相関性について審議を行いまとめる。

②適格認定版評価基準書（仮称）の作成

○適格認定版評価基準書（仮称）の作成にあたっては、第三者評価の持つ基準適合性の確認（適格認定）及び質保証の機能を踏まえながら、学修成果の可視化、社会とのつながり、評価の客観性の確保及び厳格性、職業実践専門課程認定要件、修学支援新制度機関要件との共通項、評価結果公表とフォローアップのあり方について、受審校等の負担軽減なども踏まえた検討を行う。

○「専修学校における学校評価ガイドライン」及び文部科学省受託事業の成果である「職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価基準書」、柔道整復師養成分野・鍼灸師等養成分野・看護師養成分野における評価基準・項目等の作成経過等も踏まえ、また、機関別評価、分野別評価の各視点から、次の検討を行う。

①法令等による基準適合性の確認、質保証等の確認について、合理的かつ効率的に行うため、第三者評価の基準・項目を構造化し、第一段階的モデルとして「適格認定版評価基準書（仮称）」を作成する。

②機関別評価と分野別評価について、評価の視点、評価項目等の分野特性等について分類整理し、特に、これまでのモデル評価の実施結果を検証し、両評価の合理的、効率的な実施方法を検討し、職業実践専門課程に対応した実践的な職業教育の第三者評価について体系化する。

③実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営の試行

○専門学校を対象とする評価機関、また、職業分野別第三者評価の仕組みを有する機関、今後、職業分野別評価機関等の設立を指向する機関等について、意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証検討の場として、昨年度の検討結果を基本に、連絡協議会を設置し、下記内容について試行的運営を行う。

また、連絡協議会拡大研修会を開催する。

【活動内容の案】

- ・実践的な職業教育の質保証・向上に向けた取組みの検討
- ・団体間における情報交換・情報共有
- ・第三者評価等について検討・指向している団体への情報提供、支援
- ・評価機関の充実に向けた研修
- ・学校評価に関する情報発信
- ・その他

【参加予定団体】

- ・一般社団法人専門職高等教育質保証機構
- ・一般社団法人リハビリテーション教育評価機構
- ・一般社団法人柔道整復教育評価機構
- ・一般社団法人日本看護学校協議会
- ・全国自動車大学校・整備専門学校協会
- ・公益社団法人東洋療法学校協会

【事務局】 特定非営利活動法人 職業教育評価機構が当面行う。

④事業成果の積極的な公開

以上の事業の実施状況及び事業成果について事業成果報告書としてまとめ、出版・配布するとともに、本機構ホームページに掲載する。また、成果報告会を兼ねて「職業実践専門課程の第三者評価フォーラム 2023」を東京で開催し、同時に映像による情報配信を行う。

2 事業の推進体制

(1) 事業の受託者

本事業は、本機構が受託し、事業を実施した。事業実施にあたっては、下記に示す専門学校団体、第三者評価機関、専門分野別学校団体等の指導、協力を得て実施を行った。

(2) 各事業の推進組織体制及び委員

①事業実施委員会

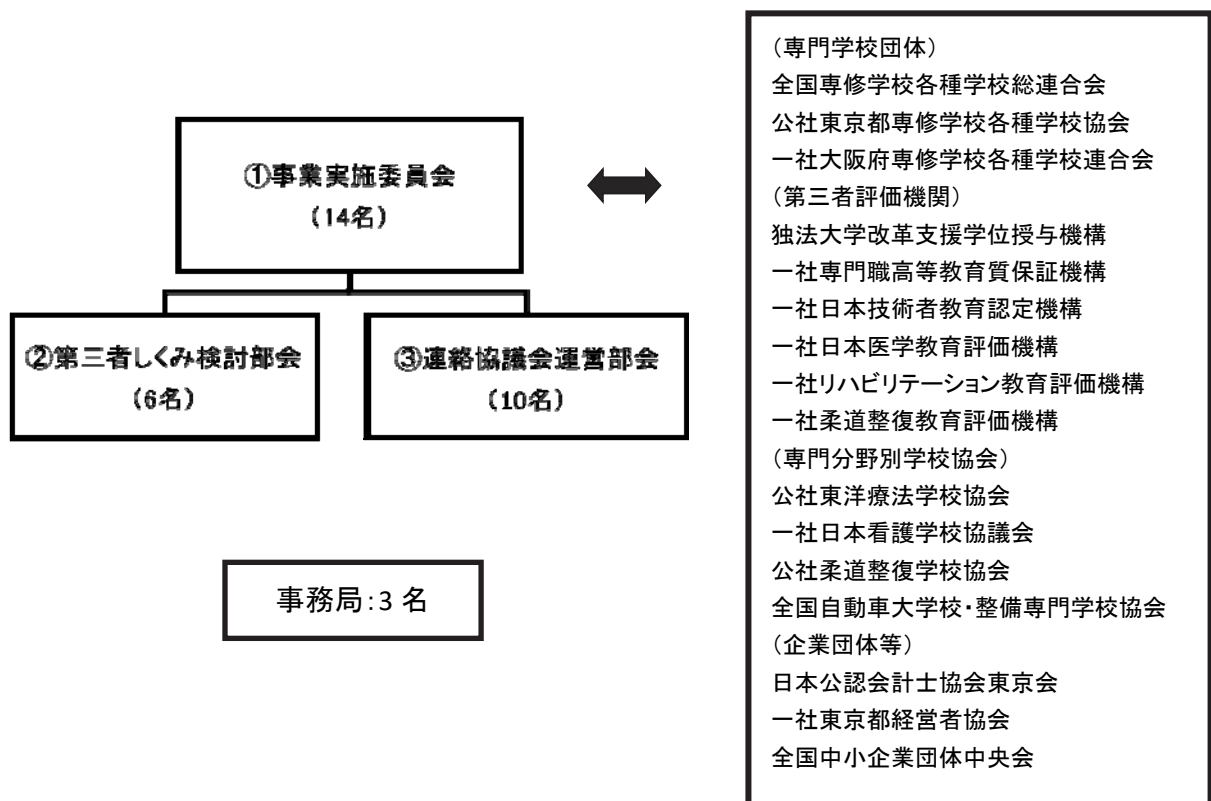
目的：事業の成果目標を達成するため、本事業の方向性、検討の観点、論点の整理などを示すとともに、各部会における審議結果に基づき、事業を統括し、事業成果をまとめる。

②第三者評価しくみ検討部会

目的：職業実践専門課程における質保証に係る第三者評価のあり方を検討し体系化するとともに第三者評価受審促進のために、合理的、効果的、効率的な第三者評価の実施に向けた「適格認定版評価基準書（仮称）」を作成する。

③連絡協議会運営部会

目的：意見交換、情報共有、第三者評価機関の質保証についての検討の場として、連絡協議会を設置し、試行的な運営を行う。



○委員名簿

事業実施委員会(14名) ◎委員長	
大谷武士	全国中小企業団体中央会事務局・労働政策部長
岡部雅人	公認会計士
上別府隆男	福山市立大学都市経営学部教授
川口昭彦	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 参与・名誉教授
菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会参与 事務局長代行
上坂 慎	東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課長
清水尚道	一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会理事長
陣内大輔	一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構理事
◎関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長
三木哲也	一般社団法人 日本技術者教育認定機構フェロー
山中祥弘	学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会顧問
第三者評価しくみ検討部会(6名)	
江島夏実	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構事務局長
陣内大輔	一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構理事
関口正雄	学校法人滋慶学園 東京メディカル・スポーツ専門学校校長
福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
船山世界	学校法人電子学園 日本電子専門学校校長
三木哲也	一般社団法人 日本技術者教育認定機構フェロー
連絡協議会運営部会(10名)	
大原悦子	一般社団法人柔道整復教育評価機構 事務局
江島夏実	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構事務局長
大西純一	全国自動車大学校・整備専門学校協会事務局長
カフティマユキ 川廷宗之	学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター長
坂本 歩	公益社団法人 東洋療法学校協会理事、学校法人呉竹学園理事長
佐藤康夫	専門学校 東京工科自動車大学校世田谷校・品川校 校長
関口正雄	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長・東京メディカル・スポーツ専門学校校長
永田昭彦	公益社団法人全国柔道整復学校協会事務局長・柔道整復教育評価機構事務局長
水方智子	一般社団法人 日本看護学校協議会会長
山田百合子	一般社団法人 日本看護学校協議会事務局長

3 実施スケジュール・事業の成果物

【令和4年度の具体的な事業執行スケジュール】

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会					○				○		○	
第三者評価しくみ検討部会						○	○	○	○	○		
連絡協議会運営部会						○	○	○		○		
連絡協議会拡大研修会								○				
第三者評価フォーラム											○	
先行研究等の調査・整理												

【事業の成果物】

(1) 出版物

令和4年度文部科学省受託事業職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進・職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進・社会的評価の一層の向上のための共通的基盤整備「職業実践専門課程等の充実に向けた第三者評価受審促進のための調査研究・提言」の取組状況を記録した報告書として、次の出版物を作成し、専修学校関係者及び関係団体・機関に配布する。

(2) 名称及び発行部数

○事業成果報告書 400部

(3) 連絡協議会拡大研修会の開催と同時映像配信

目的：実践的職業教育の第三者評価を推進するため、対象とする分野別評価と評価機関のあり方について、本部会及び専門学校団体等と共通理解を醸成するための拡大研修会を開催した。

開催時期：1回（11月）開催し、開催状況をWEB配信した。会場：東京

(4) 職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2023の開催と同時映像配信

目的：本事業の検討経過について報告し、専門学校関係者等の意見を聴取し、事業成果に反映させるため、成果報告会として第三者評価フォーラム2023を開催し、開催状況をWEB配信した。

開催回数：1回（2月）会場：東京

事業の概要

① 職業実践専門課程の質保証のしくみと学校評価のあり方の検討と体系化

事業全体の審議の前提として、職業実践専門課程の質保証の枠組み、保証すべき質とは何か、保証するために必要なシステム等についての共通理解を得るため、昨年度の第三者評価の定義等に継続して審議を進める。質保証等の用語、検討の対象、範囲を確認、職業実践専門課程における保証すべき質とは何か、質保証と第三者評価の相関性について審議を行いまとめる。

② 適格認定版評価基準書（仮称）の策定

適格認定版評価基準書（仮称）の作成にあたっては、第三者評価の持つ基準適合性の確認（適格認定）及び質保証の機能を踏まえながら、学修成果の可視化、社会とのつながり、評価の客観性の確保及び厳格性、職業実践専門課程認定要件、学修支援新制度機関要件との共通項、評価結果公表とフォローアップのあり方について、受審校等の負担軽減なども踏まえた検討を行う。

③ 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営の試行

専門学校を対象とする評価機関、職業分野別第三者評価の仕組みを有する機関、今後、職業分野別評価機関の設立を目指す機関等について、意見交換、情報共有を行う第三者評価機関の質保証検討の場として、昨年度の検討結果を基本に、連絡協議会を設置し、下記内容について試行的運営を行う。また、連絡協議会拡大研修会を開催する。

質保証の枠組みイメージ

専修学校設置基準等に明記された基準への適合

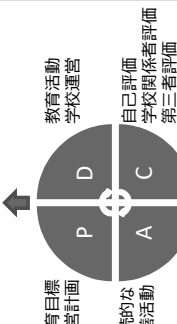
適格要件の充足の継続

- ・設置基準等、設置認可・届出後の認可・届出
- ・職業実践専門課程の認定要件のフォローアップ
- ・学修支援新制度の機関要件の確認、更新確認

※内部質保証

職業教育マネジメントの確立と効果的な運用

学修成果の向上・可視化情報の公表の促進



段階的第三者評価イメージ

【ステップⅠ】
適格認定版評価基準書による評価
学校教育法、設置基準、職業実践専門課程の認定要件、高等教育における学修支援新制度の機関要件等の規定に基づく基準適合性を主として評価する。

【ステップⅡ】
第三者評価基準書による評価
基準適合性の確認基準・項目に加え、内部質保証、学修成果の把握、学生支援など質保証・向上に向けた基準・項目による評価を行う。

事業の実施体制

- ・第三者評価を含めた質保証の体系化
- ・適格認定版評価基準書（仮称）原案作成
- ・第三者評価の段階的実施の検討

① 事業実施委員会
(14名)

・事業総括
方向性・論点等の整理
・各部会の検討結果に基づく
事業のまとめ

② 第三者評価検討部会
(6名)

・連絡協議会の設置・運営の試行
・分庁別評価等に関する拡大研修会の開催
・学校評価に関する情報発信等の検討

③ 連絡協議会運営部会
(10名)

事業実施スケジュール

事業内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業実施委員会										
第三者評価検討部会			○				○		○	
連絡協議会運営部会				○	○	○	○	○		
連絡協議会拡大研修会				○	○	○	○			
第三者評価フォーラム										○

これまでの取組と成果・本事業の目標

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(取組内容)					(目標)			
・柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議の開催					・柔軟分野に着目した評価基準の策定 ・モデル評価実施のための様式類の整備 ・第三者評価フォーラム開催			
・柔道整復師養成分野に係る第三者評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催					・分野横断的な「共通項試案」の策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催			
・分野横断的な第三者評価の仕組みの提案 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催					・分野横断的な第三者評価のしくみ策定 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催			
・第三者評価の実用化のためのマニュアルづくり ・モデル評価の実施・検証 ・分野別コンソーシアムの連絡調整会議・合同研修会の開催					・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル作成 ・合同研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催			
・第三者評価の実用化に向けたモデル評価の実施 ・分野別特性を観点とした評価基準の策定					・鍼灸師等養成分野の評価基準の策定 ・第三者評価フォーラム開催			
・第三者評価の実用化に向けたモデル評価の実施（2分野） ・分野別特性を観点とした評価基準の策定 ・学校運営等基準の改善					・職業実践専門課程の第三者評価マニュアル版作成 ・看護師等養成分野の基準策定 ・第三者評価フォーラム開催			
・実践的職業教育の第三者評価機関の定義・要件の検討 ・評価機関設立と過程の記録 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立に関する検討					・第三者評価機関等の定義・要件の論点等の整理 ・評価機関設立過程の記録 ・第三者評価機関連絡協議会の論点等整理 ・第三者評価フォーラム開催			
・実践的職業教育の第三者評価機関の定義・要件に関する提言案作成 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立に関する検討					・第三者評価機関等の定義・要件の提言のまとめ ・職業分野別評価機関設立マニュアル作成 ・第三者評価機関連絡協議会に関する設立準備 ・第三者評価フォーラム開催			
・職業実践専門課程の質保証の枠組み等に関する検討 ・第三者評価の2段階方式と適格認定版評価基準の検討 ・第三者評価機関の連絡協議会の設立・運営の試行					・職業実践専門課程の質保証の枠組み、第三者評価の2段階方式に関する提言 ・連絡協議会の設置 ・拡大研修会の開催 ・第三者評価フォーラム開催			

4 事業計画の概要

第2章 職業実践専門課程の質保証と学校評価

1 大学教育における公的質保証の枠組み

大学教育における公的な質保証システムは、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の審議のまとめ・概要からみると、次のようになっている。

○我が国の公的な質保証システムは、「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」で、それぞれの長所を併せ持つように設計されており、一定程度機能している。

○しかしながら、3つのポリシー（入学者受入れ方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘やグローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要等の指摘がある。

○大学における国際通用性にある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

【質保証システムで保証すべき「質」とは】

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに教育と研究を両輪とする大学のあり方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要がある。

【改善・充実の方向性】

- ・2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現 ②社会に開かれた質保証の実現
- ・4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上 ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）④厳格性の担保

2 専門学校教育における公的質保証の枠組み

専門学校における公的な質保証システムについて大学教育を例に整理すると次のようになる。

○専門学校の公的な質保証システムは、「専修学校設置基準」と「情報公表」のみとなっている。内部質保証として、「自己評価」「学校関係者評価」がある。

大学教育における「認証評価」に対応するものとなっているのは、「学校関係者評価」が自己評価を補完しているという考え方をとっている。

○専門学校教育の場合、柔軟性、自由度の高さを特徴とする制度上の性格や十分とは言えない公的支援の状況から、質保証の枠組みについても客観性、厳格性の観点からの議論が進まない現状にある。

○令和4年3月30日に公表された「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」の中で質保証等に関する部分は次のように表現されている。

①学修成果の可視化

- ・ 企業等との連携を円滑に進め、教育内容に対する理解を得ていくためにも学校における学修成果を可視化し、企業等で必要とされる人材を育成していることを客観的に示していくことが重要である。

- ・ その際、継続的な学修を記録し企業等も参加するコミュニケーション型の学修ポートフォリオ等の活用、卒業生に関する進路や就職、初期のキャリア状況等に関する調査、学校に対する満足度調査、就職先企業による卒業生調査、在校生による授業評価を実施することなども有効である。

②学校評価

- ・ 職業実践専門課程の認定要件として、学校関係者評価の実施とその結果の公表が求められており、関係者として企業等の役員又は職員の参画が求められている。

- ・ 評価の結果を踏まえて、教育活動と学校運営の改善につなげていくことが重要であり、学校関係者評価の実施を基本としつつ、職業実践専門課程の更なる充実のため、専門学校の特性を踏まえた職業教育における第三者評価の仕組みも参考にした検討が必要である。

③情報公開

- ・ 社会の状況や産業が大きく変化し続ける中、専門学校がその教育理念、目的・目標、教育活動や教育内容などを、社会に対し正確かつ積極的に伝えることにより、専門学校の特徴や強みを提示し、社会への説明責任の遂行や、教育の質保証・向上、社会からの信頼の獲得、関係業界などとの連携の促進などを実現することが可能になる。

- ・ また、情報公開は一方的なものではなく、社会からのフィードバックにより、社会の変化や最新のニーズを把握するためにも有効である。

- ・ 修学支援新制度の創設により、専門学校における情報公開も進展しているところであるが、職業実践専門課程の更なる充実のために、情報公開にあたり、更に公開が求められる内容や公開の手法等について分かりやすく示していくことが求められる。
- ・ また、就職率や中退率等の各種データを統一的な基準により比較可能な形で公開して いく方策を検討していくことも有効である。

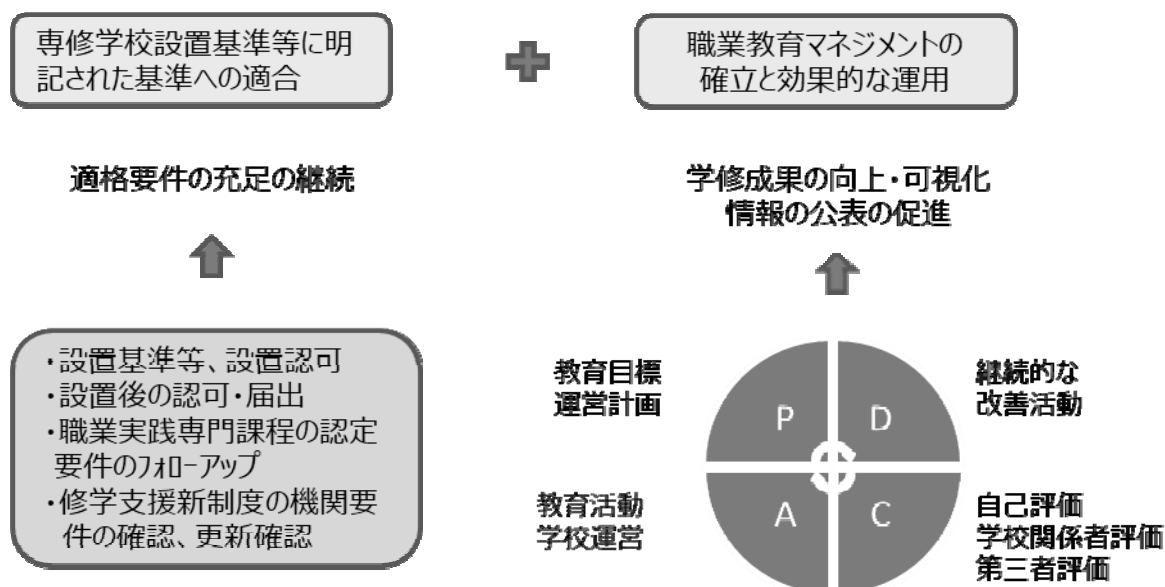
3 専門学校教育における公的質保証の枠組みの拡大

専門学校の公的な質保証システムの充実、実質化は、実践的な職業教育を行う「職業実践専門課程」及び修学支援新制度の導入加えて、都道府県の補助制度の拡大とそれに向けた特別交付税措置など状況の変化において課題となっている。また、職業実践専門課程では、認知度の向上・普及の観点からもその検討は必要不可欠となっている。

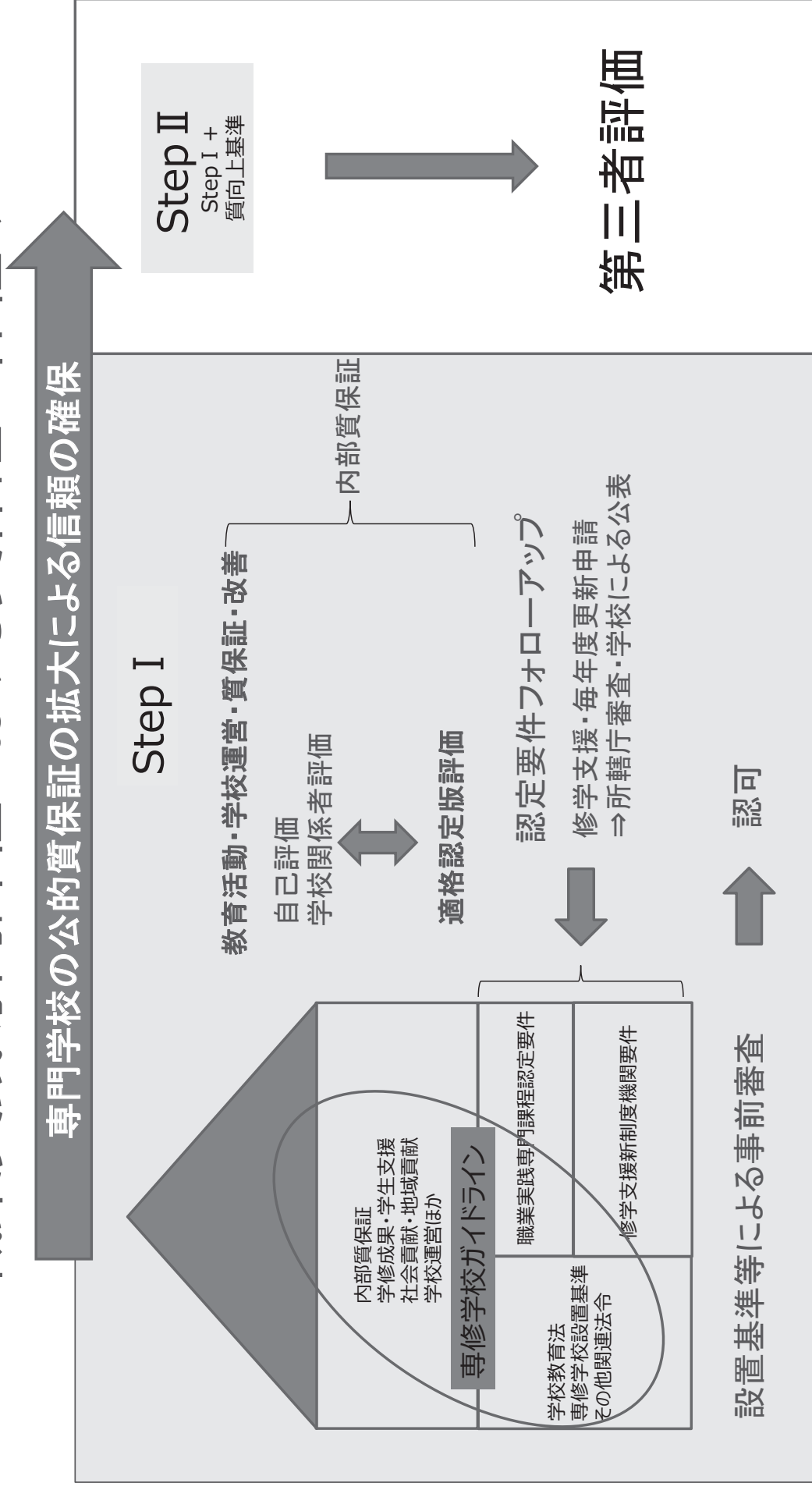
そのため、本事業では、学校制度の基礎部分である法令等の適格要件の確認からはじめ、第三者評価へのステップアップすることの検討、文部科学省が進めている職業実践専門課程の認定要件の充足状況の確認方法の（フォローアップ）見直しの検討から、これまでの公的質保証の枠組みに、第三者評価も含めた学校評価を位置づけ、公的質保証野拡大として整理を行ったところである。

【職業実践専門課程における質保証のイメージ】

※保証すべき質とは、職業教育の質である。



職業実践専門課程における質保証の枠組み



社会に対する情報の公表

第3章 適格認定版評価基準の作成

1 第三者評価しくみ検討部会における検討経過

(1) 第1回部会

令和4年9月14日(水曜日)

14:30 から 16:30

アルカディア市ケ谷

- ・事業計画、事業概要説明、
- ・事業実施に向けた論点・課題の整理、確認
- ・日本技術者教育認定機構の予備審査制度の考え方
- ・第三者評価について段階方式についての考え方



(2) 第2回部会

令和4年10月19日(水曜日) 13:30 から 15:30 アルカディア市ケ谷

- ・法令等基準、職業実践専門課程の認定要件の一覧を整理
- ・法令基準に適合しているかのチェックとエビデンスの考え方を検討
- ・職業実践専門課程の認定要件について、申請時の書式等を確認
- ・修学支援新制度の機関要件の更新確認の現状

(3) 第3回部会

令和4年11月16日(水曜日) 14:30 から 16:30 アルカディア市ケ谷

- ・前2回の審議内容の整理・確認・自己点検シート案についての検討
- ・確認事項の整理（設置法人と学校、対象とする法令等の範囲）
- ・養成指定施設・指定規則等の運用状況確認のしくみとの関係性の整理

(4) 第4回部会

令和4年12月9日(金曜日) 10:00 から 12:00 アルカディア市ケ谷

- ・法令等適合性、職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シートの内容と確認方法の検討・養成指定施設別の確認方法と関係性の整理
- ・職業実践専門課程認定要件充足状況確認の見直しとの整合性
- ・職業実践専門課程の設置校を対象とする第三者評価の第一段階の位置づけ

(5) 第5回部会

令和5年1月11日(水曜日) 14:30 から 16:30 アルカディア市ケ谷

- ・第三者評価フォーラム（成果報告会）の開催結果・適格認定版評価基準書について検討・事業実施委員会への報告事項、審議のまとめ

2 適格認定版評価基準の適合に関する確認方法

項目	法令等による基本要件 適合状況	職業実践専門課程認定要件 充足状況
1 対象校	専門学校	職業実践認定学科設置校
2 法令等の範囲	学校教育法、専修学校設置基準 学校保健安全法、私立学校法	職業実践専門課程認定に関する 規程
3 目的	専門学校の質保証の一環として 実施する。 ①専門学校教育の基本的な質・ 水準の明確化 ②基本要件に関する自己点検・ 結果公表による学校の説明責 任への支援 ③第三者評価の動機づけ促進	専門学校の質保証の一環として 実施することを制度化。 ①認定要件の充足、実践的職業 教育の質・水準の明確化 ②学校が行う職業教育の認知 度の向上 ③関連する企業・団体等との連 携強化への支援
4 確認方法	①「自己点検シート」は、機構 から提供（機構 HP） ②学校は自己点検し、点検文書 （エビデンス）を整備、点検結 果を公表 ③第三者評価機関は、希望する 学校に対して確認を行い、改善 状況を確認して結果公表	①「自己点検シート」を機構か ら提供、学校が自己点検し、点 検文書（エビデンス）を整備 ②学校は第三者評価機関選定 し、点検シート、点検文書（エ ビデンス）を機関に提出 同時に「法令等による基本要件 適合性の自己点検シート」提出 ③第三者評価機関は確認を行 い、結果を公表
5 確認結果・公表	①項目ごとについて、適合/不 適合を表示 ②第三者評価機関は改善状況 を確認し、結果公表	①認定要件ごとに適合/不適合 を表示 ②項目ごとに是正事項、改善事 項、特長ある取組をコメント ③結果を公表
6 結果への対応	①是正すべき事項として指摘 された事項に対し改善計画策 定、第三者評価機関に提出 ②改善結果を第三者評価機関 に提出	①是正、改善項目に対して、学 校は計画を提出、改善後、結果 報告 ②改善経過も加え、結果公表
7 確認実施体制	第三者評価機関に委員会及び 部会（委員会兼務）において 確認	第三者評価機関に委員会及び 部会（委員会兼務）において 確認
8 確認有効期間	自己チェック 1 年 第三者評価機関 5 年間	認定から 5 年ごとに確認 自己チェックは毎年 第三者評価機関 5 年間
9 確認スケジュール	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内
10 評価経費	有料	有料

3 事業実施委員会・部会等における会議資料

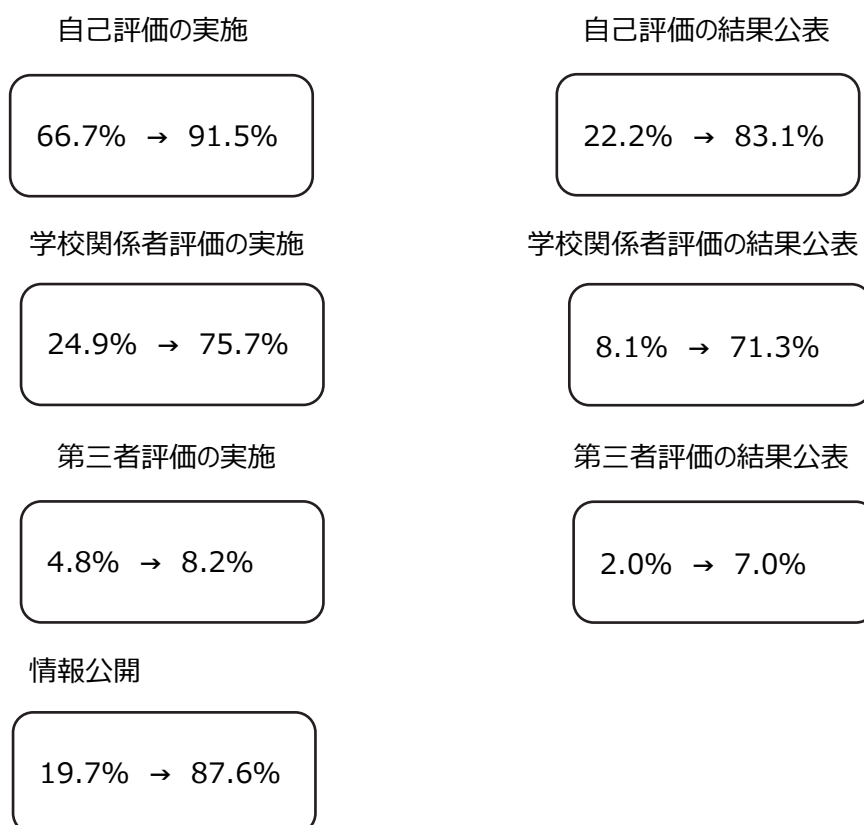
主 な 取 組 事 項	担当部会等	実施時期
1 職業実践専門課程の質保証のしくみと学校評価 ○職業実践専門課程の質保証の枠組み、保証すべき質とは何か、質保証の範囲を確認、質保証と第三者評価の相関性について審議を行いまとめる。	○事業実施委員会 ○第三者評価しくみ検討部会	R4/8 月～ R5/1 月
2 適格認定版評価基準書（仮称）の策定 ○適格認定版評価基準策定 ・第三者評価における基準適合性の確認（適格認定）の機能及び目標に対する結果の検証・改善に向けた組織体制の整備など質保証の機能についての評価基準の分割と体系化 ○第三者評価の実施方法の検討 ・評価の客観性及び厳格性の確保 ・職業実践専門課程認定要件の充足状況確認（フォローアップの制度化）との関連性 ・修学支援新制度機関要件の確認申請及び更新申請の所轄庁における手続きとの関連性 ・受審校等の負担軽減の視点 ○実践的職業教育の学校評価の体系化 ・機関別評価と分野別評価 ・第三者評価の段階的实施 ・自己評価、学校関係者評価、第三者評価の関連性	○事業実施委員会 ○第三者評価しくみ検討部会	R4/8 月～ R5/1 月
3 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営 ○主な活動内容 ①実践的な職業教育の質保証・向上に向けた取組みの検討 ②団体間における情報交換・情報共有 ③第三者評価等について検討・指向している団体への情報提供、支援、学校評価に関する情報発信のあり方検討 ④評価機関の充実に向けた研修⇒拡大研修会の開催	○事業実施委員会 ○連絡協議会運営部会	R4/8 月～ R5/1 月
4 事業成果の積極的な公開 ○事業の実施状況及び事業成果の公表 ②成果報告会として「第三者評価フォーラム」を開催映像で同時配信 ①成果報告書にまとめ出版、当機構ホームページで公開	○事業実施委員会 ○第三者評価しくみ検討部会 ○連絡協議会運営部会	① R5. 2. 1(水) ② R5/3 月

「職業実践専門課程等の充実に向けた第三者評価受審促進のための
調査研究・提言」事業実施に向けた論点・課題の整理

1 専修学校における学校評価実施状況

○専修学校における学校評価は、文部科学省調査（令和 3 年度）によると 91.5%が自己評価に取組み、学校関係者評価には、75.7%が取組んでいる。しかしながら第三者評価への取組は、8.2%にとどまっている。

学校評価実施状況の比較（H25→R03）



出典：各年の 5 月 1 日現在の数値 出典：私立高等学校等の実態調査

2 職業実践専門課程の質保証の枠組み

○事業全体の審議の前提として、職業実践専門課程の質保証の枠組み、保証すべき質とは何か、保証するために必要なシステム等についての共通理解を得るため、昨年度の第三者評価の定義等に継続して審議を進め、必要がある。

○その際、質保証等の用語、検討の対象、範囲を確認、職業実践専門課程における保証すべき質とは何か、公的な質保証の枠組みと第三者評価の相関性について審議を行いまとめる。

【参考】中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（審議のまとめ・概要）から

○「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を併せ持つように設計されており、一定程度機能している。

○しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。

⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて

①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

【質保証システムで保証すべき「質」】

・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」

・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

【改善・充実の方向性】

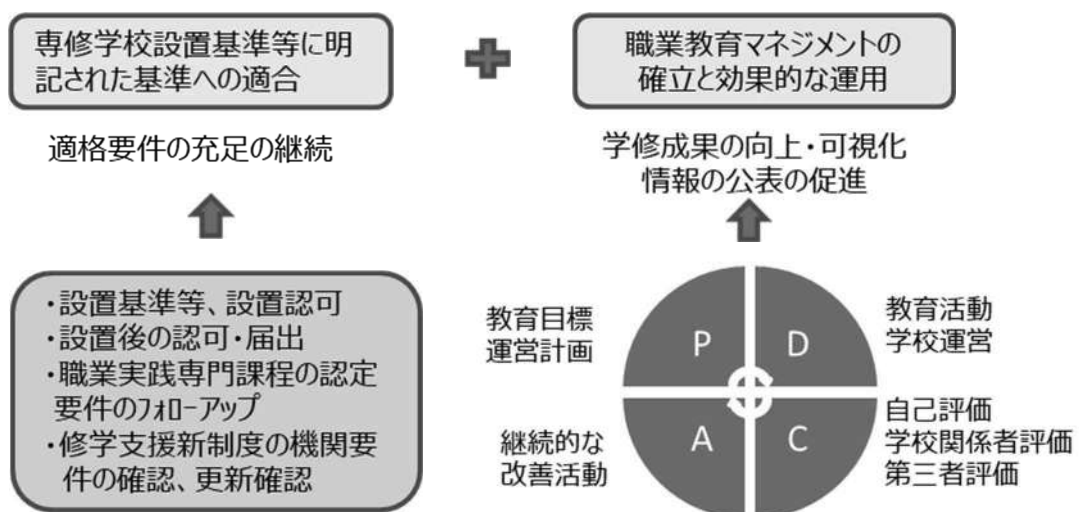
2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現 ②社会に開かれた質保証の実現

4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上 ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）

④厳格性の担保

【職業実践専門課程における質保証のイメージ】

※保証すべき質：職業教育の質



3 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議のまとめから

○令和4年3月30日に公表された、「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」によると、職業実践専門課程は、認定要件の実施により教育内容に対する学生・生徒の満足度向上、知識や技術に対する教職員の理解や指導力の向上、職業教育の可視化等に寄与している一方で、一層の認知度向上や個々の取組の充実を図りながら、更なる普及を図っていくことが課題であるとしている。とりまとめから、質の保証等に係る関係部分を下記に抜粋する。

【参考】「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」から

3. 職業実践専門課程の充実に向けて

（3）学修成果の可視化、学校評価及び情報公開

① 学修成果の可視化

- ・ 企業等との連携を円滑に進め、教育内容に対する理解を得ていくためにも学校における学修成果を可視化し、企業等で必要とされる人材を育成していることを客観的に示していくことが重要である。
- ・ その際、継続的な学修を記録し企業等も参加するコミュニケーション型の学修ポートフォリオ等の活用、卒業生に関する進路や就職、初期のキャリア状況等に関する調査、学校に対する満足度調査、就職先企業による卒業生調査、在校生による授業評価を実施することなども有効である。

② 学校評価

- ・ 職業実践専門課程の認定要件として、学校関係者評価の実施とその結果の公表が求められており、関係者として企業等の役員又は職員の参画が求められている。
- ・ 評価の結果を踏まえて、教育活動と学校運営の改善につなげていくことが重要であり、学校関係者評価の実施を基本としつつ、職業実践専門課程の更なる充実のため、専門学校の特性を踏まえた職業教育における第三者評価の仕組みも参考にした検討が必要である。

③ 情報公開

- ・ 社会の状況や産業が大きく変化し続ける中、専門学校がその教育理念、目的・目標、教育活動や教育内容などを、社会に対し正確かつ積極的に伝えることにより、専門学校の特徴や強みを提示し、社会への説明責任の遂行や、教育の質保証・向上、社会からの信頼の獲得、関係業界などとの連携の促進などを実現することが可能になる。
- ・ また、情報公開は一方的なものではなく、社会からのフィードバックにより、社会の変化や最新のニーズを把握するためにも有効である。
- ・ 修学支援新制度の創設により、専門学校における情報公開も進展しているところであるが、職業実践専門課程の更なる充実のために、情報公開にあたり、更に公開が求められる内容や公開の手法等について分かりやすく示していくことが求められる。
- ・ また、就職率や中退率等の各種データを統一的な基準により比較可能な形で公開していく方策を検討していくことも有効である。

(5) PDCAサイクルを支える基盤

- ・ 職業実践専門課程の充実に向けた PDCA を回し、職業教育のマネジメントを効果的に発揮するための基盤的要素として、組織的な教職員体制の構築が必要である。
- ・ 各学校においては、それぞれの教育理念や育成する人材像・教育方針を明確にしつつ、それを教職員全体で共有しつつ、教職員の採用・配置・育成・評価を組織的に行うことが求められる。
- ・ また、各教員の授業改善を継続的に行うことにより、授業の質を維持・向上させていくことが重要であるが、組織として研修の機会を確保することや、授業評価の実施とそのフィードバックを実施することなども有効である。このような取組は、常勤教員のみならず非常勤教員にとっても重要である。
- ・ 更に、PDCA サイクルを回していくことは、職業実践専門課程の充実のみならず、専修学校全体の質の保証・向上にも寄与するものである。

(6) 職業実践専門課程充実にに向けた具体的方策

- ・ 上記を踏まえ、現行の職業実践専門課程認定の要件について、更なる明確化等を図る必要があるものについて、実施要項の見直し或いはガイドライン等の作成により関係者に分かりやすく示していくことが必要である。その際、現行の専修学校に関わる制度との整合性も踏まえながら検討することが必要である。
- ・ また、職業実践専門課程のフォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていく。
- ・ 更に、職業実践専門課程の充実を図るため、認定校における更なる高度化等の取組に対して支援を進めていくことが必要である。
- ・ 特に、職業実践専門課程においては、企業等との連携が重要となることから、企業等関係者に職業実践専門課程の制度の意義を理解してもらうことが必要である。また、企業等との連携に関して、地域や分野における特性を踏まえながら、関連業界と連携する手法や卒業生に対しても、その求めに応じてスキルアップやリスクのための機会を提供する取組などの優良事例を示していくことも必要である
- ・ 専門学校の新入生の大半は高等学校の新卒者であることから、高等学校の教員や生徒、保護者等に職業実践専門課程の制度の意義を周知するとともに、専門学校と高等学校が連携し、共通の目標設定や一環したカリキュラム構築を目指す高専連携の取組等を進めていく中において都道府県における教育委員会や私学担当部局等行政及び企業等への理解を深めていくことが必要である。
- ・ 職業実践専門課程の充実を図るには、都道府県私学担当部局との取組が重要であるが、その取組の推進に当たっては、私学担当部局のみならず、教育委員会、産業振興部局、雇用労働部局等との更なる連携を促していく必要がある。また、地域の資源として専門学校を活用し、地域の発展に資するといった視点で働きかけていくことも重要である。

3 学校側の負担軽減の観点

○学校評価の実施・結果公表に加えて、職業実践専門課程の認定要件の充足状況調査、定められた「様式 4」による情報公表や修学支援新制度の機関要件確認申請、更新の手続きも行われている。

○学校評価等質保証に関する業務は、主に本務教員、本務職員が担っていると考えられる。

○専修学校の学校規模は、学校基本調査（令和 3 年度）の生徒数別学校数からみると以下のとおりで、200 人以下の比較的小規模校が多い。

・200 人以下	1642 校	61.08%
・201～800 人	946 校	35.20%
・801 人以上	100 校	3.72%

※私立専修学校数 2889 校 うち 201 休校中のため割合から除くいている。

○同じく専門課程の 1 校当たりの本務教員は 13.4 人、私立専修学校全体の本務職員数は、1 校当たり 5.4 人となっている、また、本務職員数は、以下のように、地域で差がある。

- ・東京 9.5 人 ・大阪 7.7 人
- ・福岡 5.9 人 ・島根 4.2 人

○一方、平成 28 年度職業実践専門課程実態調査結果（文部科学省委託事業）によると、認定要件となっている教育課程編成委員会等の運営については、大都市以外、小規模校ほど課題を抱えているとしている。

○評価機構が文部科学省受託事業において行った第三者評価に関するアンケート調査からも地域差等への配慮を求める意見が寄せられている。

○上記のことからも、第三者評価の実施方法等について、改めて、学校側の負担軽減の観点から、そのあり方の検討が必要となってきている。

4 第三者評価導入のメリット、受審意欲の醸成を踏まえた第三者評価のあり方

○第三者評価のメリットとは、平成 28 年度文部科学省受託事業において、モデル校及び評価機構の第三者評価受審校に対するアンケート調査を実施した。第三者評価の受審による効果については、いずれも効果があるとの回答である。

○効果が期待できる事項については、学校運営、教育活動の面から、第三者評価の目的に照らして妥当な回答が寄せられている。

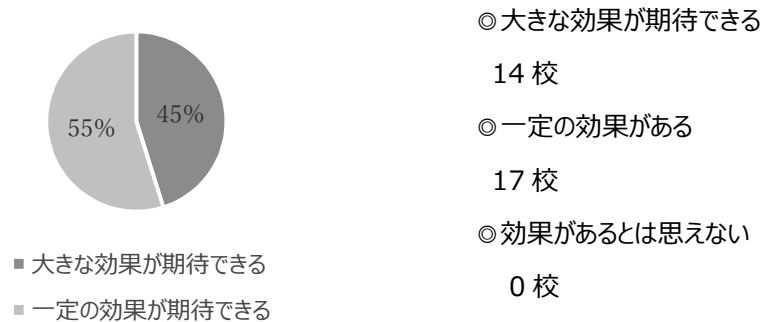
○また、令和 3 年度文部科学省受託事業における 47 都道府県（所轄庁）及び 47 都道府県の専修学校協会へのアンケート調査結果からは、職業実践専門課程の認定制度に加えて、修学支援新制度がスタートしていることから、これらの要件における質保証の機能と第三者評価との関連性についての回答もあり、第三者評価の位置づけや支援に関する要望も明確化してきているような印象がある。

【参考】第三者評価の受審に関するアンケート調査結果（文部科学省受託事業）抜粋

○調査期間：平成 28 年 9 月 8 日から 21 日

○回答数：モデル評価 13 校、機構評価 18 校 合計 31 校

1 第三者評価の効果について



2 効果が期待できる事項

◎ 学校運営に関する事項

（自己評価などの取組みの中で情報の共有化など教職員意識の変化が見られた。）

（組織体制、事務分掌の再点検ができ、改善につながった。）

（学校運営の健全性、透明性を社会に示すことにより専門学校教育の質の向上と社会的認知の向上が期待できる。）（第三者からの指摘により改善点が明確になる。）

（自己評価、第三者評価の過程を通して客観的な活動、業務の見直しのきっかけとなった。）

（エビデンスの整理を通して、学校の現状について見直すことができた。）

（改めて、教職員に対して、教育理念や方針を周知徹底できた。）

◎ 教育活動等に関する事項

（外部の意見を聞くことにより、新たな視点で教育活動を展開できる。）

（客観的な視点を取り入れることで教育活動の向上が期待できる。）

（これまでの教育課程編成、企業連携に対し、改善すべき点が明確になった。）

（教育活動等について評価基準に照らして、全体的には基準以上であると確認できた。また、中途退学の低減など改善すべき点についても把握できた。）

（授業評価、教員研修について見直すことができ、教育活動全般の検証ができた。）

（課題の発見と問題解決について全校体制の確保に期待できる。）

（明文化されていなかった内部ルール・手順について文書化の契機となった。）

【参考】第三者評価及び評価機関の定義・要件に関するアンケート調査の結果（抜粋）

○調査期間：令和３年１月２７日から令和４年１月２１日

１ 回答書の回収状況 調査対象校 ①都道府県 ４７ ②協会 ４７

回答書提出 ①都道府県 ３９(回答率 83%) ②協会 ２６(回答率 55%)

２ 調査結果（※なお、「複数回答」、「無回答」があるため合計と一致しない場合がある。）

（１）第三者評価の必要性について

・できるだけ早い時期に導入する必要がある… 都道府県 ３(8%) 協会 ４(15%)

・いずれ時期をみて導入を図る必要がある……都道府県 32(84%) 協会 20(77%)

・導入の必要は無い……………都道府県 ３(8%) 協会 ２(8%)

「導入の必要は無い」とする理由等：

・まずは第三者評価について明確な定義、意義について議論を尽くすべきであり、職業実践専門課程に対して早急な導入を行うべきでない。

・必要に応じて導入することもやぶさかではないが、まずは国において必要性等を整理・検討されるべきかと思われる。

・修学支援新制度の機関要件としても第三者評価の実施までは求めていないこと、職業実践専門課程においては、学校関係者評価により教育内容の質の担保は可能と考えられる。

・制度や実施体制等が整備されていないため、職業実践専門課程への導入の可否についての判断は困難と考える。

・同課程は外郭団体・企業との協働を実態としており、教育課程策定から外部の意見や評価を受けていると考えられる。さらなる第三者の評価は、こうした関係性の中で不要である。

・する小規模校を含め、多くの認定校を作ることを優先ため。

（４）学校評価に対する支援について

・自己評価、学校関係者評価の実施経費に対する助成制度がある

……………都道府県 ４(12%) 協会 ４(33%)

・自己評価、学校関係者評価の実施及び結果について確認している

……………都道府県 14(44%) 協会 ５(42%)

・自己評価、学校関係者評価の実施に係る研修会を開催している

……………都道府県 ０(0%) 協会 ２(17%)

・自己評価、学校関係者評価の実施に係る研修会の開催経費を助成している

……………都道府県 １(3%) 協会 １(8%)

・評価に対する直接の補助は行っていないが、他の助成を行うに際し、自己評価、学校関係者評価の実施及び結果公表を要件にしている

……………都道府県 ６(19%) 協会 ０(0%)

・第三者評価の実施経費に対する助成制度がある

……………都道府県 ２(6%) 協会 ０(0%)

・現行では学校評価に対する助成制度を設けていないが、今後、支援・助成制度を検討している

……………都道府県 ５(16%) 協会 ０(0%)

「学校評価に関する支援、助成制度についてのご意見等」

- ・第三者評価の導入の必要性については他の学校種との整合性にも配慮する必要がある。
- ・評価の実施が、学校側にとって、過大な費用負担や業務負担とならない事にも配慮いただきたい。
- ・専門学校のみを設置する学校法人等については、財政的に規模の小さな法人も多数あり、独立した機関への評価を依頼するのは難しい学校があると考えられる。国による専門学校の第三者評価に対する支援・助成制度があると有難い。
- ・評価制度が専修学校の質の向上に十分に資することが必要で、制度の運用について学校の負担軽減を図るとともに、適切に評価に取り組む学校に対しては、国及び都道府県等による十分な財政支援を行う(メリットを提供する)ことが必要と考える。
- ・第三者評価は、現時点より効果的かつ公平性な評価を学校側にもたらすと考えている。
- ・教育の質の維持向上という観点からも、各都道府県で制度や対応にばらつきがでないよう国で統一的な基準等を示してもらえると助かります。
- ・職業実践専門課程認定中の自己評価、学校関係者評価と第三者評価は、切り離して考えるべきである。無論、第三者評価の認定機関の設置、定義についての整理と議論は必要だが、前者の取組が4割程度で、まして、認定校の自己評価等のチェックすら出来ていない中で、大学的第三者評価を実施すべきということには疑問を持つ。同時並行的に学校関係者評価の認定の増加及びチェック機能の充実を図り、専門学校としての足並みを揃えるのが先決である。また、都道府は、比較的機能している協会もあるが、規模の小さい県の協会が第三者評価の取組推進を担うのは現実的でない。もう少し地方の現状を踏まえてほしい。
- ・自己評価、学校関係者評価、第三者評価はすべて教育の質保証を目的として行われるものだと考える。したがって、県としては学生のために、それらの評価が各学校で行われることを奨励していただきたい。そのための支援、助成制度を整備してほしい。
- ・私学は自らの建学の精神に則り、自助努力により継続・発展していくものであり、過度の第三者的立場の個人・団体からの評価は基本的に不要であり、自己評価の公表も不要と考える。勿論、監査行政課からの監査は引き続き誠実、正確さをもって対応すべきである。
- ・一条校との格差を是正するためにも、行政が関係団体としても前向きに検討し、助成制度など体制の拡充が重要である。
- ・若年者の減少があるため、入学生確保の観点からも、食のミッシュランのように評価をあげて行くインセンティブが働くようにする工夫が必要。また、地方は小規模校が多く、人員・資金面からも限りがあるため、評価を実施するための経費については助成措置が必要である。無ければやらない学校が増加する。

5 段階的第三者評価の項目・基準の設定と実施方法の検討

○学校評価ガイドラインに示されている評価項目、基準は、学校運営、教育活動等に関してすべてをカバーする考えから構築されているため、項目基準が多岐にわたっている。職業実践専門課程の認定校では、自己評価、学校関係者評価の対応は定着しているものの、第三者評価において、一度に実施することが困難で、特に小規模校では十分に対応できないとの意見がある。

○第三者評価の基準・項目は、基準適合性の確認基準・項目に加え、内部質保証、学修成果の把握、学生支援など質保証・向上に向けた基準・項目により、構成されている。

○第三者評価について上記の2つの基準項目を分けて実施することにより、負担軽減になるのか、さらに、質保証が十分なされるか、特に実施方法について十分検討する必要がある。

○その際、専修学校ガイドラインによると自己評価、学校関係者評価は、毎年、ガイドラインが定めた項目・基準について行うことになっている。（職業実践専門課程等の認定要件になっている。）現行のしくみと整合性を図る必要がある。

○職業実践専門課程の認定要件のフォローアップは正式には制度化されていない。一方、修学支援新制度の機関要件は、毎年度、所轄庁あて、更新の確認申請が行われている。段階的な第三者評価のうち、適格認定に関する基準についての評価との関連性で学校の負担軽減が図れるか。効率的な実施方法からの観点から、現在の第三者評価の実施方法とは別の方法を検討することが必要である。

6 分野別評価と機関別評価について

○専修学校設置基準上の分野分類は8分野に分類され、校舎規模、教員数等の基準になっている。この分野分類と評価項目・基準との関連性、同じ基準なのか、分野に応じた異なった基準があるかについての検討が必要である。

○上記については、分野横断的な基準として整理した項目基準において整理ができていると考える。

○分野別評価基準と職業能力評価との相関性について、本事業の採択にあたって審査委員からの意見があった。職業能力評価とは何を指しているか定かではないが、厚生労働省関係の職業能力評価基準だとすると、実際に職業に従事した後の企業が取組むキャリア育成の側面が強いように受け取れることから、分けて考える必要があるのではないかと。

【参考】職業能力評価基準について 厚生労働省ホームページから

「職業能力評価基準」とは、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例（職務遂行能力）」を、業種別、職種・職務別に整理したものです。

平成 14 年度から、業種横断的な事務系職種のほか、電気機械器具製造業、ホテル業などものづくりからサービス業まで幅広い業種を整備しており、公的な職業能力の評価基準です。下図のように採用や人材育成、人事評価、さらには検定試験の「基準書」として、様々な場面で活用できるものとなっています。

○分野別評価の前提とする職業分野分類の必要性和検討状況については、検討を行っている機関、団体へ確認する必要がある。

7 職業実践専門課程の認定要件の評価 について

○職業実践専門課程の認定要件には、定量的の要件と定性的な認定要件がある。現状の第三者評価では、認定時の要件が継続的に充足しているかの観点で評価を行うこととしている。エビデンスとしては、更新確認申請時とほぼ同様の様式の提出を求めている。

○学校が独自に定量的な目標を定めている場合を除いては、評価基準として定量的な基準を定める根拠はない。

○法令等で定められている項目は、法的な基準が満たされているか否かが評価基準となっている。

評価基準のあり方についての検討すべき点として本事業の採択にあたって審査委員からの意見があった。

8 教育情報の公開の促進

○質保の保証の枠組みに情報の公表を位置付けられる。

○平成 28 年度の文部科学省委託事業「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究において実施された高等学校への調査結果によると、専門学校が提供する情報について「情報量」や「情報の種類」に対する評価は高いものの、「情報の信頼性」への評価が相対的に低い。

○「定員の充足率、経営状況、教員情報、奨学金の対象者数など基本的な情報がない。情報量に学校間の格差がある。就職実績、国家試験合格率など集計方法も学校ごとに異なっていて情報に統一性がない。資格合格率やデータの積算根拠が明確でなく、データの時点も不明確である。生徒に対する指導実態、学習支援の状況など教育内容に関する情報がない。」など同調査に意見が寄せられている。

○職業実践専門課程の認定学科、修学支援新制度の機関要件確認校は決められた様式による情報の公表が義務付けられている。学校のホームページへの掲載も指導があり、確認しやすく改善はされている。

○第三者評価結果の公表と一般的に知りたい情報である就職率、資格取得率、中途退学率などのデータ等とは基本的には分けて考える必要がある。

○第三者評価においては、客観的にエビデンスにより確認できる学修成果の数値はあるが、評価結果としてどこまで公表するかについて一定の基準が必要である。現在の第三者評価結果の公表においては、学校の目標設定に対する結果として数値を表現することはある。

○いずれにしても、第三者が客観的に確認したデータなど学修成果の公表は、課題である第三者評価の社会とのつながりを構築する上で重要な事である。

予備審査制度の導入と暫定認定プログラムとしての公表について

2013 年 6 月 20 日（修正）

一般社団法人日本技術者教育認定機構

日本技術者教育認定機構（以下 JABEE）では、2013 年度より下記のとおり予備審査制度を導入いたします。同様の制度はワシントン協定加盟団体の多くで実施されており、今後認定を受けようとする教育プログラムにとって意義のある制度と考えられることから JABEE も 2013 年度から実施することにいたしました。

これから新たに JABEE 認定取得を検討中の教育機関、あるいは、認定を得るための準備に入っている教育機関の関係各位におかれましては、ぜひ本制度の活用により、教育の質保証と継続的改善を加速されることをご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

記

1. 予備審査制度の概要

従来、教育プログラムの認定を新たに取得するためには、プログラム修了生を輩出した後に新規審査を受審する必要がありました。今回の「予備審査」では、認定を取得していないプログラム開始後の早い段階で「予備審査」を行い、予備審査のために定められた要件を満たす場合は「暫定認定」プログラムとして公表することで、教育の質保証と継続的改善に熱心に取り組まれ、一定以上の水準に達しつつあることを社会に向けて明示します。併せて、プログラムとして改善すべき点などを JABEE が指摘・助言することによって、教育機関が早期かつ効率的に改善を施す機会の獲得を可能にするための制度です。

上記のとおり、予備審査は、これまでの制度の審査による「認定」に向けて活動中のプログラムを公表し、支援するためのものであり、従来行われている「認定・審査」とは異なるものです。このため、暫定認定プログラムとして公表される期間の卒業生は、認定プログラムの修了生とは区別されます。また、予備審査の受審は任意です。すなわち、予備審査に基づく指摘・助言をプログラムの改善に反映した後に新規審査に臨むのか、または予備審査を受審せず直接新規審査に臨むのかの選択は、あくまで教育機関に委ねられています。このため、予備審査の受審の有無や予備審査の結果とその後の新規審査との直接の関係は持たせておりません。

JABEE は予備審査の導入により、次のような効果が期待できると考えています。

- 暫定認定プログラムとして、技術者教育の質向上・質保証と継続的改善に取り組んでいる事実を公表することにより、受験生及びその保護者、産業界、社会にアピールすることができる。
- 新規審査を受けるまでにプログラムの改善を効率的に進められる。それによって、将来、新規審査を受審するときに不認定となるリスクを減らすことができる。
- 新規審査受審時のプログラムの完成度を高めることにより、新規審査で認定された

場合、認定の有効期間が最長の 6 年になる可能性が高くなる。

2. 予備審査の内容と実施要領

予備審査の実施に関する概要を以下に示します。なお、予備審査に必要な実施要領および関連文書は、本年 6 月までに順次公開の予定です。

(1) 予備審査の対象、申請

- a) 予備審査の申請は任意とする（予備審査を受けなくても新規審査の申請は可能）。
- b) 予備審査の対象は、JABEE が認定対象とするすべてのプログラムとする。
- c) 予備審査は、プログラムを開始した年度（初めての履修生が履修を始めた年度）以降の実施とする。なお、実施する年度にかかわらず、予備審査の内容は同一とする（プログラムが年次進行していることによる審査項目の増減はない）。
- d) 暫定認定有効期間終了後の有効期間継続（及びそのための審査）は行わない。
- e) 2013 年度の予備審査申請期間は、2013 年 7 月 1 日～2013 年 9 月 30 日とする（申請用の文書は別途定める）。

(2) 予備審査方法

- a) 予備審査で使用する基準は、その時点における最新の基準（2013 年度～2015 年度の予備審査は 2012 年度改定基準の予定）の中の一部の項目とする（別途定める）。
- b) 予備審査は自己点検書に基づく点検と実地確認により行う。実地確認は、原則 1 日（日帰り）とする。
- c) 予備審査の結果は点検項目への適合度合を判定しない。改善を要する項目を明示し、改善に向けての指摘・助言を行う。報告書で指摘された事項に対する改善報告（自己点検書の改定版）が提出された場合は、審査員がその改善内容を精査し回答する。
- d) 予備審査の結果、対象プログラムが新規審査を受けられる年に認定基準への適合を果たせる状況にあると判断した場合、暫定認定プログラムとして公表する。一方、対象プログラムが新規審査を受けられる年までに認定基準への適合が困難な状況にあると判断した場合には、暫定認定プログラムとして扱わず、結果を外部に公表しない。

(3) フォローアップ（仮称）

暫定認定プログラムの改善状況についてのフォローアップを、予備審査実施年度の翌年度以降に 1 回のみ実施する。

(4) 審査料等

予備審査の審査料、フォローアップ料は別途定める。

3. 予備審査の結果の扱いと暫定認定

- (1) 予備審査の結果、JABEE の認定基準を一定以上満たして組み立てられていると認められたプログラムは、暫定認定プログラムとして JABEE ホームページで公表される。
- (2) 教育機関は暫定認定の有効期間中は、当該プログラムが暫定認定プログラムであることを公表し、活用することができる。
- (3) 暫定認定プログラムであることの期間は、新規審査を受審する予定年度末又は別文書で定める期限に達した時点で終了する。ただし、新規審査の結果認定有効期間が与えられた場合は、暫定認定プログラムであることは終了する。
- (4) 暫定認定プログラムである期間中にそのプログラムを卒業した学生に対する技術士一次試験免除、各種協定に基づく国際的同等性等の資格は与えられない。
- (5) 暫定認定プログラムである期間中に新規審査を受審することが強く望まれる。

以上

2013 年 3 月 28 日 初版

2013 年 6 月 20 日 修正

予備審査における「認定・審査の手順と方法」

2022 年度適用版

本文書は、JABEE が実施する技術者教育プログラムに対する予備審査の手順と方法等を示すものであり、「技術者教育認定に関わる基本的枠組」に基づき実施される認定審査（以下「本審査」という。）に関する「認定・審査の手順と方法」との相違点を記載している。なお、本文書中で使用される用語は、略称を含め、特に説明がない限り「認定・審査の手順と方法」に記載されたものと同じである。

なお、予備審査及び暫定認定に関する認定・審査の手順及び方法等に関して、本文書に定めがない事項については、JABEE が別途定める。

I. 本審査の「認定・審査の手順と方法」との相違点

認定・審査の手順と方法（本審査）	予備審査の手順と方法（本審査との相違点）
1. まえがき この「認定・審査の手順と方法」は、日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）が「技術者教育認定に関わる基本的枠組」に従い制定した日本技術者教育認定基準（以下「認定基準」という。）に基づき行う技術者教育プログラム（以下「プログラム」という。）の認定・審査の手順及び方法等を示すものである。 高等教育機関（以下「教育機関」という。）に属するプログラムを主体的に運営する組織（以下「プログラム運営組織」という。）は、プログラムの認定を受けるための準備を行う際に本文書を参考にし、かつ、本文書に記載されたプログラム運営組織の責務について遵守しなければならない。 なお、認定・審査の手順及び方法等に関して、本文書に定めがない事項については、別途定める。	1. まえがき 本文書は、JABEE が実施する技術者教育プログラムに対する予備審査の手順と方法等を示すものであり、「技術者教育認定に関わる基本的枠組」に基づき実施される認定審査（以下「本審査」という。）に関する「認定・審査の手順と方法」との相違点を記載している。なお、本文書中で使用される用語は、略称を含め、特に説明がない限り「認定・審査の手順と方法」に記載されたものと同じである。 なお、予備審査及び暫定認定に関する認定・審査の手順及び方法等に関して、本文書に定めがない事項については、別途定める。
2. 認定の対象、方法、及び有効期間 2.1 認定の対象 2.1.1 プログラムと教育課程 認定の対象は「技術者教育認定に関わる基本的枠組」第 5 章、5.1 に示される認定種別のいずれかに該当する学位プログラムのうち、以下を満たすものである。 (1) 学士課程プログラム 認定の対象は技術者の基礎教育を大学学士水準で実施して、修了生に学士号を授与する学位プログラムであり、その教育課程は以下のいずれかとする。	2. 予備審査の対象、方法、及び有効期間 2.1 予備審査の対象 2.1.1 プログラムと教育課程 予備審査を実施する対象は、本審査を実施する対象となるすべてのプログラムとする。

なお、プログラムが設置される学部・学科・課程等や授与される学士号の種類は問わない。 (a) わが国の学校教育法第 1 条その他で定められる大学(以下「大学」という。)における、4 年間の修学期間を有し 124 単位以上の取得をもって卒業を認め、卒業生に学士号を授与し、プログラム修了生とする教育課程。 (b) わが国の省庁が設置する、又は独立行政法人が運営する大学校(以下「大学校」という。)における、4 年間の修学期間を有し、かつ、大学における 124 単位と同等以上の単位取得をもって卒業を認め、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より学校教育法第 104 条第 4 項第 2 号, 学位規則第 6 条第 2 項に基づき学士号が授与される者をプログラム修了生とする教育課程。 (c) わが国の学校教育法第 1 条その他で定められる短期大学又は高等専門学校(以下「高専等」という。)における、大学 1、2 年生相当の 2 年間と、当該高専等が設置する専攻科における 2 年間との合計 4 年間の修学期間を有し、大学における 124 単位と同等以上の単位取得をもって卒業を認め、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より学校教育法第 104 条第 4 項第 1 号, 学位規則第 6 条第 1 項に基づき学士号が授与される者をプログラム修了生とする教育課程。 (d) (a)、(b)又は(c)に準拠し、かつ、JABEE が認める教育課程。 (2) 修士課程プログラム ＜省略＞ (3) 学士課程・修士課程連続プログラム ＜省略＞ 2.1.2 プログラムの要件 認定を希望する、又は認定を受けているプログラムは、審査を受ける前に以下の要件を満たしていなければならない。 (1) プログラムは、同一教育機関内の他のプログラムと明確に区別できる、日本語の公表されている名称をもたなければならない。 (2) プログラム運営組織は、当該プログラムの履修生	2.1.2 プログラムの要件 予備審査の実施を希望するプログラムは、以下の要件を満たしていなければならない。 (1) ＜本審査と同じ＞ (2) ＜本審査と同じ＞
---	--

及び修了生とそれ以外の学生を明確に区別できるよう、名簿による管理を行っていない。 2.1.3 プログラムの認定分野 プログラムは、「技術者教育認定に関わる基本的枠組」第6章に記載されている認定分野の中から、審査の際に認定を希望する分野を一つ以上指定する。ただし、複数の分野を指定した場合は、プログラムが指定したすべての分野の分野別要件を考慮して認定審査が行われる。 2.2 認定の方法 プログラムは当該年度の認定基準(共通基準と個別基準)を満足しているか否かについて審査によって判定され、その結果に基づいて認定が行われる。 JABEE は、プログラム運営組織が申請したプログラムについて審査を行い、認定基準をすべて満たしているプログラムを認定する。このため、JABEE は、個々のプログラムの審査を JABEE の正会員である学協会又は合同学協会(以下「学協会†」という。)に委託し、委託された学協会が担当プログラムの「審査チーム†」を派遣する。この審査チームを派遣する主たる学協会を「審査チーム派遣機関†」という。 審査チームは主審査員、副審査員及び必要に応じて加えることのできる「審査研修員†」から構成される。 ＜以下省略＞ 2.3 審査の方法、項目及び結果の記述 審査は認定基準の各項目(以下「点検項目」という。)のうちのすべて又は一部の項目(以下「審査項目」という。)及びそれに基づいて総合的判定を行うための「点検大項目」について、原則として自己点検書の審査と実地審査によって行われる(以下「通常審	2.1.3 プログラムの暫定認定分野 プログラムは、「技術者教育認定に関わる基本的枠組」第6章に記載されている認定分野の中から、予備審査の結果与えられる「暫定認定」を希望する分野を一つ以上指定する。ただし、複数の分野を指定した場合は、プログラムが指定したすべての分野の分野別要件を考慮して予備審査が行われる。 2.2 暫定認定の方法 プログラムは当該年度の認定基準(共通基準と個別基準)の中の定められた部分(別紙1に示す)を満足しているか否かについて審査され、その結果に基づいて暫定認定が与えられる。プログラムの予備審査は JABEE 又は JABEE の正会員である学協会から推薦された審査チームにより構成した審査団を派遣して実施する。審査団は、提出された自己点検書の内容を調べ、実地確認を行い、予備審査段階での認定基準への適合状況を審査する。審査団による審査結果は、JABEE が設定する予備審査対応の委員会(以下「予備審査委員会」という。)及び認定・審査調整委員会での審議・調整を経て確定する。その確定した結果に基づいて、認定会議が審議・決定し、理事会が承認する。予備審査に関する認定・審査の法的責任は理事会にある。 予備審査に関わる有形無形の情報は関係者が厳重に管理する。管理の方法・期間等詳細は本審査に準ずる。 2.3 審査の方法、項目及び結果の記述 予備審査は、別紙1に示す認定基準の一部の点検項目(審査項目)について原則として自己点検書の審査と実地確認によって行われる。予備審査では、認定基準に対するプログラムの適合状況が審査項目ごとに確認さ
---	---

査」という。)。審査の種類(2.6 参照)によってすべての点検項目を審査項目とする場合と、一部の指定された点検項目を審査項目とする場合がある。また、中間審査(2.6.2 参照)の指定された審査項目が実地審査による確認・判定を必要としない場合は実地審査を行わず、自己点検書の審査のみで行われることがある(以下「書類審査」という。) <以下省略> 2.4 認定行為と公表の範囲 審査結果に基づいて認定可否の判定が行われる。 2.4.1 認定及び不認定 認定・審査調整委員会において審議・調整後に確定した(2.2 参照)結果、すべての点検大項目に対して「欠陥」がないと判定されたプログラムは認定基準を満たしたとし、「認定」と判定する。 <以下省略> 2.4.2 認定の公表 JABEE はその時点で認定されているプログラムの名称及び認定開始年を公表する。なお、JABEE は不認定プログラムに関して、プログラムを特定可能な情報一切を公表しない。 2.5 認定の有効期間とプログラムの責任 2.5.1 認定の有効期間† 認定の有効期間は原則として 6 年とする。有効期間中の認定プログラムの名称は JABEE によって公表される。また、有効期間中の修了生が認定プログラムの修了生となる。ただし、認定基準との適合が弱い場合等、認定を 6 年間維持することが困難と JABEE が判定した場合には、有効期間を短縮する。有効期間が短縮される理由としては、学習・教育到達目標達成の不安定さ、財源状態の不確実性、プログラム運営組織の不確実性、教員や施設・設備の増強・改善の必要性、新規カリキュラムの開始又はカリキュラム変更の進行、特定教員への過度の依存等があり、プログラ	れ、その結果は別に定めるプログラム点検書及び予備審査報告書に記録として残されるが、審査項目ごとの「満足」、「弱点」、「欠陥」の判定は行わない。 2.4 認定行為と公表の範囲 予備審査の結果に基づいて暫定認定可否の判定が行われる。 2.4.1 認定及び不認定 予備審査委員会において審議・調整した結果、指摘された重要な問題点を暫定認定有効期間内に改善すれば、本審査を実施するまでに認定基準を満たす可能性が高いと判断されたプログラムは「暫定認定」と判定する。 2.4.2 認定の公表 JABEE はその時点で暫定認定されているプログラムの名称及び暫定認定開始年を公表する。なお、JABEE は不認定プログラムに関して、プログラムを特定可能な情報一切を公表しない。 2.5 認定の有効期間とプログラムの責任 2.5.1 認定の有効期間 暫定認定の有効期間は、最大 5 年とする。ただし、暫定認定の有効期間中に本審査(新規審査)を受審し、その結果認定有効期間が与えられた場合は、その認定有効期間開始時点で暫定認定の有効期間が終了する。暫定認定有効期間中の暫定認定プログラムの名称は JABEE によって公表される。暫定認定の有効期間は、予備審査を受けた年度の 4 月 1 日を開始日とする。 予備審査を受けた年度の前年度から暫定認定を有効とする処置は行わない。
--	---

ムの改善を促すために行われる。 ＜以下省略＞ 2.5.2 認定の維持 認定の有効期間中のプログラムを運営するプログラム運営組織は、認定を維持するために別に定める認定維持料を添えて、認定維持申請を決められた期限までに行わなければならない。(2.5.5 参照) 2.5.3 認定の継続 認定の有効期間が満了するプログラムが継続して認定を受けるためには、次に受けるべき審査の種類に応じて定められた年度に審査を受けて、認定されなければならない(2.6 参照)。 ＜以下省略＞ 2.5.4 認定の有効期間中のプログラムの年次報告 認定の有効期間中のプログラムに対して、毎年 JABEE より状況の報告を求める。プログラムは、求めに応じて指定された様式に状況を記入し、JABEE に報告しなければならない。 2.5.5 認定の失効 認定の有効期間中のプログラムに以下のいずれかに該当する事項が発生した場合、当該プログラムの認定は失効する。JABEE は、失効日をもって当該プログラムを認定プログラムとして公表することを中止する。 ＜以下省略＞ 2.6 審査の種類と認定の有効期間、及び認定を継続するための次回審査種類 ＜省略＞ 3. 認定・審査の手順 3.1 種類別審査の方法 (1) 新規審査、認定継続審査及び再審査は通常審査で行う。 (2) 中間審査は通常審査又は書類審査で行う。 JABEE は、前回審査(次回が中間審査と決定した審査)において認定の可否及び認定の有効期間をプログラム運営組織に通知する際に、中間審	2.5.2 認定の維持 暫定認定の維持料は不要である。 2.5.3 認定の継続 暫定認定の有効期間が満了した場合、暫定認定の継続は行わない。 2.5.4 認定の有効期間中のプログラムの年次報告 暫定認定においてはプログラムの年次報告は不要である。 2.5.5 認定の失効 暫定認定の失効に関する規定は特に定めない。プログラム運営組織から暫定認定の辞退希望があった場合は、個別に対応する。 2.6 本項目は予備審査には適用しない。 3. 認定・審査の手順 3.1 本項目は予備審査には適用しない。
---	--

査における審査項目と中間審査の方法(通常審査か、あるいは書類審査か)を通知する。 3.2 認定申請及び受理 3.2.1 認定申請 認定を希望するプログラム運営組織は、指定様式に基づく文書により、JABEE へ認定申請を行う。新規審査、中間審査及び認定継続審査を受けるプログラムは、別に定める当該年度の「認定審査の受理要件」を満たさなければならない。認定申請にあたっては、プログラム運営組織は認定申請の責任者(以下「JABEE 対応責任者†」という。)、及び申請プログラムの対応責任者(以下、「プログラム責任者†」という。)他、必要な担当者を定める。通常、JABEE 対応責任者は、校長、学部長、研究科長あるいは学部、研究科の教務関係責任者等である。JABEE 対応責任者及びプログラム責任者は認定審査の窓口を務め、必要書類の準備や関係者への連絡等、円滑な受審に努める。 <以下省略> 3.2.2 認定申請の受理及び審査チーム派遣機関の決定 認定・審査調整委員会は、当該年度の「認定審査の受理要件」に基づいて当該プログラムの認定申請の受理の可否を決定し、JABEE は受理の可否をプログラム運営組織に通知する。認定申請が受理されたプログラム運営組織は、別に定める審査料を JABEE が指定する期日までに支払う。 認定・審査調整委員会は受理と決定した当該プログラムに対して認定分野、審査方法及び審査チーム派遣機関を決定し、その審査チーム派遣機関に当該プログラムの審査を委託する。プログラムの内容が複数の分野にまたがる場合を含め、必要が生じたときは、関係学協会と協議してこれらを決定する。なお、審査チーム派遣機関は、JABEE の正会員学協会の一つとする。また、中間審査の場合、原則として前回審査を実施した審査チーム派遣機関に審査を委託する。	3.2 認定申請及び受理 3.2.1 認定申請 予備審査を希望するプログラム運営組織は、指定様式に基づく文書により、JABEE へ予備審査の申請を行う。申請にあたっては、プログラム運営組織は申請の責任者(JABEE 対応責任者:通常、校長、学部長、研究科長あるいは学部、研究科の教務関係責任者等)、及び申請プログラムの対応責任者(プログラム責任者)他、必要な担当者を定める。JABEE 対応責任者及びプログラム責任者は予備審査の窓口を務め、必要書類の準備や関係者への連絡等、円滑な受審に努める。 プログラム運営組織は、予備審査を受けたい年度に JABEE が別に定める期間内に申請しなければならない。 3.2.2 認定申請の受理及び審査の決定 予備審査委員会は、当該プログラムの予備審査申請の受理の可否を決定し、JABEE は受理の可否をプログラム運営組織に通知する。予備審査申請が受理されたプログラム運営組織は、別に定める審査料を ABEE が指定する期日までに支払う。 予備審査委員会は受理と決定した当該プログラムに対して認定分野及び審査方法を決定するとともに、学協会からの審査員の推薦に基づき審査団を決定する。決定された審査団は予備審査委員会の責任のもとに派遣されるものとし、審査チーム派遣機関は設けない。 なお、「予備審査フォローアップ」の申請その他に関してはⅡに記載している。
---	---

3.3 審査チームの構成及び調整申し立て 審査団は、審査を実施する審査団長及び必要に応じて追加される副審査団長、並びにプログラムごとの主審査員、副審査員及び必要に応じて追加される審査研修員から構成される。審査団に専任の審査団長及び副審査団長を置く場合(通常は、同一教育機関の複数プログラムに対し1つの審査団を編成する場合)、JABEEは審査団を編成するにあたって、事前に学協会に審査団長の候補者の推薦を依頼する。学協会は、別に定める「審査団の構成基準」に従って審査団長の候補者をJABEEに推薦する。JABEEは審査団長の候補者の中から審査団長及び必要に応じて副審査団長を選定し、これを認定・審査調整委員会の承認を経てJABEEが任命する。審査チーム派遣機関は、「審査団の構成基準」に従って、審査チームの主審査員及び副審査員を選定し、これを認定・審査調整委員会の承認を経てJABEEが任命する。ただし、JABEEは、必要があると認める場合には審査団長、副審査団長、主審査員及び副審査員を認定・審査調整委員会に諮って選定し、任命することができる。また、審査団には審査員になるための研修者として審査研修員を加えることがある。審査研修員は、審査チーム派遣機関が「審査団の構成基準」の「審査研修員の資格」に示された要件を満たした者を審査団長の承諾を得て加えることができる。 ＜以下省略＞ 3.4 審査項目及び審査方法 3.4.1 審査項目 審査は下記の審査項目について行う。 ＜以下省略＞ 3.4.2 審査方法及び判定 審査項目が認定基準を満たしているか否かを審査し、判定を行う。なお、中間審査における参考項目については、審査は行うが「適合」、「懸念」、「弱点」、「欠陥」の判定は行わない。 プログラム運営組織は自己点検書を、原則として審査申請年度における「自己点検書作成の手引き」に	3.3 審査チームの構成及び調整申し立て 審査団は原則として単一の審査チームで構成する。審査チームは主審査員1名と副審査員1名の合計2名の構成とし、主審査員が審査団長を兼ねる。原則として主審査員のみが実地確認を行う。主審査員及び副審査員の資格は本審査の場合と同じである。学協会が、審査チームの主審査員・副審査員を推薦し、これを予備審査委員会の承認を経てJABEEが任命する。審査チームには原則として審査研修員は加えない。 主審査員は、審査チームを指揮し、JABEEとの緊密な連絡のもと、自己点検書をプログラム運営組織よりJABEEを経由して受領してから審査結果を予備審査委員会に提出する間の審査を進める。副審査員は主審査員に協力して審査を進める。JABEEは、プログラム運営組織に対して、認定分野及び審査団の構成(構成員の氏名及び略歴等)を通知し、審査関係書類を送付する。プログラム運営組織は、審査団構成員の全部あるいは一部が不適格であるとの正当な理由がある場合には、JABEEが定める期間内に調整をJABEEに申し立てることができる。調整の申し立てがあれば、JABEEは、関係する学協会と協力して事実を確認し、申し立て事項を調整する。 3.4 審査項目及び審査方法 3.4.1 審査項目 予備審査における審査項目は、別紙1に記載された認定基準の該当部分に対応した点検項目とする。 3.4.2 審査方法及び判定 認定基準に対するプログラムの適合状況を審査項目ごとに確認し、指摘を行うが、審査項目ごとの「満足」、「弱点」、「欠陥」の判定は行わない。 プログラム運営組織は自己点検書を、原則として予備審査申請年度における「自己点検
--	--

従って作成し、JABEE が指定する期日（以下「自己点検書提出日」という。）までに提出しなければならない。自己点検書提出日以降は、正誤表を除いて自己点検書の差し替え、修正及び追加を認めない。なお、審査項目が指定されている場合、プログラム運営組織は審査項目及び参考項目（中間審査の場合）以外の点検項目については自己点検書に記載しない。 3.5 審査の流れ 審査団で直接教育機関に接触するのは審査団長、プログラム運営組織に接触するのは当該プログラムの主審査員とするが、内容によっては審査団長が直接プログラム運営組織に接触することもある。副審査団長、副審査員及び審査研修員は教育機関及びプログラム運営組織に直接接触してはならない。また、認定基準の解釈等による審査結果の変更等、重要事項に関する審査団と教育機関との連絡は必ず審査団長名、審査チームとプログラム運営組織との連絡は、必ず当該プログラムの主審査員名による文書（電子メールも可とする。）により行う。審査団長と主審査員及び教育機関とプログラム運営組織は、当該文書の複写等の記録保存及び情報流出の防止に努める。また、審査団長及び主審査員は審査に使用した書類等を別に定める「審査書類等の使用、保管、廃棄に関する実施細則」に基づき整理・保管する。プログラム点検書・審査報告書、追加説明書、異議申立書及び改善報告書に関する関係者間の標準的な文書送付の方法及び文書形式は付表 2 に記載する。また、審査団長及び主審査員は必要に応じて審査チーム派遣機関や JABEE と連絡をとり、審査の円滑な実施に努める。 3.5.1 通常審査の場合 新規審査、認定継続審査、再審査及び一部の中間審査は通常審査となり、以下の(1)～(9)の順で進められる。なお、審査団が単一の審査チームで構成される場合、(1)～(9)に記載した JABEE 対応責任者と審	書作成の手引き」及びそれに対応した様式に従って作成し、JABEE が指定する「自己点検書提出日」までに提出しなければならない。ここで、「自己点検書作成の手引き」は本審査用の文書を指すが、別紙 1 で予備審査の対象外とされた項目については記載する必要はない。自己点検書提出日以降は、正誤表を除いて自己点検書の差し替え、修正及び追加を認めない（後述のフォローアップ時を除く）。 3.5 審査の流れ 審査団で直接プログラム運営組織に接触するのは主審査員のみとし、副審査員はプログラム運営組織に直接接触してはならない。また、重要事項に関する審査チームとプログラム運営組織との連絡は、必ず主審査員名による文書（電子メールも可とする。）により行う。主審査員及びプログラム運営組織は、当該文書の複写等の記録保存及び情報流出の防止に努める。また、主審査員は審査に使用した書類等を本審査の場合と同様に整理・保管する。プログラム点検書及び予備審査報告書に関する関係者間の標準的な文書送付の方法及び文書形式は本審査と同様とする。 予備審査は以下の(1)～(6)の順で進められる。 (1) 主審査員は、プログラム運営組織（通常、プログラム責任者）と審査日程等の打ち合わせを行う。 (2) プログラム運営組織は自己点検書を作成し、自己点検書提出日までに、JABEE の Web サイトへアップロードする。当該プログラムの主審査員及び副審査員は当該 Web サイトから自己点検書をダウンロードする。自己点検書のアップロードが不可の場合は、JABEE へ送付する。送付する形態及び部数は JABEE と相談の上決定する。JABEE は、自己点検書を審査チーム
--	---

査団長の間のやり取りは、プログラム責任者と主審査員の間のやり取りとする。以下の(1)～(9)に関わる処理の具体的な日程については、この「認定・審査の手順と方法」の末尾の付表 1「審査に関する処理の日程」を参照されたい。 ＜以下省略＞ 3.5.2 書類審査の場合 ＜省略＞ 3.6 認定の流れ 3.6.1 分野別審査委員会による審議・調整 分野別審査委員会は、当該分野の各プログラムに対する審査チーム報告書を審議・調整して、分野別	に送付する。 (3) 審査チームは、自己点検書を精査し、結果をプログラム点検書(実地確認前)にまとめる。疑問点については、主審査員がとりまとめて直接、プログラム運営組織(通常、プログラム責任者)に質問する。その際、必要があれば、最小限の補足資料を要求する。主審査員は、プログラム点検書(実地確認前)を JABEE に提出する。 (4) 主審査員は、実地確認で実施すべき内容を決め、それに基づきプログラム責任者と相談して実地確認の日程を決める。プログラム責任者は、必要に応じて実地確認の際に必要な、自己点検書記載事項の根拠となる各種資料を整理・準備する。また、プログラム責任者は JABEE 対応責任者との密な連絡のもと、実地確認の手順を関係者に周知し、実地確認が円滑に行えるように努める。 (5) 主審査員は、原則として日帰りで実地確認を行う。主審査員は、実地確認終了時の予備審査結果をプログラム点検書(実地確認最終面談時)にまとめ、総括報告文を作成する。主審査員は、実地確認の最終面談時にプログラム点検書(実地確認最終面談時)のコピーをプログラム運営組織に手渡すとともに、総括報告文を読み上げる。プログラム点検書(実地確認最終面談時)は、実地審査終了後に JABEE に提出する。 (6) 主審査員は必要に応じて副審査員と協議の上、予備審査報告書 I を作成し、指定された期限までに、JABEE に提出する。 なお、プログラムからの追加説明書、改善報告書、及び異議申立書の提出機会はない。 3.6 認定の流れ 3.6.1 予備審査委員会による審議・調整 予備審査委員会は、全分野の各プログラムに対する予備審査報告書 I を審議・調整し
---	---

審査報告書を作成し、JABEE に提出する。なお、ここでの審議・調整とは、同一分野における審査結果の整合性、特に判定の水準が同じかどうかを調べ、場合によっては審査チーム報告書と異なる内容で分野別審査報告書を作成することをいう。ただし、その場合には、審査を担当した主審査員及び審査団長と事前に十分に意見交換を行い、内容が異なる理由を分野別審査報告書に記述する。上記の目的のため、主審査員は分野別審査委員会に出席して意見を述べる。必要な場合には、審査団長も分野別審査委員会に出席して担当したプログラムの審査結果に関する意見を述べることができる。ここで、「内容」とは、主として、審査項目及び点検大項目の判定結果の記述(満足、弱点、欠陥)のことである。 3.6.2 認定・審査調整委員会による審議・調整 認定・審査調整委員会は、全分野の各プログラムに対する分野別審査報告書を審議・調整して、最終審査報告書と認定可否案を作成し、自己点検書(添付書類は重要なもののみとする。)と共に認定会議に提出する。なお、ここでの審議・調整とは、各分野における審査結果の整合性、特に判定の水準が同じかどうかを調べ、場合によっては分野別審査報告書と異なる内容で最終審査報告書を作成することをいう。ただし、その場合には、審査を担当した分野別審査委員会の委員長と事前に十分に意見交換を行い、内容が異なる理由を最終審査報告書に記述する。分野別審査委員会の委員長は、認定・審査調整委員会の求めに応じて、当該分野の各プログラムの認定の可否及び有効期間に関する意見を述べる。 ＜以下省略＞ 3.6.3 認定会議による審議・調整及び理事会の承認 認定会議は、認定・審査調整委員会から提出された最終審査報告書と認定可否案を審議して、認定の可否及び認定の場合にはその有効期間を決定する。理事会は、認定会議による認定可否の審議結果を承認する。	て、予備審査報告書Ⅱを作成し、認定・審査調整委員会に提出する。審査を担当した主審査員は、予備審査委員会の審議・調整に出席して、担当したプログラムの審査結果に関する意見を述べる。 3.6.2 認定・審査調整委員会による審議・調整 認定・審査調整委員会は、全分野の各プログラムに対する予備審査報告書Ⅱを審議・調整して、最終予備審査報告書と暫定認定可否案を作成し、自己点検書(添付書類は重要なもののみとする。)と共に認定会議に提出する。 3.6.3 認定会議による審議・調整及び理事会の承認 認定会議は、認定・審査調整委員会から提出された最終予備審査報告書と暫定認定可否案を審議して、暫定認定の可否及び認定の場合にはその有効期間を決定する。理事会は、認定会議による暫定認定可否の審議結果を承認する。
---	---

3.6.4 認定の可否の通知 認定・審査調整委員会は、認定可否の審議結果が理事会で承認された後、認定の可否、審査結果、並びに認定の場合にはその有効期間、次回審査の審査方法及び審査項目を含む文書(以下「認定審査結果報告書」[※])という。)を作成し、JABEE は、プログラム運営組織、分野別審査委員会及び審査チーム派遣機関に送付するとともに、認定とされたプログラム名を直ちに社会に公表する。なお、JABEE は当該プログラムの審査を担当した審査団長に、審査チーム派遣機関は審査を担当した主審査員及び副審査員にそれぞれ認定の可否と審査結果を通知する。 3.7 不服申し立て ＜省略＞ 3.8 留意事項 3.8.1 同一教育機関から複数プログラムの認定申請が出された場合 JABEE は教育機関と調整して審査団の数や構成を決定する。 3.8.2 一つのプログラムから複数分野での認定申請が出された場合 一つのプログラムが複数の分野で認定を希望する場合には、原則として一つの審査チームで審査を行う。審査チーム派遣機関は、認定・審査調整委員会がそれぞれの分野に関係する学協会と協議して決める。また、審査可能な学協会が存在しない場合には、認定・審査調整委員会で対応を協議・決定する。 4. 実地審査 4.1 実地審査の目的と項目	3.6.4 認定の可否の通知 認定・審査調整委員会は、暫定認定の可否及び審査結果を含む予備審査結果報告書を作成し、JABEE は、プログラム運営組織に送付するとともに、暫定認定とされたプログラム名を直ちに社会に公表する。なお、JABEE は審査を担当した主審査員及び副審査員に暫定認定の可否と審査結果を通知する。 3.7 本項目は予備審査には適用しない。 3.8 留意事項 3.8.1 同一教育機関から複数複数プログラムの認定申請が出された場合 同一教育機関から複数プログラムの予備審査の申請があった場合、JABEE は申請のあった教育機関からの要請に応じて実地確認を同じ期間に行うことがある。また、プログラム間で共通する審査項目については協力して確認する等、効率化に努める。同一教育機関から複数プログラムの認定申請が出された場合の審査の方法や手順に関するガイドラインは本審査用の文書を準用する。 3.8.2 一つのプログラムから複数分野での認定申請が出された場合 一つのプログラムが複数の分野で暫定認定を希望する場合には、原則として一つの審査チームで予備審査を行う。審査チームの構成は認定・審査調整委員会で協議・決定する。 4. 実地審査 4.1 実地審査の目的と項目
---	---

実地審査では、プログラムが認定基準を満足しているか否かを確認・判定するために、自己点検書や事前に送付された補足資料等で確認できなかった事項について審査を行う。実地審査の具体的な内容は、実地審査までに確認できなかった事項の内容に応じて「審査の手引き」の関連部分の説明を参考にして審査チームが決定するが、主として、学習・教育の成果に関する資料の調査、自己点検書にて「実地審査閲覧資料」とされた資料及び事前に準備を要請した補足資料の調査・確認、関係者との面談、並びに施設や設備などの見学を通して、基準に対する適合状況を確認する。 4.2 実地審査の手順と方法 実地審査の期間は、実地審査で確認すべき項目の数と内容を考慮して決定され、現地到着日を含み2泊3日を最長とする。審査日数を含む実地審査の内容や方法の詳細、スケジュール等は審査団と教育機関との協議により決定する。本協議は、審査団が複数の審査チームで構成される場合は審査団長とJABEE対応責任者の間で行い、審査団が単一の審査チームで構成される場合は審査団長を兼ねる主審査員とプログラム責任者の間で行う。なお、以下は審査団が複数の審査チームで構成される場合について記載している。実地審査における実施事項の考え方と、実地審査の内容とスケジュールの具体例が「審査の手引き」に記されているので、必要に応じて参考にする。 4.2.1 実地審査前の準備 <省略> 4.2.2 実地審査期間中 <省略> 5. 審査報告書の作成等と認定・審査における各組織の責務 <省略>	予備審査では必ずしもプログラム履修生の学習・教育の成果を確認することができないため、実地確認では基準に対する適合状況の確認というよりも、関係者、とりわけ教育機関の責任者との面談により教育改善への取り組みを確認することが主要な目的となる。 4.2 実地審査の手順と方法 実地確認の期間は1日とし、原則的には日帰りで主審査員が実施する。 4.2.1 本項目は予備審査には適用しない。 4.2.2 本項目は予備審査には適用しない。 5. 審査報告書の作成等と認定・審査における各組織の責務 <省略>
--	---

別紙 1 予備審査における認定基準の取り扱い

予備審査では、本審査の認定基準（2019 年度～）のうち下記の下線部分を審査対象とする。

基準 1 学習・教育到達目標の設定と公開

1.1 自立した技術者像の設定と公開・周知

プログラムは、育成しようとする自立した技術者像を公開し、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この技術者像は、技術者に対する社会の要求や学生の要望に配慮の上、プログラムの伝統、資源、及び修了生の活躍が想定される分野等を考慮して定められていること。

1.2 学習・教育到達目標の設定と公開・周知

プログラムは、プログラム修了生全員がプログラム修了時に確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標を定め、公開し、かつ、プログラムに関わる教員及び学生に周知していること。この学習・教育到達目標は、自立した技術者像(認定基準 1.1)への標となっており、下記の知識・能力観点(a)～(i)を水準を含めて具体化したものを含み、かつ、これら知識・能力観点に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。

- (a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
- (b) 技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者の社会に対する貢献と責任に関する理解
- (c) 数学、自然科学及び情報技術に関する知識とそれらを応用する能力
- (d) 当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
- (e) 種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (f) 論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
- (g) 自主的、継続的に学習する能力
- (h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
- (i) チームで仕事をするための能力

基準 2 教育手段

2.1 カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示

プログラムは、公開されている教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育課程(カリキュラム)において、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準、を定め、授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員及び学生に開示していること。なお、教育内容に関する必須事項を、必要に応じて個別基準で定める。

2.2 シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進

プログラムは、シラバス等に基づいて教育を実施し、カリキュラムを運営していること。カリキュラムの運営にあたり、プログラムは、履修生に対して学習・教育到達目標に対する自身の達成度を継続的に点検・反映することを含む、主体的な学習を促す取り組みを実施していること。

2.3 教員団、教育支援体制の整備と教育の実施

プログラムは、上記 2.1 項、2.2 項で定めたカリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制を整備していること。この教育支援体制には、科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組み、及び、教員の教育に関する活動を評価した上で質的向上を図る仕組みを含むこと。加えて、プログラムは関係する教員にその体制を開示していること。なお、教員団及び教育支援体制に関する勘案事項を必要に応じて個別基準で定める。

2.4 アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ

プログラムは、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるために定めた受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を公開し、かつ、同方針に基づいて学生を受け入れていること。

2.5 教育環境及び学習支援環境の運用と開示

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、教育の実施及び履修生の学習支援のために必要な施設、設備、体制を保有し、それを維持・運用・更新するために必要な取り組みを行っていること。その取り組みをプログラムに関わる教員、教育支援体制の構成員、及び履修生に開示していること。

基準 3 学習・教育到達目標の達成

3.1 学習・教育到達目標の達成

プログラムは、各科目の到達目標に対する達成度をシラバス等に記載の評価方法と評価基準で評価し、かつ、全修了生が修了時点ですべての学習・教育到達目標を達成したことを点検・確認していること。この達成度評価には、他のプログラム(他の学科や他の高等教育機関)で履修生が修得した単位についての認定も含む。

3.2 知識・能力観点から見た修了生の到達度点検

プログラムは、学習・教育到達目標を達成した全修了生が学習・教育到達目標に含めた知識・能力観点(a)～(i)の内容を獲得していることを、点検・確認していること。

基準 4 教育改善

4.1 内部質保証システムの構成・実施と開示

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関は、基準 1～3 に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証を組織的に実施し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示していること。この内部質保証の仕組みには、社会の要求や学生の要望に配慮し、かつ、仕組み自体の機能を点検できる機能を含むこと。

4.2 継続的改善

プログラムは、教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組みを持ち、それに関する活動を行っていること。

分野別要件

プログラムに認定基準を適用する際に、当該認定分野において勘案すべき事項は、個別基準において別途定める。

第4章 連絡協議機関に関する検討

1 連絡協議会運営部会における検討経過

(1) 第1回部会

令和4年9月26日(月曜日) 10:00 から 12:00 アルカディア市ヶ谷

- ・事業計画、事業概要説明、各部会等の主な取組、スケジュールの確認
- ・事業実施に向けた論点・課題の整理、確認
- ・各団体からの現状報告
- ・拡大研修会の実施要項案の検討
- ・意見交換

第三者評価の2段階方式の意義と養成指定施設における審査・監督
適格認定と第三者評価の関係性

(2) 第2回部会

令和4年10月19日(水曜日) 10:00 から 12:00 アルカディア市ヶ谷

- ・拡大研修会実施要項、進行案の検討
- ・質保証・向上に関する協力者会議(文部科学省)の審議事項
- ・意見交換

機関別評価と分野別評価のあり方、・第三者評価機関に対する支援
遠隔教育のあり方



(3) 第3回部会・拡大研修会

【実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会】

1 研修テーマ

職業実践専門課程の充実、職業教育の第三者評価の共通課題としての関連企業・団体との連携の現状と今後の充実・促進のあり方

2 開催目的

職業実践専門課程と職業教育における第三者評価の促進の共通課題である企業・団体等との連携強化を観点に、分野別評価、教育課程編成、実習の実施などについて、登壇者による事例紹介などを通して、企業・団体等との連携の更なる充実を図り、専門学校における実践的な職業教育の発展に資する。

3 開催案内送付範囲

都道府県の専門学校関係団体に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専門学校に直接案内を送付し参加（映像の視聴含む）を呼びかけた。

4 開催日時及び会場

- ・開催日時 令和4年11月9日（水曜日）13：30～16：30
- ・会場 アルカディア市ヶ谷（私学会館）4階「鳳凰」
- ・来場者数 27名（関係者含む） ・オンライン参加 108名（瞬間最大値）

プログラム

1 開会

2 基調報告

職業教育における企業・団体との連携と分野別評価機関の設立
文部科学省受託事業実施委員会委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

3 報告

令和4年度 職業実践専門課程 実態調査 中間報告
（株）三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部
研究員 藪本 沙織

4 意見交換 「企業等との連携の充実・発展への課題」

進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

【登壇者】（敬称略）

- ・文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室
室長補佐 船木茂人
- ・（株）三菱総合研究所 キャリア・イノベーション本部 研究員 薮本沙織
- ・公益財団法人東京都中小企業振興公社 専務理事 矢田部裕文
- ・学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター長 川廷宗之
- ・公益社団法人東洋療法学校協会理事・学校法人呉竹学園理事長 坂本 歩
- ・専門学校東京工科自動車大学校世田谷校・品川校 校長 佐藤康夫
- ・日本工学院八王子専門学校テクノロジーカレッジ長 清水憲一
- ・一般社団法人日本看護学校協議会会長 水方智子



(4) 第4回部会

令和5年1月18日（水曜日）14：30 から 16：30 アルカディア市ヶ谷

- ・拡大研修会の実施報告
- ・専門職業教育評価機関連絡協議会の設置と課題
- ・職業実践専門課程の第三者評価フォーラム2023の開催

2 専門職業教育評価機関連絡協議会の設置要綱（案）

1 名称

専門職業教育評価機関連絡協議会

2 目的

専門学校が行う実践的職業教育の質保証と学校評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図り、評価機関間の連携及び情報の共有を促進するため。

3 構成団体

- ①専門学校を対象とする第三者評価機関
- ②評価の仕組みを有し評価を行っている団体
- ③評価の仕組みを指向・計画している団体
- ④この会の設立趣旨に賛同する団体
- ⑤その他関係団体

※現時点で想定される団体

- ・一般社団法人専門職高等教育質保証機構
- ・一般社団法人リハビリテーション教育評価機構
- ・一般社団法人柔道整復教育評価機構
- ・一般社団法人日本看護学校協議会
- ・全国自動車大学校・整備専門学校協会
- ・公益社団法人東洋療法学校協会
- ・特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

4 活動内容

- ①第三者評価の質保証・向上に向けた取組の検討
- ②評価団体間における情報交換・情報共有
- ③評価の仕組みを指向・計画している団体への情報支援・情報提供
- ④各分野における関係企業・団体との連携への支援
- ⑤評価機関の充実に向けた研修（評価員研修等）
- ⑥評価に関する情報発信
- ⑦その他

5 事務局

当分の間、職業教育評価機構が担当するものとする。

6 今後の予定

年間2回から3回程度、会議を開催し、4に示した内容の事業を実施する。本事業は、文部科学省受託事業としての実施を目指すものとする。

第5章 委員会の運営・第三者評価フォーラムの開催

1 事業実施委員会の開催

(1) **第1回委員会** 令和4年8月22日（月曜日）アルカディア市ヶ谷

- 開会あいさつ 主催者：理事長 井澤勇治
- 委員長選任 東京メディカル・スポーツ専門学校校長 関口正雄
- 令和4年度事業計画の概要、事業の方向性及び検討部会の取組事項

【令和4年度の事業概要】

○質保証と学校評価のあり方

⇒ 修学支援新制度の普及、職業実践専門課程に対する都道府県補助制度の拡大に伴う教育活動等の質保証のしくみの明確化が求められている。
専門学校の公的質保証の枠組みと第三者評価の位置づけの明確化を図ることが重要

○第三者評価の実施方法を従来のワンステップ方式に加えて、2段階方式を検討する。

⇒ 第三者評価の意義等は理解するものの、小規模校、地域によって依然として負担感があり、負担軽減の観点から、第三者評価の実施方法の検討が必要である。

○第三者評価機関等相互の継続的協議機関の設置とその運営

⇒ 専門学校における第三者評価の取組を継続的に推進するためには、評価機関及び評価基準を有する団体等の協議の場が不可欠

【文部科学省としての事業に対する方向性（協力者会議の議論も踏まえて）】

○質保証協力者会議において、職業実践専門課程の充実方策について議論してきたが、できるところから対応を進めた。専門士との連携について、専門士の称号を付与する専門学校をマストとするよう認定要件に規程を追加した。本年、7月28日付で、規程の改正について都道府県を通して通知している。

○職業実践専門課程の充実のためには、学修成果の可視化、学校評価及び情報公開の促進が重要で、専門学校の特性を踏まえた職業教育における第三者評価のしくみの検討も参考とした検討が必要となる。

○職業実践専門課程の充実に向けた具体的方策として、認定要件の充足状況のフォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていく。

○職業実践専門課程は、3,154 学科、フォローアップを3年毎に実施するとし
て年間 1,000 学科をフォローすることになる。実施に向けてこの規模は、大
きな課題となっている。

○具体的には、例年実施してきたフォローアップを今年度はいったん止め、
委託事業（実態調査）及び会議体（質保証協力者会議）を開催する形で検討
していきたい。

○また、フォローアップの実施方法は、できる限り簡素化を図りたいと考える
が、チェックする業務量と質をどう担保するかが課題で、下記について留
意しつつ、さらなる議論が必要である。

- ・すべての学科を対象として、簡便に実態を確認できないか
- ・自己評価におけるPDCAに位置づけることはできないか
- ・都道府県との連携をどうするか
- ・認定要件が充足せず不十分な場合、どう改善を促していくのか
- ・第三者評価への転用の可能性

○第三者評価の導入は、引き続き検討を行うとしている。検討の視点は負担
軽減で、今年度の委託事業の公募要領において、負担軽減を踏まえた第三者
評価の在り方の検討ということで委託事業を実施している。

○検討にあたっては、既存のしくみの運用と専門学校の特性、職業実践専門
課程及び修学支援新制度の要件との共通項目を踏まえ検討する必要がある、
負担軽減という視点が事業の方向性として大きな焦点となる。

○同様の委託事業は、別の団体（全国専門学校教育研究会）が、令和2年度
から3年間の継続事業で取り組んでいる。当該団体は、中小規模の学校が多い
ことから、それに見合った簡略化のモデル及びガイドラインを開発している。
多様な学校が存在している中で、第三者評価の実施率が上がっていく方法に
ついて検討することが重要であると考えている。

(2) 第2回委員会 令和4年12月14日（水曜日）アルカディア市ヶ谷

- 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業に
ついて 文部科学省専修学校教育振興室 室長補佐 船木茂人氏報告

・今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて
（とりまとめ）（概要）

- ・職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移
- ・職業実践専門課程認定校への都道府県補助の状況について
- ・職業実践専門課程の公表様式（別紙様式4）の見直しを検討
- ・職業実践専門課程の実質化のサイクル（イメージ）

- ・専修学校における学校評価・情報公開の状況
- ・専修学校の評価に関する令和4年度委託事業について
- 令和4年度事業の進捗状況について（各部会における検討状況等）
 - ・各部の検討状況を資料に基づき報告、
- 第三者評価フォーラム 2023【実施要項案】
 - ・事業報告もかねて実施する。構成は、基調講演、報告、意見交換とする。意見交換のテーマは、職業実践専門課程の使命・質保証・第三者評価の推進とする。

(3) 第3回委員会 令和5年2月13日（月曜日）アルカディア市ヶ谷

- 職業実践専門課程の現状と質向上に関する報告

文部科学省専修学校教育振興室 室長補佐 船木茂人氏報告

 - ・職業実践専門課程の認定要件における実習の状況、認定のメリット
 - ・質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討
 - ・職業実践専門課程のフォローアップの見直し（たたき台）
 - ・要件確認運用の厳格化の検討
 - ・学校関係者評価委員会における確認の検討
 - ・文部科学省への提出のオンライン化の検討
 - ・様式4への記載内容の追加の検討
- 令和4年度事業成果（適格認定版評価基準書）説明
 - ・法令等要件基準の適合及び職業実践専門課程認定要件充足状況に関する確認方法（対象の法令等は、学校運営・教育活動の範囲）
 - ・適格認定版評価基準書（案）、評価の手引き（案）検討
 - ・自己点検シート（案）、指定様式等（案）検討
 - ・質保証の枠組みと第三者評価というテーマで、各部署員による検討を行い第三者評価へのステップとして、法令等要件基準への適格性の確保に向け、質保証の土台となる「適格認定版評価基準」について、了承を得た。
この基準は、第三者評価の基礎部分で、次のステップへ進む場合、従来の第三者評価の実施にあたっても活用すること。自己点検シート等は、本事業の成果として専門学校関係者に提供し、自己評価、学校関係者評価において活用の促進を図るものとするについて確認した。
- 事業成果報告書の構成
- 第三者評価フォーラム 2023 の開催結果報告
- 閉会挨拶 理事長 井澤勇治

2 職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2023 の開催結果

(1) 第三者評価フォーラムの概要

① テーマ 実践的職業教育における第三者評価のステップと公的質保証

② 開催の目的

専門学校における実践的職業教育の信頼性、社会とのつながりの確立に向け、職業実践専門課程の公的質保証の明確化を図るため、実践的職業教育における第三者評価のステップと公的質保証の明確化に関する調査研究の成果と課題を主題に、今年度の事業報告として広く公表する。

③ 主 催 特定非営利活動法人 職業教育評価機構

④ 開催案内送付範囲

都道府県の専門学校関係団体に周知するとともに、各分野の学校協会等団体、開催地のブロック内に存する専修学校に直接案内を送付し参加を呼びかけた。

(2) 「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2023

① 開催日時及び会場

- ・開催日時 令和5年2月1日（水曜日）13：30～16：00
- ・会 場 東京都千代田区 アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階「阿蘇」
- ・来場者数 33名（関係者含む） ・オンライン参加 69名（瞬間最大値）
- ・配信URLの案内 140名（希望者及び関係者）

② プログラム

【基調講演】職業教育の質保証の現状と課題

大学改革支援・学位授与機構 名誉教授

専門職高等教育質保証機構 代表理事 川口昭彦



【基調報告】

「職業実践専門課程の現状と質向上」文部科学省 総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室 室長 中安史明

【事業報告】

「実践的職業教育における第三者評価のステップと公的質保証」

事業実施委員会 委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【登壇者・意見交換】

司会・進行：事業実施委員会 委員長 関口正雄

・文部科学省専修学校教育振興室

室長中安史明

・東京慈恵会医科大学特命教授

福島 統

・日本電子専門学校

校長 船山世界

・全国専修学校各種学校総連合会

事務局長代行 菊田 薫

・日本技術者教育認定機構

フェロー 三木哲也

・多摩地区高等学校進路指導協議会顧問 山野晴雄

助言：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構参与・名誉教授 川口昭彦



第6章 まとめ

1 適格認定版評価基準書の活用

○本事業では、法令等適格要件及び職業実践専門課程の認定要件の充足状況の確認シートを作成した。当該シートは第三者評価の第一段階として、専門学校認可要件を基本事項として作成したものである。このことから、まずは、学校単位で、自己点検を行い、認可・認定要件の充足状況等を確認することを提案したい。

○さらに、第三者評価では、認定要件の充足状況も確認する機能はあることから、第三者評価受審校は、フォローアップについては、適用除外とするなど、公的な質保証の範囲として位置付けることが、第三者評価の普及促進という意味からも、求められている。

2 実践的職業教育の第三者評価に関する課題

(1) 第三者評価の実施状況

○本機構は、平成18年度のモデル評価を経て平成19年度から専門学校に対する第三者評価事業を開始している。令和4年度まで延べ64校が受審している。年度毎の受審校は以下のとおりである。

○受審校数について、どのように評価するか難しいが、法令上義務付けのない中でも、ゼロという年度が無いように、会員校をはじめ、多くの専門学校関係者の協力を得て事業を継続している。しかしながら、普及・促進という観点から見ると、十分な成果であるとは言えない現状である。

○一方、自己評価及び学校関係者評価の実施・公表は、職業実践専門課程の認定要件化や高等教育の修学支援新制度の機関要件化が実施率向上の後押となっている。しかしながら、学校関係者評価については、各学校における運用では、学校関係者評価委員会の主体的な取組みの困難さ、関連企業等との連携など様々な課題があげられている。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
8	3	5	2	4	5	4	6
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
7	1	5	1	4	2	3	4

(2) 職業実践専門課程の認定要件充足状況の確認

○令和 3 年度までの職業実践専門課程の認定数を見ると、専門学校に占める割合は、39.3%、2 年制以上の課程に占める割合が 44.2%で伸び率は、鈍化してきている。

○また、職業実践専門課程に対する都道府県の支援は、令和 3 年度は、19 都府県で職業実践専門課程認定校への補助が実施され、令和 4 年度には 24 都府県に拡大している。さらに、職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助については、令和 4 年度から特別交付税措置がなされてきている。

○一方、平成 29 年度から、職業実践専門課程の認定要件充足の確認（以下「フォローアップ」という。）が導入されている。フォローアップは、認定後 3 年間を経過した学科を対象に各学校における職業実践専門課程の取組について点検・報告する機会を設けることにより職業実践専門課程の質保証に資する不断の取組を促すものと位置付けられている。

○上記の状況を踏まえ、フォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていくことが求められており、現在、文部科学省において、フォローアップ手法等の検討が行われている。今後、質保証・向上の協力者会議等の審議を経て決定される。現時点の見直しの観点は次のとおりである。

見直しの考え方（案）

- 要件確認の運用の厳格化の検討？
- 学校関係者評価委員会による確認？
- 文科省への提出項目のオンライン化など？
- 職実の質向上の観点からの定量的な記載事項追加？

○本事業において第一段階の第三者評価として提案した適格認定版評価基準書は、第一には認可に関する法令等要件の確認シートだが、職業実践専門課程の認定要件の充足状況確認シートも作成している。フォローアップ手法を検討する際に、要件を満たした第三者評価の受審校は、適用除外にするなど、質保証のしくみの効率的な運用について検討を進めることを求めるものである。

(3) 第三者評価に関する今後の課題

○適格認定版評価基準書による適格認定の第三者評価における位置づけをどのように考えるかは運用上の課題である。第三者評価の評価基準は、以下の 2 段階で構成されている。

- ・法令等の基本要件等への適合性等の評価（第1段階）
- ・教育活動・学校運営等の質の向上に向けた活動の評価（第2段階）

○このため、学校が適格認定（自己点検結果の第三者評価機関による確認・評価）を受けた後に、第三者評価を受審する場合は、適格認定を第三者評価の第1段階評価として位置付け、評価結果を「参照資料・点検文書（エビデンス）」として提出することにより、第三者評価基準の該当する評価項目の評価に充当する。これにより、実際の確認・評価は、評価基準の第2段階に該当する項目に対する確認・評価により行うことになる。

○本事業では、第一段階の適格認定版評価基準での自己点検シート（職業実践専門課程認定要件確認も含む）提案を行った。

学校が行った自己点検に対して第三者評価を行うことを前提にしていることから、各学校では、基本事項として既に十分に点検を実施しているものと考えている。

○本基準書の具体的な運用については、既に実用化している第三者評価事業との関係性を整理して、さらに検討を進めることが必要である。

○いずれにしても、本事業において提案する法令等に関する要件確認自己点検シートを活用して各学校における自己評価、学校関係者評価の充実が図れることに期待をしたい。

○また、本シート等について、学校関係者評価委員会の委員へ紹介し、認可校としての要件、職業実践専門課程の認定要件を改めて確認することに活用いただければと考えている。

【資料編】

- 1 適格認定版評価基準書…………… 56
- 2 職業実践専門課程第三者評価機関連絡協議会拡大研修会配付資料集…… 87
- 3 専職業実践専門課程第三者評価フォーラム 2023 配付資料集…………… 99
- 4 学校教育法・専修学校設置基準等関連法令【抜粋】…………… 133

適格認定版評価基準書

- 1 職業実践専門課程に認定された課程（学科）を設置する専門学校（以下「学校」という。）に対する、法令等による基本要件等への適合性等（引続き要件に適合、充足しているか）の確認・評価（以下「適格認定」という。）を行う基準は以下のとおりとする。
 - 基準 1. 学校は、学校教育法第 124 条～第 135 条及び学校教育法施行規則第 180 条～第 189 条による基本要件（努力義務の要件を含む、以下同じ。）を満たしている。
 - 基準 2. 学校は、専修学校設置基準による基本要件を満たしている。
 - 基準 3. 学校は、学校保健安全法第 32 条による基本要件を満たしている。
 - 基準 4. 学校は、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第 2 条による認定要件を満たしている。
 - 基準 5. 学校のうち養成施設にあっては、指定要件を満たしていることを所轄先に報告している。
 - 基準 6. 学校は、大学等における修学の支援に関する法律第 7 条による確認（以下「修学支援新制度の機関要件確認」という。）の有無を確認している。
- 2 適格認定は、学校の希望により、学校の自己点検結果に対する第三者評価機関が行う確認・評価により行う。
- 3 学校が行う自己点検は以下により行い、法令等に定める要件等の遵守状況（引続き要件を満たしているか）を点検する。
 - 様式基準 1～3：法令等の基本要件適合性の自己点検シート
 - 基準 4：職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート
 - 基準 5：養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート
 - 基準 6：修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート
- 4 第三者評価機関は、提出された点検結果を記入した「自己点検シート」と添付された「点検文書（エビデンス）」により、学校の自己点検結果が適切かつ妥当なものであることを確認し、適格認定を行う。
- 5 第三者評価機関の評価結果は、「自己点検シート」の項目別に行い、総評を付記する。項目別の評価結果には以下の標語を用いる。
 - 基準 1～4
 - ・適合・充足を確認した場合：適合
 - ・適合・充足を確認できないが、適合・充足に向けた内容と進め方が記入されている場合：要改善
 - 基準 5、6
 - ・記入された内容と「点検文書（エビデンス）」の確認による：確認済

- 6 第三者評価機関による評価結果は、学校との対応協議を経た上で、第三者評価機関のホームページに掲載して公表する。

以上

適格認定版評価の手引

1 対象とする専門学校

法令等による基本要件等への適合性等の適格認定は、職業実践専門課程の設置認定校を対象に実施する。

2 点検・評価する要件

適格認定を行う法令等による要件は以下のとおりとする。

- (1) 学校教育法、学校教育法施行規則、専修学校設置基準及び学校保健安全法（以下「法令等」という）による、努力義務の要件を含む基本要件
- (2) 職業実践専門課程の認定要件
- (3) 養成施設にあつては指定要件充足の報告等
- (4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無

3 点検・評価の仕組み

適格認定の点検・評価は以下により行う。

- (1) 学校が行う自己点検
- (2) 学校の希望により第三者評価機関が行う、学校の自己点検結果に対する確認・評価

4 学校が行う自己点検

- (1) 法令等による基本要件への適合性の自己点検

法令等による基本要件は「自己点検シート」及び「点検文書（エビデンス）」により行い、法令等に定める要件等の遵守状況（引続き要件に適合しているか）を点検する。

- ① 学校は、「自己点検シート」の「点検項目」毎に「点検する内容等」について「点検文書（エビデンス）」を確認することにより基本要件への適合性を点検する。
 - ・点検の結果は「点検結果」欄に以下を記入する。
適合している場合：○
適合していない場合：△
 - ・△の場合は、適合に向けた内容と進め方を「改善状況（課題）」欄に簡潔に記述する。
- ② 「点検文書（エビデンス）」は、前年度の状況を記入した別添様式と指定された文書等を整備してリストを作成する。

- (2) 職業実践専門課程の認定要件の充足状況の自己点検

職業実践専門課程の認定要件は「自己点検シート」及び「点検文書（エビデンス）」により行い、職業実践専門課程の認定後における遵守状況（引続き要件を充足しているか）を点検する。

- ① 学校は、「自己点検シート」の「点検項目」毎に「点検する内容等」について「点検文書（エビデンス）」を確認することにより認定要件の充足状況を点検する。
 - ・点検の結果は「点検結果」欄に以下を記入する。
充足している場合：○
充足していない場合：△

・△の場合は、充足に向けた内容と進め方を「改善状況（課題）」欄に簡潔に記述する。

- ② 「点検文書（エビデンス）」は、別紙様式 4 及び前年度の状況を記入した別紙様式 1～3 と添付資料、認定後変更があった場合は別紙様式 5～8、その他の点検文書等を整備してリストを作成する。

(3) 養成施設の指定要件充足の法令に基づく報告等の自己点検

養成施設における指定規則、指導ガイドライン等による指定要件充足の点検は、法令に基づく報告等の確認を「自己点検シート」及び「点検文書（エビデンス）」により行う。

- ① 学校は、「自己点検シート」の該当欄に指定及び指定後の報告等に関する事項を記入する。

- ② 「点検文書（エビデンス）」は、法令に基づく所轄先への前年度または直近の報告文書等の控え（コピー）を整備してリストを作成する。

(4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無

修学支援新制度の機関要件は、毎年度所轄先から更新の確認を受け、内容を学校のホームページ上に公表する仕組みであることから、所轄先による機関要件確認の有無を「自己点検シート」への記入により確認する。

(5) 点検結果の保管

学校は、「自己点検シート」、「点検文書（エビデンス）」及びリストをデータとして保管する。

5 第三者評価機関が行う適格認定（法令等の基本要件等への適合性確認・評価）

学校が行った法令等による基本要件等への適合性等の自己点検結果について、第三者評価機関による適格認定を希望する場合は、第三者評価機関は、以下により自己点検結果の確認・評価を行う。

この確認・評価は、学校が希望する場合は、後述する第三者評価の第 1 段階として位置付ける。

(1) 学校による書面提出

学校は、点検結果を記入した「自己点検シート」と「点検文書（エビデンス）」及びリストのデータを第三者評価機関に提出する。

(2) 第三者評価機関が行う確認・評価の方法

第三者評価機関による確認・評価は、書面調査及び訪問調査により行う。

① 書面調査

提出された「自己点検シート」の点検結果を「点検文書（エビデンス）」により照合、確認し、「点検項目毎」に学校の自己点検結果を確認・評価する。

② 訪問調査

書面審査の後、訪問調査を行う。訪問調査では「自己点検シート」と「点検文書（エビデンス）」に基づき施設・設備、帳票類・記録等の確認に合わせて、学校の教育活動及び運営

状況、また「改善状況（課題）」に記述がある場合は内容と進め方等についてヒアリングを行い、評価に必要な具体的な内容等を確認する。

（3）結果の通知及び公表

① 確認・評価結果

ア) 法令等による基本要件及び職業実践専門課程の認定要件

確認・評価の結果は、総評及び「自己点検シート」の「改善状況（課題）」の右隣に「評価結果」欄を設け、「点検の内容等」毎に以下の標語により記入する。

- ・適合・充足を確認した場合：適合
- ・適合・充足を確認できないが、適合・充足に向けた内容と進め方が記入されている場合：要改善

※「要改善」と評価した項目は、改善経過期間後（次回評価の前年度）に改めて確認・評価を行い、適合・充足を確認した場合は「適合」とする。

イ) 養成施設の法令に基づく報告等及び修学支援新制度の機関要件確認の確認

確認・評価の結果は「自己点検シート」の右端に「確認」欄を設け、「確認済」を記入する。

② 通知及び公表

- ・第三者評価機関による確認・評価の結果は、学校に通知する。
- ・第三者評価機関は、確認・評価結果に対する学校との対応協議を経た上で、各基本要件等に対する評価結果及び総評を第三者評価機関のホームページに掲載して公表する。
- ・「要改善」の項目がある場合は、改善経過期間後（次回評価の前年度）、該当項目への適合・充足を確認し、「適合」とした後に公表する。

（4）有効期間

確認・評価（適格認定）の有効期間は、確認・評価年を含め5年間とする。

（5）適格認定の第三者評価における位置づけ

第三者評価においては、評価基準を区分して以下の2段階に構成している。

- ・法令等の基本要件等への適合性等の評価（第1段階）
- ・教育活動・学校運営等の質の向上に向けた活動の評価（第2段階）

このため、学校が適格認定（自己点検結果の第三者評価機関による確認・評価）を受けた後に、第三者評価を受審する場合は、適格認定を第三者評価の第1段階評価として位置付け、評価結果を「点検文書（エビデンス）」として提出することにより、第三者評価基準の該当する評価項目の評価に充当する。

これにより、実際の確認・評価は、評価基準の第2段階に該当する項目に対する確認・評価により行うことになる。

6 自己点検シート及び点検文書（エビデンス）の記入要領

学校が行う法令等による基本要件等への適合性等の点検は以下の「自己点検シート」を使用する。

- (1) 法令等の基本要件適合性の自己点検シート
- (2) 職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート
- (3) 養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート
- (4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート

(1) 法令等の基本要件適合性の自己点検シート

法令等の基本要件適合性の自己点検シートは、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準及び学校保健安全法による基本要件等へ適合性等を自己点検するチェックシートであり、以下の記載項目により構成し、点検項目には 6 区分を設けている。

(点検項目の区分)

1. 教育の目的・基本組織
2. 教育課程・授業方法
3. 校長・教員
4. 教育施設・設備関係
5. 学校評価・情報公開
6. 学校保健・学校安全

(1. 教育の目的・基本組織項目の例)

点検項目	点検する内容等	点検結果	改善事項 (課題)	点検文書 (エビデンス)	根拠条項等	適合要件
1. 学校の目的	○学則に目的の記載の有無、 ○学則に以下により教育を行う学校であることの記載の有無、有の場合規定条文 1. 修業年限が一年以上 2. 授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3. 教育を受ける者が常時 40 人以上			□学則 □別添様式 1-1 (設置要項) □別添様式 3 (学級編成表)、 ※別添様式(以下「様式」という。)には以降全て前年度の状況を記載する □前年度の学校基本調査票の写し	○学校教育法第 124 条 (専修学校)	○専門学校は職業若しくは实际生活に必要な能力を育成、教養の向上を図ることを目的として次による組織的な教育を行う学校である 1. 修業年限が一年以上 2. 授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3. 教育を受ける者が常時 40 人以上

(記載項目の説明)

○「点検項目」は、区分内に基本要件への適合性を点検する合計 61 の項目を設けている

○「点検項目」には、基本要件に基づく具体的な「点検する内容等」をそれぞれに設けている。

「点検する内容等」に示している事項・内容への適合の有無を、「点検文書(エビデンス)」に記載する別添様式と指定する文書等により点検する。

なお、学校教育法関連の要件は、条文の準用による項目の重複も多いことから、できるだけ整理して掲載している。

○点検の終了した「点検文書(エビデンス)」は、□に✓を記入する。

○「点検結果」は、点検した結果を、以下により記入する。

適合している場合：○

適合していない場合：△

○「改善事項(課題)」は、「点検結果」に△を記入した場合に、適合に向けた内容と進め方(いつまでに何をどのように行うか等)を簡潔に記述する。

○「点検文書(エビデンス)」は、「点検する内容等」に示している基本要件への適合性の点検に必要な別添様式と文書等を列記している。これらは自己点検に必須の文書であり、別添様式は前年度の状況を記入したものを整備する。

○「根拠条項等」は、「点検する内容等」に示す基本要件等を規定している法令条項(準用を含む)を参考として明記している。

○「適合要件」は、「根拠条項等」に掲載の条文に示されている内容(要件)を参考とし明記している。

(2) 職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート

以下の記載項目により構成している。

(1. 専門士・高度専門士の認定の例)

点検項目	点検する内容等	点検結果	改善事項(課題)	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
1. 専門士・高度専門士の認定	○課程修了者の称号(専門士又は高度専門士)を学則に規定している			□学則 □別紙様式4(1ページの該当欄) ※以下別紙様式は全て前年度の状況を記載したもの	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件1 △専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程第2条(専門士の称号)、第3条(高度専門士の称号)	○修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること

					△学校教育法第 125 条（専門課程）、第 126 条（専門学校）	
--	--	--	--	--	---	--

（記載項目の説明）

○「点検項目」は、以下の認定要件 8 項目と認定後に変更があった場合の手続きに関する項目をその他として列記している。

1. 専門士・高度専門士の認定
2. 企業等と連携した教育課程編成
3. 企業等と連携した実習・演習の授業
4. 企業等と連携した教員の研修
5. 学校関係者評価の実施と公表
6. 学校関係者評価における関係企業等の役員等の参画
7. 企業等に対する教育活動・学校運営に関する情報提供
8. 認定課程に関する情報の提供
9. その他

○「点検する内容等」は、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に関する実施要項」に示された各認定要件の具体的な内容を示している。

「点検する内容等」に示している事項・内容への充足状況を、「点検文書（エビデンス）」に記載する別紙様式と指定する文書等により点検する。

○点検の終了した「点検文書（エビデンス）」は、□に✓を記入する。

○「点検結果」は、点検した結果を以下により記入する。

充足している場合：○

充足していない場合：△

○「改善事項（課題）」は、「点検結果」に△を記入した場合に、充足に向けた内容と進め方（いつまでに何をどのように行うか等）を簡潔に記述する。

○「点検文書（エビデンス）」は、「点検する内容等」に示している認定要件への充足状況の点検に必要な別紙様式 4 及び前年度の状況を記入した別紙様式 1～3 と添付資料、また、認定後の変更手続きに使用する別紙様式 5～8、その他の点検文書等を列記している。自己点検に必須の文書であり、別紙様式 1～4 は前年度の状況を記入したものを整備する。

○「根拠条項等」は、「点検する内容等」に示す認定要件の内容を規定している法令条項（準用を含む）と関連する法令条項を参考として明記している。

○「認定要件」は、根拠条項等の条文に示された内容（要件）を参考とし明記している。

（3）養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート

養成施設等の指定を受けている学科は、記載項目に従って指定に関する事項を記入し、法令に基づく報告等を行っていることを確認する。「点検文書（エビデンス）」として、法令に基づき所轄先に提出した前年度または直近の報告文書の控え（コピー）を添付する。

(記入例)

学科名	指定年度	指定法令	指定(認定)基準 指定(認定)要領・ガイドライン等	点検文書(エビデンス) 報告等の名称と提出年月日
〇〇〇学科	平成 〇年度	〇〇〇法	〇〇〇養成施設指定規則 〇〇〇養成施設指導ガイドライン	・政令〇〇条の規定に基づく報告 ・令和〇年〇月〇日提出

(4) 修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート

修学支援新制度の機関要件は、「点検する内容等」に示している内容に従い、「点検結果」に確認を受けている、確認を受けていない、の標語を記入し、所轄先による機関要件確認の有無を確認する。

(記入例)

点検する項目	点検する内容等	点検結果	根拠条項等
文部科学大臣等により、授業料等減免を行おうとする大学等の確認の有無	○：確認を受けている ・確認申請書又は更新確認申請書 (様式第2号の1-②、様式第2号の2-①、様式第2号の3、様式第2号の4-②までの申請書の部分)をインターネットの利用により公表している △：確認を受けていない	○	○大学等における修学の支援に関する法律第7条(大学等の確認) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条、第3条(大学等の確認要件)、第5条(確認の申請等)第1項(確認申請書の提出)、第3項(更新確認申請書の提出)

(5) 点検文書(エビデンス)

法令等による基本要件等への適合性等の点検は、「自己点検シート」の「点検項目」毎に「点検する内容等」について「点検文書(エビデンス)」を確認することにより行う。

このため「点検文書(エビデンス)」には、「点検する内容等」に示す内容の点検に必要な様式と文書等を列記している。これらは基本要件等への適合性等を点検、評価する根拠となる資料であり、以下を必須の文書として示している。

- ① 前年度の状況を記入した指定様式
- ② 学則を始めとした指定文書
- ③ 要件が示す内容を明記した規程、記録等

① 指定様式には、別添様式と別紙様式を区別している。

ア) 別添様式

法令等の基本要件への適合性の点検に用いるもので、以下の様式を示している。

別添様式1(学校設置要領)

別添様式2(施設の概要)

別添様式3(学級編成表)

別添様式 4（教具、校具、図書及びその他の備品）

別添様式 5（教職員編成表）

別添様式 6（教職員名簿（専任及び兼任））

これらは専門学校の設置に際して所轄先に提出する申請様式を流用した様式であり、前年度の実施状況を記入することで適格認定の「点検文書（エビデンス）」としている。

イ) 別紙様式

職業実践専門課程の認定要件の充足状況の点検に用いるもので、以下の様式を示している。

別紙様式 1-1（職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について）

別紙様式 1-2（授業科目等の概要）

別紙様式 2-1（実習・演習等において連携する企業等一覧）

別紙様式 2-2（企業等と連携した実習・演習等）

別紙様式 3-1（教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由）

別紙様式 3-2（学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由）

別紙様式 4（職業実践専門課程の基本情報について）

別紙様式 5（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称等変更について）

別紙様式 6（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について）

別紙様式 7（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について）

別紙様式 8（職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程におけるコースの設置等について）

これらは「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に関する実施要項」に規定する様式であり、別紙様式 1-1～3-2 は認定申請時、別紙様式 4 は認定後の情報公開の様式として示されている。共に前年度の実施状況を記入することで適格認定の「点検文書（エビデンス）」としている。

また、別紙様式 5～8 は、令和 4 年度に新たに示された認定後の変更手続きに使用する様式であり、該当する場合は写しを「点検文書（エビデンス）」とする。

② 学則を始めとした指定文書

「点検文書（エビデンス）」として明記された指定文書の代表は、学則及び教育課程や授業時数等を別記した別表である。学校教育法・施行規則・専門学校設置基準関連では、基本要件への適合性点検項目の多くが学則及び別表に明記された事項・内容等の確認により行うことを求めており、確認・点検の基本文書と言える。

また、学校教育法施行規則には職員の名簿、指導要録（授業計画書）、出席簿等、学校に備えておかなければならない帳票類を条文中に列記していることから、これらも必須の「点検文書（エビデンス）」である。

学校教育法・施行規則及び職業実践専門課程では、自己評価及び学校関係者評価の実施及び報告、公表が要件として明記されていることから、自己評価報告及び学校関係者評価報告等の報告文書、また、学校教育法・施行規則では自己評価結果に基づく学校運営の改善と教育水準の向上に努めることを求めていることから、それを確認することのできる記録等も必須の「点検文書（エビデンス）」である。

学校保健安全法は、第 32 条（専修学校の保健管理等）には学校医と保健室が明記されているだけだが、準用する条文に学校保健計画、学校安全計画を作成、実施する、学校環境衛生に努める、健康相談、保健指導、健康診断を行うことなどが明記されており、これらを確認する「点検文書（エビデンス）」が必須である。

③ 要件が示す内容を明記した規程、記録等

例えば、職業実践専門課程の認定要件には、企業等との連携体制を確保して教育課程の編成を行うことが規定されており、この要件を満足するために教育課程編成委員会等の設置が求められているが、この委員会の「点検文書（エビデンス）」には、別添様式の添付資料として、委員会の企業等委員の選任理由書、学校組織における委員会等の位置付けが分かる規程、委員会等の運営に関する規則、委員会の意見により教育課程の編成を行っていることを確認できる記録が明記されている。

以上

（添付する資料）

- ・ 法令等の基本要件適合性の自己点検シート
- ・ 職業実践専門課程の認定要件充足状況の自己点検シート
- ・ 養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート
- ・ 修学支援新制度の機関要件の確認の有無の点検シート
- ・ 別添様式 1（学校設置要領）
- ・ 別添様式 2（施設の概要）
- ・ 別添様式 3（学級編成表）
- ・ 別添様式 4（教具、校具、図書及びその他の備品）
- ・ 別添様式 5（教職員編成表）
- ・ 別添様式 6（教職員名簿（専任及び兼任））

※別紙様式は「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に関する実施要項」に規定する様式であることから添付しない。

法令等による基本要件適合性の自己点検シート案

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
1 教育の目的・基本組織	1 学校の目的	○学則に目的の記載の有無、 ○学則に以下により教育を行う学校であることの記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上		□学則 □別添様式1-1(設置要項) □別添様式3(学級編成表)、 ※別添様式(以下「様式」という。)には以降全て前年度の状況を記載する □前年度の学校基本調査票の写し	○学校教育法第124条(専修学校)	○専門学校は職業若しくは実生活に必要な能力を育成、教養の向上を図ることを目的として次による組織的な教育を行う学校である 1.修業年限が一年以上 2.授業時数が文科大臣の定める授業時数以上 3.教育を受ける者が常時40人以上
		○学則に1～9の記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項			○学校教育法第125条3項(専門課程)、	○専門課程は、高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文科大臣の定めるこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高校教育の基礎の上に教育を行う
					○学校教育法施行規則第4条(学則の記載事項):準用	○学則に以下の項目を記載している 1.修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項 2.部科及び課程の組織に関する事項 3.教育課程及び授業日時数に関する事項 4.学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 5.収容定員及び職員組織に関する事項 6.入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7.授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 8.賞罰に関する事項 9.寄宿舎に関する事項
					○学校教育法第6条(授業料):準用	○学校においては、授業料を徴収することができる
	2 設置者	○学校の設置者の以下の要件満足の有無、有の場合、公表している情報 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する		□寄附行為 □役員名簿 □財産目録、 □貸借対照表、 □収支計算書、 □事業報告書	○学校教育法第127条(設置基準)	○学校の設置者の要件 1.専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有する 2.設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有する 3.設置者が社会的信望を有する
	3 管理運営等	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担している			○学校教育法第5条(学校の管理・経費の負担):準用	○学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する
		○学則に授業料及びその徴収の記載の有無、有の場合規定条文			○学校教育法第6条(授業料):準用	○学校においては、授業料を徴収することができる
	4 表簿の整備・保管	○以下の帳票類を備えている 1.学校に係のある法令 2.学則、日課表、教科用図書配当表、学校日誌 3.職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 4.指導要録、その写し及び抄本、出席簿及び健康診断に関する表簿 5.入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿		□学生の出欠席の記録簿 □1～7の帳票類 1.学校係法令のリスト及び最新版 2.学則、日課表、教科用図書配当表、(学校日誌) 3.前年度の教職員名簿・履歴書・出勤簿、担任教員の担当学級・担当教科目・時間表 4.指導要録(授業計画書)、出席簿(クラスまたは担当教員毎)、定期健康診断の結果表 5.入学者の出願書類・選抜試験結果・調査票 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿(綴り)	○学校教育法施行規則第25条(出席簿の作成):準用 ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	○学生の出席簿の作成 ○以下の帳票類を備えている 1.学校に係のある法令 2.学則、日課表、教科用図書配当表、学校日誌 3.職員の名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 4.指導要録、その写し及び抄本、出席簿及び健康診断に関する表簿 5.入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 6.資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 7.往復文書処理簿
		○帳票類の保存は5年間 ○指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録の保存は20年間		□帳票類の保存期間を規定した文書		○表簿は5年間保存、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
	5 学校の名称	○・学則に学校名(○○専門学校)、設置する専門課程の記載の有無、有の場合規定条文		□学則 □様式1-1(設置要項)	○学校教育法第126条2項(専門学校)	○専門課程を設置する専修学校である
		○専門課程を設置する専修学校である			○学校教育法第135条第2項(専門学校の名称)、	○専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を用いてはならない。
		○名称は、専修学校として適当であるとともに学校の目的にふさわしいものである			○専修学校設置基準第52条(名称)	○学校の名称の適切性、妥当性
	7 学科の設置	○学則に課程名・学科名・修業年限・昼夜別・入学定員・総定員の記載の有無、有の場合規定条文		□学則 □様式1-1(設置要項) □様式3(学級編成表)	○専修学校設置基準第2条第2項(教育上の基本組織)、第3条(学科)	○専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の「基本組織」を置く ○基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置く ○学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものである
					○専修学校設置基準第4条(学科)	○基本組織には、「昼間学科」又は「夜間等学科」を置くことができる。
	入学資格	○学則に入学資格の記載の有無、有の場合規定条文		□学則	○学校教育法第125条(専門課程)3項、 ○学校教育法施行規則第183条(専修学校の専門課程の入学資格)	○専門課程は、高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文科大臣の定めるこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高校教育の基礎の上に教育を行う ○専門課程への入学資格は以下のとおり、 ・学校教育法施行規則第90条第1項、通常の課程による12年の学校教育を修了した者、 ・第150条の1、2、4、5号による高校卒業と同等以上の学力があると認められる者 ・第183条(専修学校の専門課程の入学資格)の1～3号に該当する者
	8 教育上の基本組織	○学則に以下の記載の有無、有の場合規定条文 ・目的に応じた分野の区分ごとに学科を設置している ・設置基準の別表第1に示す数以上の教員、うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員、校長が教員兼務の場合は専任教員を含む		□学則 □様式1-1(設置要項) □様式3(学級編成表)、 □様式5(教職員編成表)	○専修学校設置基準第2条第2項(教育上の基本組織)	○専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の「基本組織」を置く、 ・基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。
	9 事務職員の配置	○学則に校長及び教員、助手、事務職員その他の必要な職員数の記載の有無、有の場合規定条文		□学則 □式様5(教職員編成表) □様式6(教職員名簿(専任及び兼任)) □学校の教職員編成表	○学校教育法施行規則第185条(校長及び教職員)	○学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置いている
2 教育課程・授業方法	10 開校時期	○学則に学年の始期及び終期の記載の有無、有の場合規定条文		□学則 □授業終始時刻を記載した規程等	○学校教育法施行規則第184条(学年の始期及び終期)	○学年の始期及び終期は校長が定める
		○学則等に授業終始時刻の記載の有無、有の場合規定条文			○学校教育法施行規則第60条(授業終始の時刻)	○授業終始の時刻は校長が定める
	11 修業年限	○学則に以下により教育を行っていることの記載の有無、有の場合規定条文 1.修業年限が一年以上		□学則 □様式1-1(設置要項) □様式3(学級編成表)、 □前年度の学校基本調査票の写し	○学校教育法第124条(専修学校)	○専門学校は職業若しくは実生活に必要な能力を育成、教養の向上を図ることを目的として次による組織的な教育を行う学校である 1.修業年限が一年以上

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
12 授業単位時間	○学則に一単位時間は50分を標準とする授業科目毎の単位時間数の記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○専修学校設置基準第9条(単位時間)	○授業科目毎の単位時間数、授業における一単位時間は、50分とすることを標準
13 年間授業時数	○学則に以下の記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間以上 ・夜間学科は450時間単位以上			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○専修学校設置基準第16条(昼・夜間学科の授業時数)	○昼間学科の1年間の授業時数は800単位時間以上 ○夜間学科ある場合の1年間の授業時数は450時間単位以上
14 全課程の修了要件	○学則に成績評価及び学年ごとの修了要件の記載の有無、有の場合規定条文			□学則及び別表(教育課程及び授業時数)	○学校教育法施行規則第183条の2(教育課程の区分、成績評価、課程の修了認定)	○専修学校の昼間学科及び夜間等学科は 1.学年による教育課程の区分を設ける 2.各学年ごとに生徒の平素の成績を評価して、学年の課程の修了の認定を行う ・ただし、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる
	○学則に全課程の修了要件の記載の有無、有の場合規定条文				○学校教育法施行規則第183条の3(全課程の修了要件)	○全課程の修了は、専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)に定める授業科目の履修時間数の要件を満たした者に対して認める
	○学則に修了要件となる授業科目の履修時間数記載の有無、有の場合規定条文 ・昼間学科は800単位時間×修業年数以上の授業時数 ・夜間学科は450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)				○専修学校設置基準第17条(全課程の修了要件)	○昼間学科の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・800単位時間×修業年数以上の授業時数 ○夜間学科ある場合の修了要件となる授業科目の履修時間数 ・450単位時間×修業年数以上の授業時数となる授業科目の履修(最低800時間以上)
15 卒業証書及び入学、退学、休学等	○学則に全課程の修了者への卒業証書の授与の記載の有無、有の場合規定条文			□学則	○学校教育法施行規則第58条(卒業証書の授与):準用	○校長は全課程の修了を認めた者へ卒業証書授与する
	○学則に学生の入学、退学、休学等の記載の有無、有の場合規定条文				○学校教育法施行規則第181条(入学、退学、休学等)	○生徒の入学、退学、休学等は、校長が定める
16 生徒への懲戒	○学則に学生の懲戒処分の記載の有無、有の場合規定条文			□学則 □学生の退学、停学及び訓告の処分の手続規程	○学校教育法第11条(学生・生徒等の懲戒):準用、	○校長及び教員は、教育上必要があるときは、児童、生徒及び学生を懲戒できる。ただし、体罰を加えることはできない
	○校長が行う学生の退学、停学及び訓告の処分及び手続きの規定				○学校教育法施行規則第26条(懲戒):準用	○懲戒は教育上の必要な配慮を行う ○学生の退学、停学及び訓告の懲戒の処分は校長が行う ○退学の対象となる者 ①品行不良で改善の見込がないと認められる者 ②学力劣等で成業の見込がないと認められる者 ③正当の理由がなくて出席常でない者 ④学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者 ○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きは校長が定める

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
17 授業時数の 単位換算	○学則に授業時数の単位数 への換算方法の記載の有無、 有の場合条文規定			□学則及び別表(教育課程 及び授業時数)	○専修学校設置 基準第19条(授 業時数の単位数 への換算)	○授業科目の授業時数を単位 数に換算するときは、45時間の 学修を必要とする内容の授業科 目を1単位とすることを標準 ○授業の方法に応じた、授業科 目の授業時数を単位数に換算 基準する場合の1単位の授業時 数 1.講義及び演習:15時間から30 時間までの授業時数 2.実験、実習及び実技は、30時 間から45時間(芸術等の分野の 個人指導による実技の授業は学 校が定める授業時数) 3.卒業研究、卒業制作等の授業 時数は、必要な学修等を考慮し て単位数に換算
18 生徒定数等	○同時に授業を行う生徒数は 40人以下			□学則 □様式1-1(設置要項)及び 様式3(学級編成表)、 □前年度の学校基本調査票 の写し	○専修学校設置 基準第6条、第7 条(同時に授業 を行う生徒)	○同時に授業を行う生徒数は40 人以下 ○教育上必要があるときは、学 年又は学科を異にする生徒を合 わせて授業を行うことができる
	○合同授業の実施の有無、有 の場合の実施内容、合同授業 を実施する教育上の必要性が 明確					
19 授業科目	○専修学校の教育を施すに ふさわしい授業科目を開設し ている ・学科の教育課程及び授業時 数 ・科目区分と授業科目			□学則及び別表(教育課程 及び授業時数)	○専修学校設置 基準第8条第2項 (授業科目)	○専門課程では高校における教 育の基礎の上に、深く専門的な 程度において専修学校の教育を 施すにふさわしい授業科目を開 設している ○科目区分と授業科目
20 人間性の涵 養への配慮	○豊かな人間性を涵養するよ う適切に配慮した授業科目を 開設している			□学則及び別表(教育課程 及び授業時数)	○専修学校設置 基準第8条第3項 (授業科目)	○第2項の専門課程の授業科目 の開設に当たっては、豊かな人 間性を涵養するよう適切に配慮 している
21 他の専修学 校での履修	○学則にみなし規定の記載の 有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授 業時数合計で課程修了に必 要な総授業時数の1/2を超え ない			□学則	○専修学校設置 基準第10条第2 項(他の専修学 校における授業 科目の履修 等)、	○他の専修学校の専門課程に おける授業科目の履修を、修了 に必要な総授業時数の1/2を超 えない範囲で、専門課程におけ る授業科目の履修とみなすこと ができる
22 専修学校以 外での学習	○学則にみなし規定の記載の 有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授 業時数合計で課程修了に必 要な総授業時数の1/2を超え ない			□学則	○専修学校設置 基準第11条第3 、第4項(専修学 校以外の教育施設 等における学 修)	○文部科学大臣が別に定める 学修を、修了に必要な総授業時 数の1/2を超えない範囲で、専 門課程における授業科目の履 修とみなすことができる
23 入学前の授 業科目の履 修	○学則にみなし規定の記載の 有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授 業時数合計で課程修了に必 要な総授業時数の1/2を超え ない			□学則	○専修学校設置 基準第12条第3 項、第4項(入学 前の授業科目の 履修等)	○入学する前に行った専修学校 の専門課程における授業科目 の履修(科目等履修を含む)、設 置基準11条第3項及び4項によ る学修を、修了に必要な総授業 時数の1/2を超えない範囲で、専 門課程における授業科目の履 修とみなすことができる
24 授業方法等	○学則に多様なメディアを利用 した教室等以外で授業の実 施する場合の規定の記載の 有無、有の場合規定条文 ・有の場合、履修とみなす授 業時数合計で課程修了に必 要な総授業時数の3/4を超え ない			□学則	○専修学校設置 基準第13条(授 業の方法)	○文部科学大臣の別の定めによ り、授業を、多様なメディアを 高度に利用して、当該授業を行 う教室等以外の場所で履修させ ることができる
25 昼夜開講制	○実施する場合は学則に記 載の有無、有の場合規定条文			□学則	○専修学校設置 基準第14条(昼 夜開講制)	○教育上必要と認められる場合 には、昼夜開講制(同一学科に おいて昼間及び夜間の双方の 時間帯において授業を行うこと) により授業を行うことができる

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
	27 科目等履修生	○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文		□学則	○専修学校設置基準第15条(科目等履修生)	○専修学校の生徒以外の者に、専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる
	28 履修証明	○実施する場合は学則に記載の有無、有の場合規定条文 ○有の場合、履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備している		□学則	○学校教育法第105条(証明書の交付):準用 ○第125条(専門課程) ○学校教育法施行規則第164条(履修証明書が交付される特別の課程):準用、	○専修学校の生徒以外の者を対象とした特別の課程を編成した場合は、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる
3 校長・教員	29 校長及び教員	○学則に校長及び教員、助手の記載の有無、有の場合規定条文		□学則 □様式1-1(設置要項) □様式5(教職員編成表) □様式6(教職員名簿(専任及び兼任)) □学校が都道府県知事に校長を届け出た文書及び校長の経歴書(経歴、業績) □専任教員、非常勤講師の経歴書(経歴、資格、業績)	○学校教育法第129条(校長及び教員)	○校長及び相当数の教員を置かなければならない ・校長は教育に関する識見を有し、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者 ○教員は担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文科大臣の定める資格を有する者
	校長及び教員の欠格事由	○校長及び教員の経歴は以下の欠格事由に該当しない ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・政府の暴力破壊を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者			○学校教育法第9条(教員となれない者):準用	○校長、教員は以下の欠格事由に該当しない 1.禁錮以上の刑に処せられた者 2.教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号により免許状失効の日から3年を経過しない者 3.教育職員免許法第11条第1項から第3項により免許状取上げ後3年を経過しない者 4.政府の暴力破壊を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
	30 校長の届出	○学校が都道府県知事に届け出ている校長名と経歴書			○学校教育法第10条(私立学校の校長届出義務):準用	○学校は、校長を都道府県知事に届け出なければならない
	31 教員の資格	○教員は要件1～6のいずれかに該当している 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は准学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者		□様式6(教職員名簿)	○専修学校設置基準第41条(教員の資格)	○教員の該当要件と担当教育に関する専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない ○以下のいずれかに該当する者 1.専修学校の専門課程修了後、学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事者であつて、専門課程の修業年限と業務従事期間を通算して6年以上 2.学士は2年以上、短期大学士又は准学士は4年以上学校、研究所等において担当教育に関する教育、研究又は技術に関する業務従事者 3.高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 4.修士又は専門職学位を有する者 5.特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 6.前各号と同等以上の能力があると認められる者

点検項目		点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
	32 教員数	○教員数は目的、生徒数、課程の種類に応じたもので、文部科学大臣の定める基準に適合している			☐ 学則 ☐ 様式1-1(設置要項) ☐ 様式5(教職員編成表) ☐ 様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合している 1.目的、生徒の数、課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
		○学科の所属する分野の総定員を基準とした教員数は設置基準別表第1に示す数以上である				○専修学校設置基準第39条(教員数)	○専修学校における教員の数 は、別表第1に定める数以上とする ○うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員、校長が教員兼務の場合は専任教員に含む
		○うち半数(半数が3名未満の場合は3名)以上は専任教員である(校長が教員兼務の場合は専任教員に含む)				○学校教育法施行規則第185条(校長及び教職員)	○学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置いている
	校長及び教職員	○学則に校長及び教員、助手、事務職員その他の必要な職員数の記載の有無、有の場合規定条文					
4 教育施設・設備関係	33 学校の位置、環境	○校地・校舎の面積、位置及び環境は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである			☐ 学則 ☐ 様式1-1(設置要項) ☐ 様式2(施設の概要)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科科学大臣の定める基準に適合している 2.目的、生徒の数、課程の種類に応じた校地・校舎の面積、位置及び環境
		○校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切である				○専修学校設置基準第44条(位置及び環境)	○校地及び校舎の位置及び環境
	34 校地	○校舎等に必要面積の校地である			☐ 学則 ☐ 様式1-1(設置要項) ☐ 様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第45条(校地等)	○校舎等に必要面積の校地 ○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地
		○目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地がある					
	35 校舎	○教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えている(数と㎡、位置)			☐ 様式1-1(設置要項) ☐ 様式2(施設の概要) ☐ 校舎及び教室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	1.校舎には教室(講義室、演習室、実習室等とする。)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備える 3.目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保する
		○実習場その他の必要な施設の有無、有の場合数と㎡、位置					
	36 校舎に必要な施設	○図書室、保健室、教員研究室等の有無、有の場合数と㎡、位置			☐ 様式1-1(設置要項) ☐ 様式2(施設の概要) ☐ 校舎及び図書室、保健室、教員研究室等の配置図	○専修学校設置基準第46条(校舎等)	2.なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備える
	37 校舎面積	○校舎面積は以下の通りである 1.1課程のみを置く学校で、1分野のみの学科は、別表第二イの表により算定した面積 2.1課程のみを置く学校で、2以上の分野の学科、2～3課程をおく学校でそれぞれ1～2以上の分野の学科は、イ及びロの合計面積 イ:課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積 ロ:課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積			☐ 様式1-1(設置要項) ☐ 様式2(施設の概要)	○専修学校設置基準第47条(校舎の面積)	○校舎は区分に応じ、各号に定める面積以上 ○ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合はこの限りでない

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
38 機械・器具・ 標本・図書	○設備は、目的、生徒数、課程の種類に応じたものである			□様式1~1(設置要項) □様式2(施設の概要) □様式4(教具、校具、図書及びその他の備品)	○学校教育法第128条(適合基準)	○学校は次に掲げる事項について文科大臣の定める基準に適合している 3.目的、生徒の数、課程の種類に応じた設備
	○目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えている				○専修学校設置基準第49条・50条(設備)	○機械、器具、標本、図書その他の教育に必要な設備を備えている ○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備える
	○夜間に授業を行う学校は、適当な照明設備を備えている					
	○他校等の施設及び設備を使用するに際して、教育上及び安全上支障がない				○専修学校設置基準第51条(他の学校等の施設及び設備の使用)	○特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合、他校等の施設及び設備を使用している
5 学校評価・ 情報公開	39 自己評価の実施と結果公表及び改善	○学校評価を行っている、		□学則 □評価項目及び自己評価の結果 □結果に基づく改善事例	○学校教育法第42条(学校の評価):準用	○学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行う ○評価結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講じて教育水準の向上に努める
		○学則に記載の有無、有りの場合規定条文				
		○評価結果に基づき学校運営の改善に必要な措置を講じて教育水準の向上に努めている				
		○自己評価結果を公表している				
		○自己評価は適切な項目※を設定して行っている ※専修学校における学校評価ガイドラインに示す項目				
	40 学校関係者評価の実施と結果公表 評価結果の設置者への報告	○学校関係者評価を行い、結果を公表している		□学則 □公表している学校関係者評価結果 □設置者への報告記録	○学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価):準用	○自己評価の結果を踏まえた、学校の関係者(学校の職員を除く)による評価を行い、その結果を公表するよう努める
		○学則に記載の有無、有りの場合規定条文				
		○自己評価及び学校関係者評価の結果を設置者に報告している			○学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第68条(評価結果の設置者への報告):準用	○自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、学校の設置者に報告する
		○学則に記載の有無、有りの場合規定条文、				
	41 情報提供	○専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインで掲げられた項目について情報提供を行っている ○ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて情報提供を行っている		□ホームページ等の学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報提供欄	○学校教育法第43条(情報提供):準用	○学校は保護者及び地域住民その他の関係者の理解と連携及び協力の推進に資するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
6 学校保健・学校安全	42 学校保健・設置者の責務	○設置者は、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じている		□様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要) □施設・設備の管理に関する校務分掌	○学校保健安全法第4条(学校保健に関する学校の設置者の責務):準用	○設置者は、設置する学校の学生及び教職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める
	43 指導医師及び保健室	○学校は、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を選任している ○保健室を設けている		□様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要) □様式5(教職員編成表) □様式6(教職員名簿(専任及び兼任))	○学校保健安全法第32条(専修学校の保健管理等)	○学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない ○学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない
	44 学校保健計画の策定等	○学校は、児童生徒等及び職員に対し、以下について学校保健計画を策定、実施している、 ・健康診断 ・環境衛生検査 ・児童生徒等に対する指導 ・その他保健に関する事項		○学校保健計画(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書)	○学校保健安全法第5条(学校保健計画の策定等):準用 ○学校教育法第12条(健康診断等):準用 ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならない帳票):準用	○学校は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校保健計画を策定、実施する
	45 学校環境衛生基準	○設置者は、学校環境衛生基準に基づく学校環境衛生管理マニュアル等により学校の適切な環境の維持に努めている ○校長は、基準に照らし学校の環境衛生に適正を欠く事項がある場合は、改善のために必要な措置を講じている、 ○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている		○学校の学校環境衛生管理マニュアル ○環境衛生活動の記録	○学校保健安全法第6条(学校環境衛生基準):準用 ○学校環境衛生基準	○設置者は、学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努める ○校長は、基準に照らし、学校の環境衛生に適正を欠く事項があると認めた場合は、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じる ○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出る
	46 健康相談	○学校は、学生の心身の健康に関する健康相談を行っている		○学生相談の体制を確認できる文書 ○相談記録	○学校保健安全法第8条(健康相談):準用	○学校は、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行う
	47 保健指導	○教職員は、相互に連携して、健康相談又は学生の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握している ○健康上の問題があると認めるときは学生に必要な指導を行っている、また必要に応じ保護者に助言を行っている		○教職員の連携体制を確認できる文書 ○校務分掌組織図	○学校保健安全法第9条(保健指導):準用	○養護教諭その他の職員は、相互に連携して児童生徒等の心身の状況を把握する ○健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく必要な指導を行い、必要に応じ保護者に対して必要な助言を行う
	48 地域の医療機関との連携	○学校は、救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ所在地域の医療機関その他の関係機関と連携を図っている		○協定、提携、契約等、医療機関との連携等を確認できる文書	○学校保健安全法第10条(地域の医療機関等との連携):準用	○救急処置、健康相談又は保健指導を行う場合は、必要に応じ地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
49 健康診断	○学校は、施行規則第5条～第9条に従い、毎学年定期に学生の健康診断を実施している			□学校保健計画書(健康診断や健康に関する指導等の実施計画書) □実施計画・要項等、学生の健康診断の実施に関する文書	○学校保健安全法第13条(児童生徒等の健康診断):準用 ○施行規則第5条(時期)、第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)、第8条(健康診断票)、第9条(事後措置)、第10条(臨時の健康診断)、第11条(保健調査):準用 ○学校教育法第12条(健康診断等):準用 ○学校教育法施行規則第28条(備えなければならぬ帳票):準用	○毎学年定期な学生の健康診断の実施する ○必要なときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行う
	○臨時の健康診断は、施行規則第10条により、必要な検査の項目について行っている。					
	○必要な場合は、行規則第11条により、あらかじめ学生の発育、健康状態等に関する調査を行っている					
	○健康診断の方法及び技術的基準等は、施行規則第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)に従っている			□検査の項目、方法及び技術的基準が明記された検査機関との契約文書	○学校保健安全法第17条(健康診断の方法及び技術的基準等) ○施行規則第6条(検査の項目)、第7条(方法及び技術的基準)	○健康診断に関する健康診断の方法及び技術的基準等については施行規則で定める。
50 健康診断結果の措置	○学校は、健康診断の結果に基づき疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとっている			□2次健診の案内、治療の指示等、有所見者に関する文書 □対応措置の記録	○学校保健安全法第14条(疾病の予防、治療の指示):準用	○学校は、健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等の適切な措置をとらなければならない
51 保健所との連携	○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡している			□保健所への連絡文書	○学校保健安全法第18条(保健所との連絡):準用	○設置者は、健康診断を行おうとする場合、感染症による出席停止及び臨時休業を行った場合は保健所と連絡する
52 出席停止	○校長は、感染症による出席停止をする学生に指示するときは、その理由及び期間を明らかにしている			□感染症の予防に関する細目に従って行う処置を規定した文書 □感染症による出席停止を記載した規程等	○学校保健安全法第19条(出席停止):準用 ○施行令第6条(出席停止の指示)、第7条(出席停止の報告):準用 ○施行規則第18条(感染症の種類)、第19条(出席停止の期間の基準)、第20条(出席停止の報告事項)、第21条(感染症の予防に関する細目):準用	○校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、出席を停止させることができる。
	○出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて施行規則第19条(出席停止の期間の基準)による期間である					
	○校長は、出席停止の指示をしたときは、施行規則第20条(出席停止の報告事項)の項目を設置者に報告している					
	○校長は、施行規則第21条(感染症の予防に関する細目)に従い以下の処置を行っている ア)必要と認めるときは、学校医に診断させ、出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をしている イ)学校内に感染症の病気に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をしている ウ)学校の附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行っている					

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	適合要件
53 臨時休業	○学則等に臨時休業の記載の有無、有りの場合規定条文、 ・感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部を休業することができる			□学則 □臨時休業に関する条文を記載した規程等	○学校保健安全法第20条(臨時休業):準用	○設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行う
54 学校安全・設置者の義務	○設置者は、学生の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講じている			□申請様式1-1(設置要項) □様式2(施設の概要)、 □施設・設備の管理に関する校務分掌	○学校保健安全法第28条(学校安全に関する学校の設置者の責務):準用 △消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○設置者は、学校において事故等により学生に生ずる危険を防止し、及び危険等発生時において適切に対処することができるよう努める
55 学校安全計画の策定等	○以下についての学校安全計画を策定している ア)学校の施設及び設備の安全点検 イ)学生に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導 ウ)職員の研修その他学校における安全に関する事項			□学校安全計画 □教職員の施設・設備管理の役割分担等を記載した文書 □通常使用する施設及び設備の維持・管理、保守・点検の記録	○学校保健安全法第29条(学校安全計画の策定等):準用 ○施行規則第28条(安全点検)、第29条日常における環境の安全):準用 △消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○学校は、学生の安全の確保を図るための計画を策定、実施しなければならない
	○安全点検は、他の法令に従うほか、施行規則第28条により学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について、毎学期1回以上系統的に、また必要があるときは臨時に行っている					
	○安全点検のほか、施行規則第29条により設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っている					
56 学校環境の安全確保	○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じている ○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出ている			□学校の学校環境衛生管理マニュアル □環境衛生活動の記録	○学校保健安全法第28条(学校環境の安全の確保):準用 △消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○校長は、学校の施設又は設備について、学生の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講ずる ○措置を講ずることができないときは、設置者にその旨を申し出る
57 危険発生時対処要領の作成等	○危険等発生時対処要領を作成している			□危険等発生時対処要領	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用 △消防法第8条(消防計画の届出他)、第17条(消防設備の維持)	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成し、教職員に対して必要な措置を講ずる
58 教職員等への周知	○校長は、危険等発生時対処要領に基づき、教職員への周知、訓練の実施その他適切に対処するために必要な措置を講じている			□教職員への周知、訓練等の措置の記録	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用	○学校は、危険等発生時対処要領に基づき、教職員への周知、訓練の実施その他適切に対処するために必要な措置を講じている
59 生徒等への支援	○学校は、事故等により学生に危害が生じた場合、学生及び関係者の心身の健康を回復させるために必要な支援を行うに当たっては、必要に応じ学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図っている			□協定、提携、契約等、医療機関との連携等を確認できる文書	○学校保健安全法第29条(危険等発生時対処要領の作成等):準用	○学校は、事故等により学生に危害が生じた場合、学生及び関係者の心身の健康を回復させるために必要な支援を行う
60 地域機関との連携	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学生の保護者との連携を図っている			□保護者との連携に関する文書 □警察署その他の関係機関等、地域住民その他の関係者との連携に関する文書	○学校保健安全法第30条(地域の関係機関等との連携):	○学校は、学生の安全の確保を図るため、学生の保護者との連携を図るとともに、学校が所在する地域の実情に応じて、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努める
	○地域の実情に応じて、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図っている					

職業実践専門課程認定要件充足状況の自己点検シート案

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
1 専門士・高度専門士の認定	○課程修了者の称号(専門士又は高度専門士)を学則に規定している			□学則 □別紙様式4(1ページの該当欄)、 ※以下別紙様式は全て前年度の状況を記載したもの	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件1 △専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程第2条(専門士の称号)、第3条(高度専門士の称号) △学校教育法第125条(専門課程)、第126条(専門学校)	○修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること
2 企業等と連携した教育課程編成	○以下の全ての要件を満たしている ①企業等との連携体制を確保して、専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議(以下「教育課程編成委員会等」という。)を設置している ②教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催している ③教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っている			□学則及び別表(教育課程及び授業時数) □別紙様式4(1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。))との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」「関係)及び授業科目の概要 □別紙様式3-1(教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由書) □教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程 □教育課程編成委員会等の規則 □学校又は法人の組織図 □教育課程編成委員会の記録(記入要項を満足したもの)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件2 △学校教育法第128条第4項(目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱) △学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) △学校教育法施行規則第183条の2(教育課程) △専修学校設置基準第8条の2(授業科目)	○専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。))との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること
3 企業等と連携した実習・演習の授業	○以下の全ての要件を満たしている ①企業等と協定書等(覚書や契約書等を含む。以下同じ。))や講師契約等を締結して実習・演習等を行っている ②実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携している ③学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っている			□学則及び別表(教育課程及び授業時数) □別紙様式4(2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。))の授業を行っていること。」「関係) □別紙様式2-1(実習・演習等において連携する企業等一覧) □別紙様式2-2(企業等と連携した実習・演習等) □企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等 □学修成果の評価や単位認定に関する文書	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件3	○企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業(以下「実習・演習等」という。))を行っていること
4 企業等と連携した教員の研修	○教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしている ①企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている			□別紙様式4(3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」「関係) □研修等に係る諸規程 □前年度における研修等の実績(記入要項を満足したもの) □当年度における研修等の計画(記入要項を満足したもの)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件4	○企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っている

点検項目		点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
		②企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている					
5	学校関係者評価の実施と公表	○自己評価の結果に対する学校関係者評価を行い、その結果を公表している			□別紙様式4(4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係) □自己評価結果公開資料 □学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件5 △学校教育法第42条(学校評価) △学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第189条(準用)	○学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表していること
6	学校関係者評価における関係企業等の役員等の参画	○以下の全ての要件を満たしている			□別紙様式4、同上 □別紙様式3-2(委員会の企業等委員の選任理由書) □学校関係者評議員会の記録 □学校関係者評価結果のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件6	○前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること
		①学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員(保護者、卒業生等)により組織される委員会(以下「学校関係者評価委員会」という。)を設置している					
		②「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等)について評価を行っている					
		③学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表している					
7	企業等に対する教育活動・学校運営に関する情報提供	○以下の全ての要件を満たしている			□別紙様式4(5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係) □専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの項目について、ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っていることが分かる資料	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件7 △学校教育法第43条(情報提供)	○企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること
		①「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等)について情報提供を行っている					

点検項目		点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
		②ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っている					
8	・認定課程に関する情報の提供	○職業実践専門課程に認定された課程に関する情報は、その活用の促進に資するよう、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している			□職業実践専門課程の別紙様式4のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)2項(情報提供)	○認定課程に関する情報の提供
		・別紙様式4を公開するとともに、当該記載内容について適宜更新を行い、公表年月日については、更新された際の最新の公表年月日を記載し、また、原則として、最新の別紙様式4を用いて毎年度7月末を基準日として情報を更新している					
9	その他	○認定後に以下の変更があった場合は、適切に手続きを行っている ・学校名、課程名、学科名、昼夜の別、修業年限のいずれかの変更 ・学科の廃止 ・職業実践専門課程としての要件に該当しなくなった ・既に認定されている学科に、コース等の設置、統合、分離のいずれかが行われた場合は様式8を提出			・該当する様式(申請したもの)の写し □様式5(認定された専修学校の専門課程の名称変更の届) □様式6(認定された専修学校の専門課程の廃止の届) □様式7(認定された専修学校の専門課程の要件の不適合の届) □様式8(認定された専修学校の専門課程におけるコースの設置等の届)	○「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方(Q&A)	○その他、認定後の手続き等の有無

養成施設の法令に基づく報告等の自己点検シート案

※養成施設等の指定を受けている学科は、記載項目に従って指定に関する事項を記入し、法令に基づく報告等を行っていることを確認する。「点検文書(エビデンス)」として、法令に基づき所轄先に提出した前年度または直近の報告文書の控え(コピー)を添付する。

学科名	指定年度	指定法令	指定(認定)基準 指定要領・ガイドライン等	報告、届出の名称
(記入例) ○○○学科	○年度	○○○法	○○○養成施設指定規則 ○○○養成施設の設置及び運営に係る指針	・政令○○条の規定に基づく報告 ・令和○○年○月○日提出

修学支援新制度の機関要件確認の有無の点検シート案

※修学支援新制度の機関要件は、「点検する内容等」に示している内容に従い、「点検結果」に確認を受けている、確認を受けていない、の標語を記入し、所轄先による機関要件確認の有無を確認する。

点検する項目	点検する内容等	点検結果	根拠条項等
・文部科学大臣等により、授業料等減免を行おうとする大学等の確認の有無	○：確認を受けている、 ・確認申請書又は更新確認申請書(様式第2号の1-②、様式第2号の2-①、様式第2号の3、様式第2号の4-②までの申請書の部分)をインターネットの利用により公表している △：確認を受けていない		○大学等における修学の支援に関する法律第7条(大学等の確認) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条、第3条(大学等の確認要件)、第5条(確認の申請等)第1項(確認申請書の提出)、第3項(更新確認申請書の提出)

別添様式1 学校設置要項

〇 〇 学 校 設 置 要 項						
1 学校の目的	(※学則第1条の「目的」を記入すること。)					
2 学校の名称						
3課程(分野)の名称	(※「〇〇専門課程(〇〇関係)」のように記入すること。)					
4位置	〇〇区(市)〇〇〇丁目〇番地〇号 電話 ()					
5開設の時期	年 月 日					
6経費の見積り及び維持方法	(※ 寄附行為に定める「経費の支弁」の条文を記入すること。)					
7 設置者名	学校法人 〇〇〇〇(理事長 〇〇 〇〇)					
8 校長名						
9 課程・学科別						
修業年限及び	課 程 名	学科名	昼夜通信	修業年限	入学定員	総 定 員
生徒定員	〇〇専門課程 (関係)			年	名	名
				年	名	名
	〇〇専門課程 (関係)			年	名	名
				年	名	名
		合計			名	名
(※ 課程別、分野別、学科別、昼夜通信別に記入すること。) (※ 単位制による学科は、分るように記入すること。)						
10 主要教科名	(一般科目)					
	(専門科目)					
11 教職員組織	校長(任) 名 教員(専任) 名 事務職員(専任) 名 学校医(任) 名					
教員基準	副校長(任) 名 教員(兼任) 名 事務職員(兼任)名 合計 名					
12 校地	総面積 m ²					自己所有面積 m ²
	(内訳)校舎敷地 m ²					所有者(住所)
	運 動 場 m ²					(*) (氏名)
	そ の 他 m ²					借用面積 m ²
	(※)右欄「所有者」は、同時に準学校法人を設立する場合には、「寄附者」とすること。					所有者(住所)
13 校舎	総面積 m ²					自己所有面積 m ²
	(構造)(※建物登記事項証明書から転記すること。)					所有者(住所)
	(内訳)普通教室 室 m ² 図書室 室 m ²					(*) (氏名)
	実習室 室 m ² 保健室 室 m ²					借用面積 m ²
	教員室 室 m ² 事務室 室 m ²					所有者(住所)
	便所 箇所 m ² (大 箇・小 箇)					(氏名)
	その他 m ²					
基準 m ² ※サテライト施設は100m ² 以上	※通信制の学科がある場合 サテライト施設(有・無)					
14校具・教具等	校具 点・教具 点・図書 冊・その他備品 点					
15予算概要	(年度) 収入 千円 支出 千円 (※資金収支予算書の金額を記入)					
16付近の状況	〇〇線「〇〇駅」徒歩〇〇分。周辺は〇〇〇。 (※学校の周辺環境を記入すること。)					
備 考	1学校法人〇〇〇〇 年 月 日 設立認可(所轄庁名)					
	2法人が設置する学校 〇〇専門学校 年 月 日 設置認可(所轄庁名)					

別添様式2 施設の概要

(1)校地

	総面積	うち専用	うち 共用	備 考
校 地	m ² (うち借用 m ²)	m ² (うち借用 m ²)	m ² (うち借用 m ²)	

(内訳)

	総面積	うち専用	うち 共用	備 考
校舎敷地面積	m ²	m ²	m ²	
運動場	m ²	m ²	m ²	
その他	m ²	m ²	m ²	

(2)校舎等

(構造) ○○造 ○階建

(※) 登記事項証明書（登記簿謄本）の建物の構造を記載すること

	総面積	うち専用	うち 共用	備 考
校 舎	m ²	m ²	m ²	

(内訳)

名 称	室数	面 積	うち専用	うち 共用	備 考
普通教室		m ²	m ²	m ²	
○○教室					
演習室					
実習室					
講 堂					
校長室					
教員室					
事務室					
図書室					
保健室					
便 所					
その他					
合 計					

(3)その他の施設(学生寮・校外施設等)

名 称	総面積	うち専用	うち 共用	備 考
	m ²	m ²	m ²	

(4)飲料水 上水道

(※) 上水道以外の場合は、飲料に適することの公的な証明書(定性分析表)を添付すること。

※配置図を添付してください。(簡易なもので結構です。)

別添様式3 学級編成表

課程及び学科編成

専門課程	学科名	昼・夜・通信別	第1年度 (年度)		第2年度 (年度)		第3年度 (年度)		第4年度 (年度)	
			学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
〇〇専門課程										
〇〇専門課程										
〇〇専門課程										
計				名		名		名		名

別添様式4 教具、校具、図書及びその他の備品

項 目	品 名	数 量	価 格	備 考
教 具	〇〇外	点	円	
校 具	〇〇外	点	円	
図 書	〇〇外	冊	円	
その他の備品	〇〇外	点	円	

別添様式5 教職員編成表

(1)総括表

職 名	第1年度 (年度)		第2年度 (年度)		第3年度 (年度)		第4年度 (年度)	
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
校 長								
副 校 長								
教 員								
助 手								
事務職員								
学 校 医								
そ の 他								
計	名	名	名	名	名	名	名	名

(2)〇〇課程教員等編成表

職 名	第 1 年度 (年度)		第 2 年度 (年度)		第 3 年度 (年度)		第4年度 (年度)	
	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
校 長								
副 校 長								
教 員								
助 手								
計	名	名	名	名	名	名	名	名

※1 課程が2以上ある場合は、課程ごとに作成すること。

※2 校長、副校長は、教員を兼ねる場合のみ記載すること。

別添様式6 教職員名簿（専任及び兼任）

(1) 専任教職員

(管理・教育部門)

職 名	氏 名	年 齢	在 籍 年 数	最 終 学 歴	担 当 学 科	担 当 教 科 目	設 置 基 準 該 当 条 項	そ の 他 の 指 定 基 準 等 に お け る 資 格 ・ 免 許
校 長								
副 校 長								
〇〇学科長								
教 員								
助 手								

(事務部門)

職 名	氏 名	年 齢	在 籍 年 数	最 終 学 歴
事務局長				
〇〇課長				
〇〇室				
学校医				
そ の 他				

(2) 兼任講師

氏 名	最 終 学 歴	所 属 先	担 当 学 科	担 当 教 科 目	設 置 基 準 該 当 条 項	そ の 他 の 指 定 基 準 等 に お け る 資 格 ・ 免 許

(教員の資格)

第41条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

1. 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
2. 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学の学位又は准学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する業務に従事した者
3. 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
4. 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
5. 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
6. その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

実践的職業教育の第三者評価連絡協議会拡大研修会

開催日時：令和4年11月9日(水曜日) 午後1時30分～4時30分

会場：アルカディア市ヶ谷（私学会館）4階「鳳凰」

プログラム

1 開会

- 2 基調報告 職業教育における企業・団体との連携と分野別評価機関の設立
文部科学省受託事業実施委員会委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

- 3 報 告 令和4年度職業実践専門課程実態調査 中間報告
(株)三菱総合研究所キャリア・イノベーション本部
研究員 藪本 沙織

4 意見交換 「企業等との連携の充実・発展への課題」

進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口 正雄

【登壇者】

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ・文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 | 室長補佐 船木茂人 |
| ・(株)三菱総合研究所 キャリア・イノベーション本部 研究員 | 藪本沙織 |
| ・公益財団法人東京都中小企業振興公社 専務理事 | 矢田部裕文 |
| ・学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター長 | 川廷宗之 |
| ・公益社団法人東洋療法学校協会理事・学校法人呉竹学園理事長 | 坂本 歩 |
| ・専門学校東京工科自動車大学校世田谷校・品川校 校長 | 佐藤康夫 |
| ・日本工学院八王子専門学校テクノロジーカレッジ長 | 清水憲一 |
| ・一般社団法人日本看護学校協議会会長 | 水方智子 |

- 5 資料は、終了後、機構ホームページに掲載します。また、登壇者、テーマは変更をすることがあります。

主催：特定非営利活動法人 職業教育評価機構

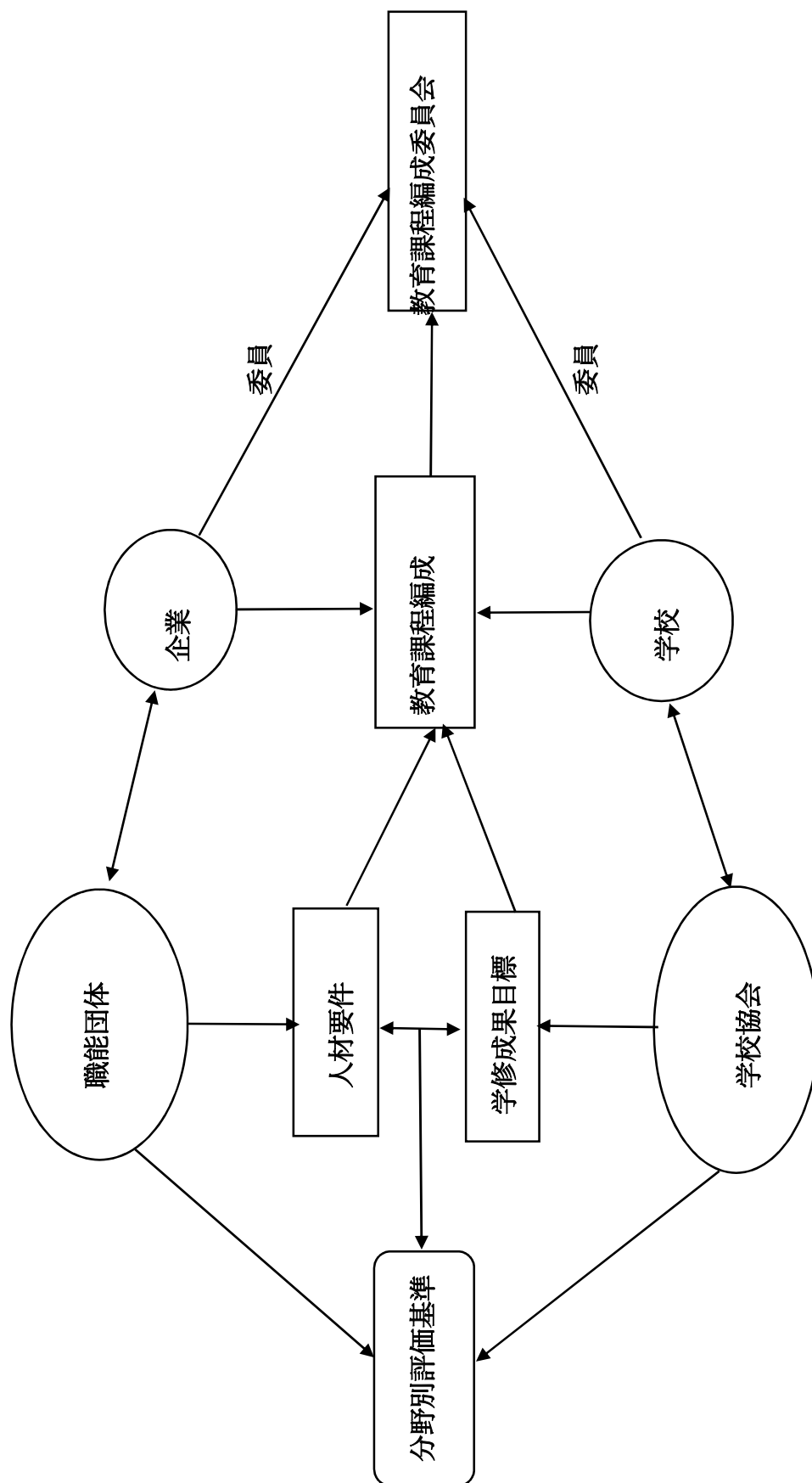
分野別第三者評価と教育課程編成における 職種団体と学校団体の必要性と可能性

(メモ)

職業教育評価機構

関口 正雄

参考資料 1 職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の関係（分野別評価&教育課程編成）



職業実践専門課程は、職業教育の根本思想を具現化する

教育課程（カリキュラム）編成←学修成果目標
←当該職業の人材像・人材要件

1. 職種団体と学校団体の必要性

①当該職業の人材像・人材要件は明確か？

それは誰が明確にするのか？

当該職業に携わる個人がそれを示すことは可能、

しかし

それを明確にする機能と信頼性の担保は、人材像・人材要件の明確化に熱心で、当該職業における業界・職種団体においてのみ可能なのでは！

- ②当該職業の人材像・人材要件が職種団体によって明示されるならば、その人材像・人材要件に方向づけられた学修成果目標も、個々の学校によって全く異なるのではなく、一定の基本的な目標として定められるはずである

その共通基本目標を、個々の学校がそれを示すことは可能、しかし、それを明確にする機能と信頼性の担保は、職種団体によって明示された人材像・人材要件に方向づけられた学修成果目標の明確化に熱心な当該職業分野の学校団体において可能なのでは！

(但し、その学修成果目標は、修業年限によってその達成レベルは異なるものとなる)

- ③ すなわち職業実践専門課程の思想・考え方に適う教育課程編成には、上記の職種団体と学校団体の存在が不可欠である

④ 分野別第三者評価においても職種団体と学校団体の存在は不可欠

- 分野別評価評価機関の創設
- 分野別評価基準の策定
- 評価に当たっての評価者の共通基盤(視点・判断基準の共有)

2. 職業教育分野分類作成の必要性

～もう一つの前提～

- 分野別評価 そもそも分野とは？
- 東専各の取り組み

3—1. 課題 分野ごとに職業団体を作ること は可能か？

- ・まず学校団体を作り、業界に働き掛ける
- ・経済団体に協力を願う
- ・行政側のイニシアティブに期待する

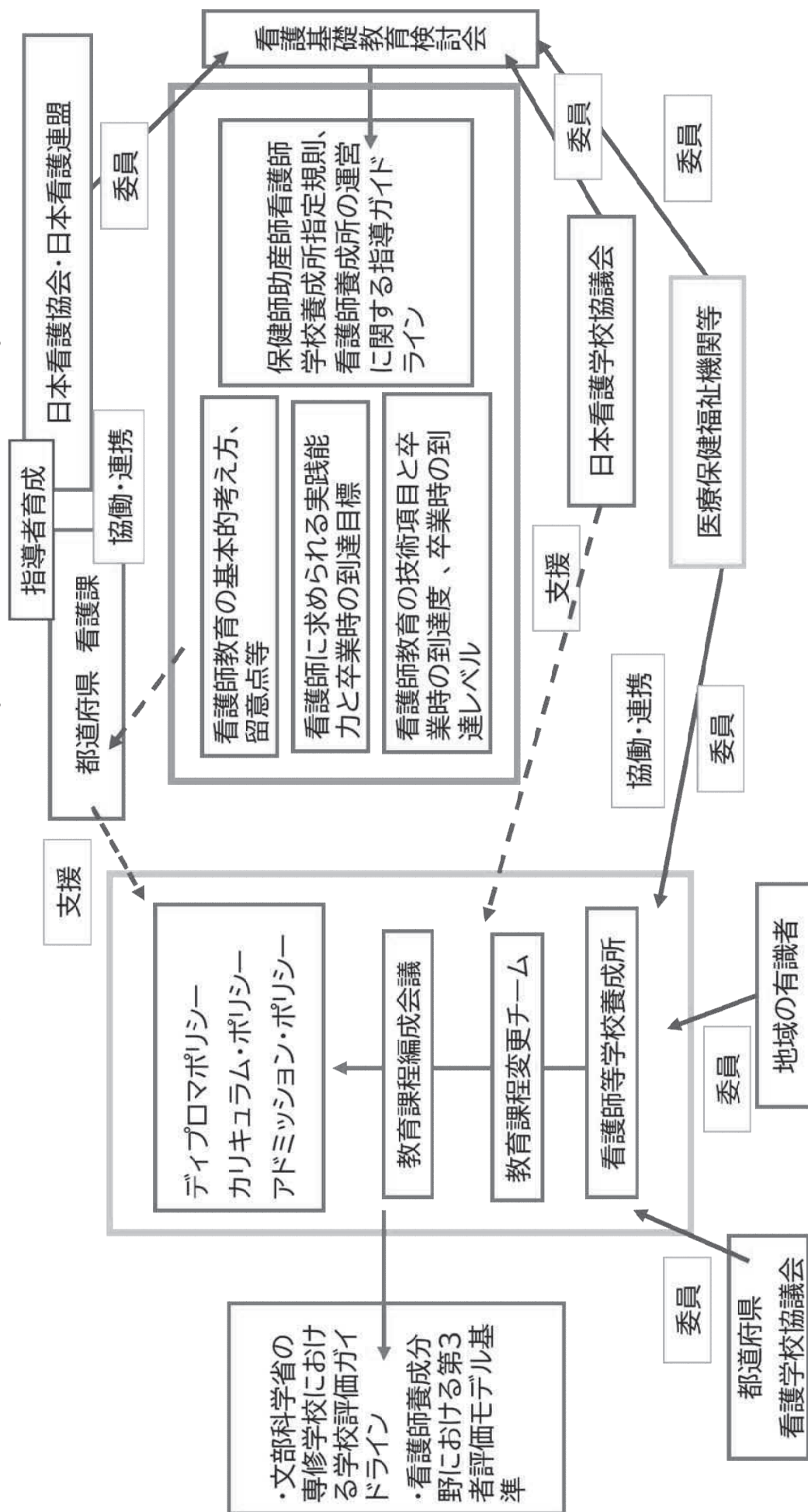
3—2. 課題 既にある職業団体が硬直化し、人材 像・人材要件の変化に対応できていない場合、 いかに革新するか？

- ・学校団体の革新から始める

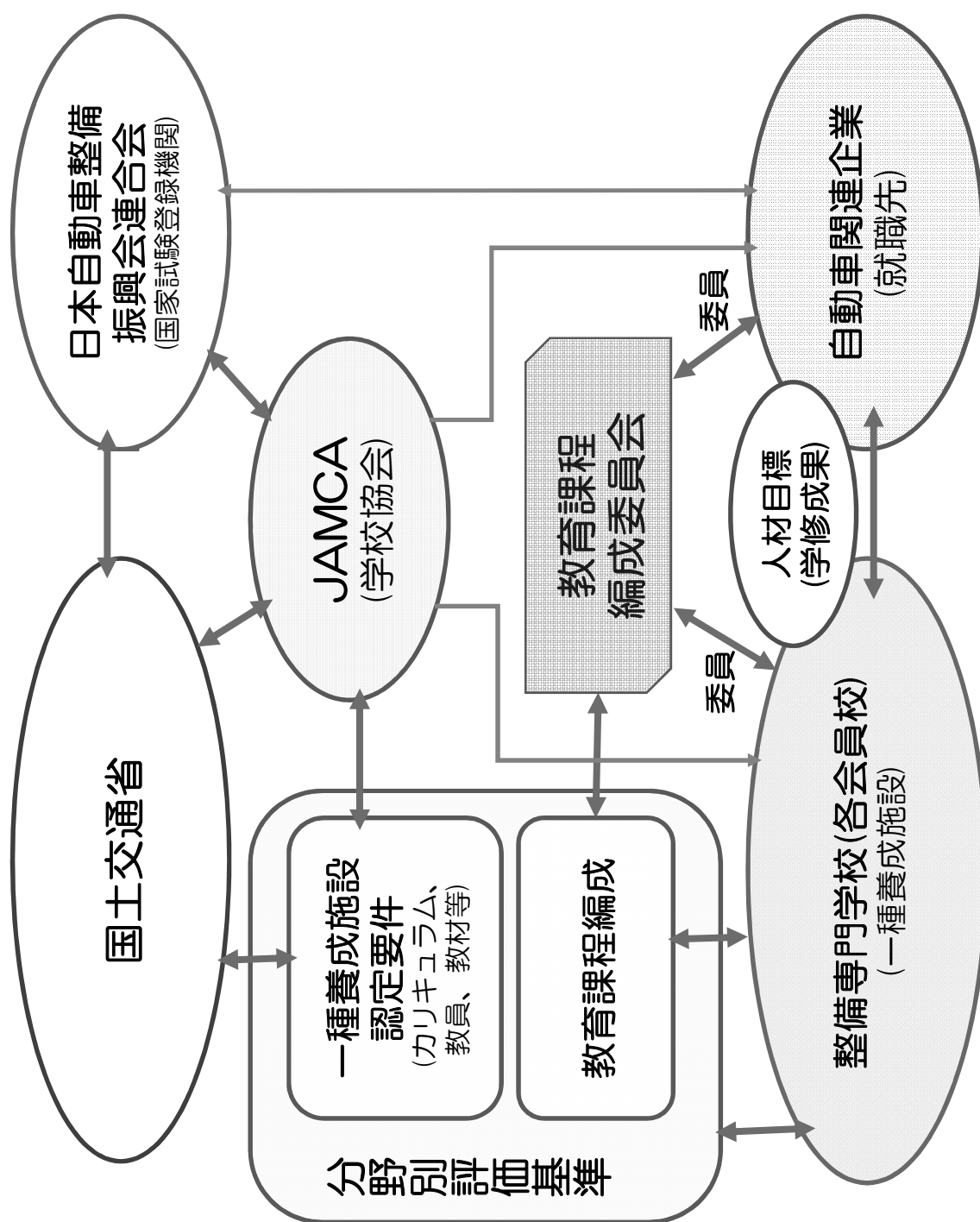
4. 上記の考えを位置づける視座として

- ・労働力枯渇化社会
- ・job 型社会、「知的労働者の時代」
- ・国内・国際的人材流動性の確保
 - 優秀な海外人材・留学生の獲得
- ・NQF 確立の必要性
 - cf. 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域
規約」=「東京規約」
 - 職業ごとのレベル別能力基準の明確化
 - 能力基準に応じたレベル別「学修成果目標」の
明確化 cf.国際標準教育分類
(ISCED International Standard Classification of
Education)
 - cf.東専各における高度専門士振興の試み)
 - 職業教育、学び直し振興の前提
 - 日本の教育制度における職業教育体系の確立

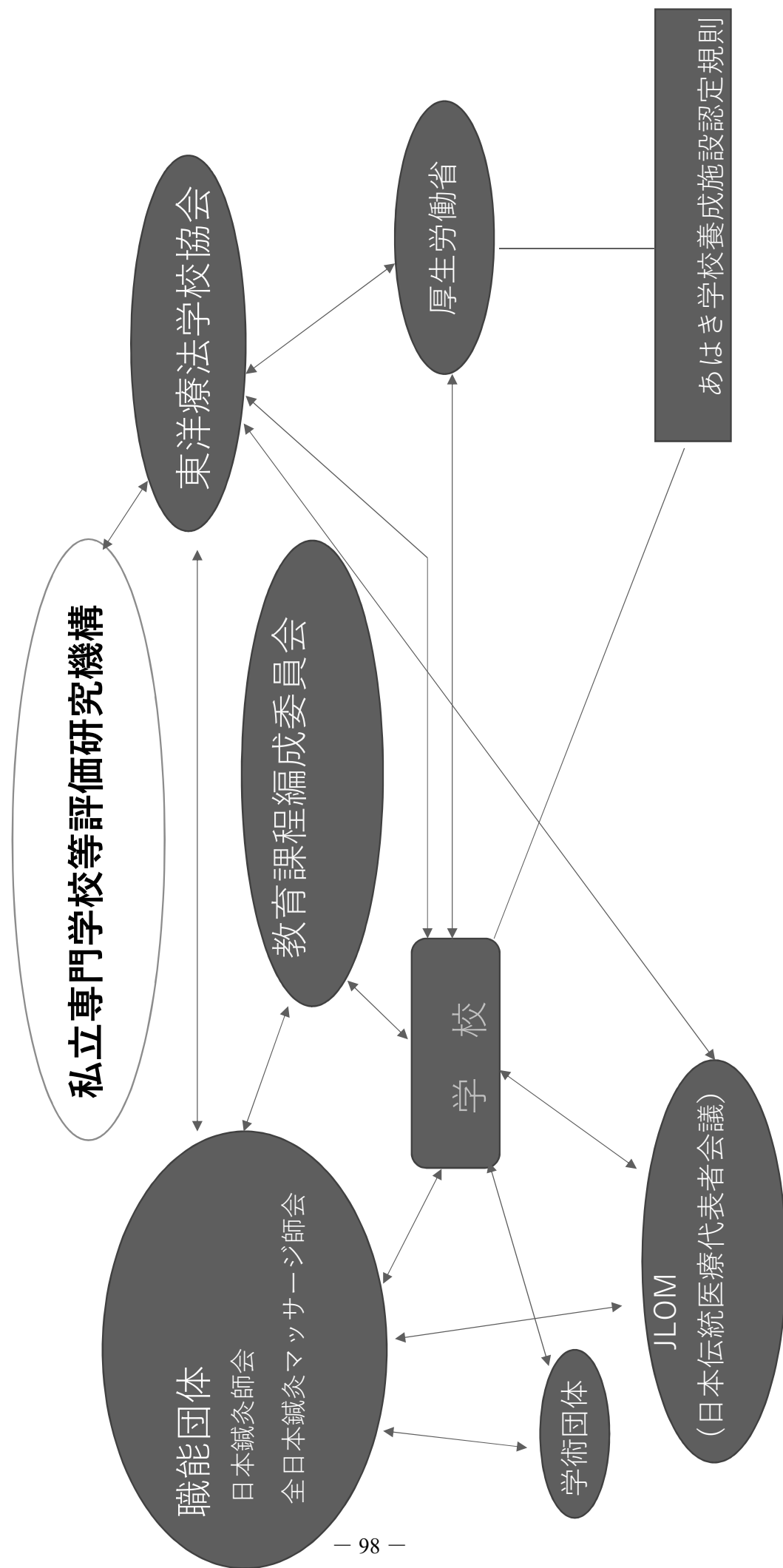
看護分野における医療保健福祉機関側と学校側の関係（分野別評価と教育課程編成）



職業実践専門課程の職業分野における国・企業と学校の関係(自動車整備分野)



職業実践専門課程の職業分野における国・企業と学校の関係（あはき師養成分野）



「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2023

開催日時：令和5年2月1日(水曜日) 午後1時30分～4時

会場：アルカディア市ヶ谷(私学会館)6階「阿蘇」

プログラム

- 1 基調講演 職業教育の質保証の現状と課題 (13:30～13:50)
専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口昭彦
- 2 基調報告 職業実践専門課程の現状と質向上 (13:50～14:10)
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課
専修学校教育振興室 室長 中安史明
- 3 事業報告 実践的職業教育における第三者評価のステップと公的質保証
(14:10～14:30)
事業実施委員会 委員長
東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

【休憩 10分 14:30～14:40】

- 4 登壇者・来場者 意見交換 (14:40～16:00)

テーマ：職業実践専門課程の使命・質保証・第三者評価の推進
進行：東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 室長	中安史明
東京慈恵会医科大学 特命教授	福島 統
日本電子専門学校 校長	船山世界
全国専修学校各種学校総連合会 事務局長代行	菊田 薫
日本技術者教育認定機構 フェロー	三木哲也
多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問	山野晴雄

【都合によりプログラムは変更する場合があります。】

主催：特定非営利活動法人職業教育評価機構
(旧：私立専門学校等評価研究機構)

職業教育の質保証の現状と課題

川口 昭彦

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 代表理事
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 名誉教授

「職業実践専門課程」
第三者評価フォーラム2023



2023.2.1

プロローグ

- 現在の教育界の二大テーマは、①学修者本位の教育(学修成果)および ②学修成果の質保証である。
- 教員が「何を教えるか?」ではなく、学修者が「何ができるようになるか?」が重要である。
- 「学び」と「実務」の融合が必要である。「職務遂行能力」の育成が重要である。

参考資料：川口昭彦(一般社団法人専門職高等教育質保証機構編)『DX社会の専門職大学院・大学とその質保証』専門職教育質保証シリーズ、ぎょうせい、令和4年11月



- 国際的に低落が続く日本の国力(経済力および研究開発力)
- 創造社会(DX社会、21世紀)が高等教育に期待する内容・方法は、工業社会(20世紀)のそれらとは異なる：教育パラダイム(教員が何を教えるか?)から学修者本位の教育(学修者が何をできるようになるか?、職務遂行能力)への変革
- サービス業中心のグローバル化社会と人生100年時代：「タテ社会」から「ヨコ社会」への変革とマルチステージ人生



3

日本の国力は低落している

- 国民1人当たり国内総生産(GDP)
 - ・ 1996年 OECD加盟国(38カ国)平均を15%上回っていた(加盟國中5位)。
 - ・ 2020年 OECD加盟国(38カ国)平均の90%程度となっている(加盟國中23位)。
- 労働生産性(就業者1人当たりGDP) [製造業]
 - ・ 1990年 OECD加盟國中16位 [2000年までOECD諸国のトップクラス]
 - ・ 2020年 OECD加盟國中28位(OECD平均の78%、アメリカ合衆国の56%) [2015年以降15~18位に低迷]
- 研究開発力(Top1%補正論文数)
 - ・ 2005年まで 世界ランク5~6位
 - ・ 2018年 世界ランク12位



4

20～21世紀社会の特色

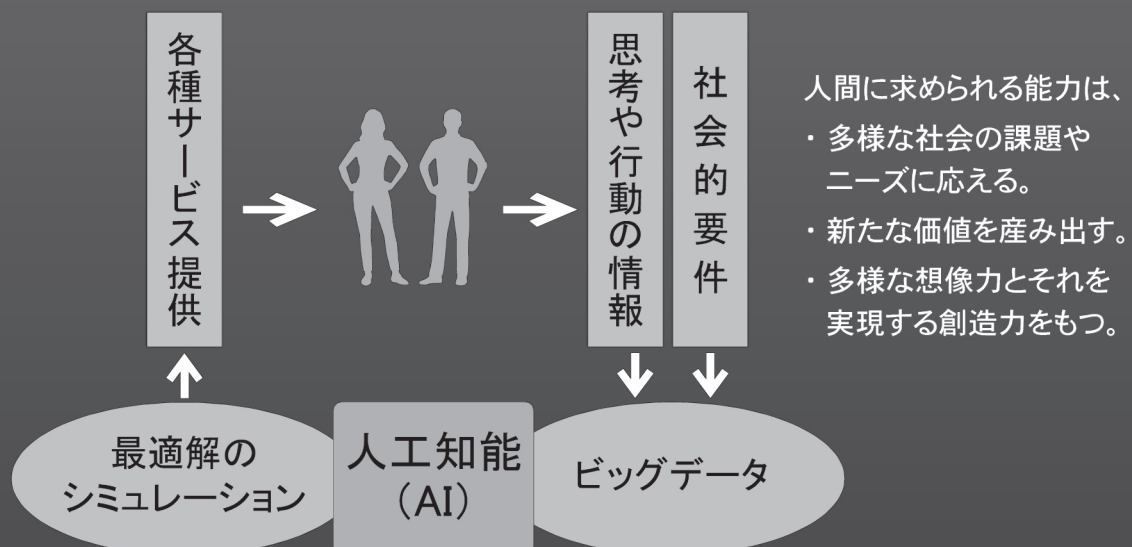
工業社会 (～20世紀末)	情報社会 (1980年代～)	創造社会(DX社会) (2050年)
・ 機械や設備に頼る肉体労働 ・ 業務内容の標準化・マニュアル化 ・ 均一性を前提とした生産 ・ 蓄積した経験に基づく技能習熟 ・ 現場中心の改善 ・ 組織は階層的構造	・ 情報通信技術を活用した自動化・リモート化 ・ 技術革新や課題変化の速度が早まる ・ 求められる資質・能力が変化 ・ 知識や情報が急増、オープンイノベーション ・ 従来からの知識・経験の否定、破壊・非連続イノベーション	・ 情報社会が一層進化し、その特徴が顕著に ・ 定型的業務は人工知能・ロボットが代替・支援 ・ 社会の多様な課題やニーズに応えることへの期待 ・ 知識の共有・集約によって、新たな価値を産み出す ・ 多様な想像力とそれを実現する創造力が価値を産み出す



DX : digital transformation

5

創造社会(DX社会)が人間に求める能力



6

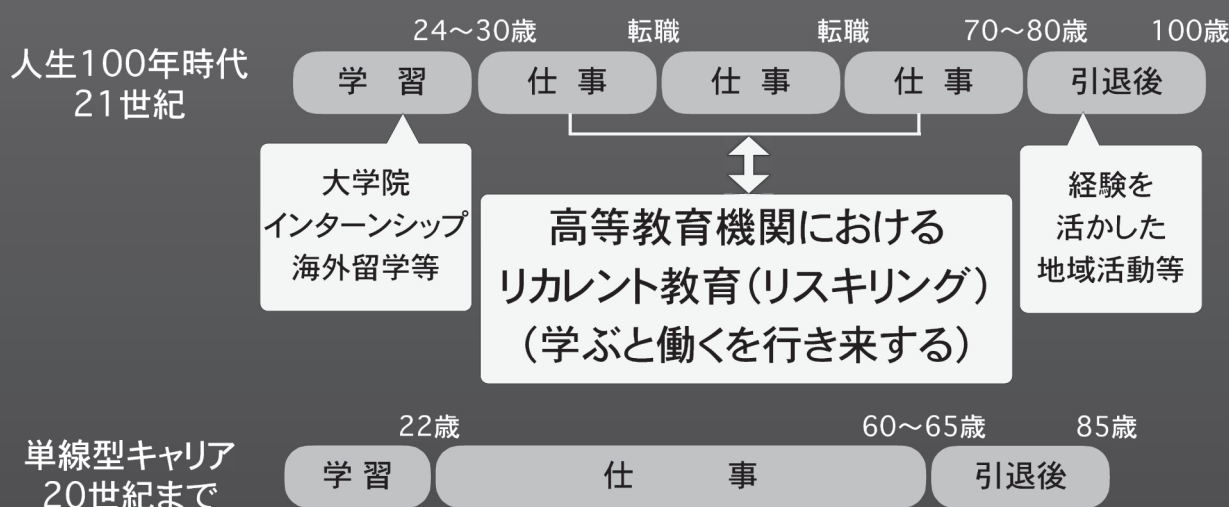
少子高齢化社会と人生100年時代

- 国全体の生産性向上の観点から、従来の「生産年齢(生産活動に従事できる年齢、満15歳以上65歳未満)」という考え方は非現実的になった。
- 現在の状況が続くと仮定すると、2007年に生まれた子供の半数が到達する年齢は、107歳と試算される。100歳まで生きることを想定して、勤労時代に毎年の所得から約1割を貯蓄し、引退後、最終所得の半分相当の資金で暮らしたいと考えた場合には、80歳まで働く必要がある。
- 知識・技能と価値観を自律的に更新し続ける生涯現役時代が到来した。
- わが国がアメリカ合衆国と同程度の労働生産性を確保できたと仮定すれば、予測されている人口減少を十分カバーできる。



7

単線型から多様なキャリア・パスへ



8

マルチステージ人生(仕事観や人生観の変化)

- 学業、勤労、退職後という年齢による区分に基づく三ステージモデルから、年齢に囚われず、「学び」「働き」「休み」「遊ぶ」というマルチステージ人生へと変化している。
- 現在、65～69歳の人たちの半数は働いている(総務省 労働力調査 2021年)。
- コロナ禍で在宅勤務やリモート勤務などの展開によって、働き方の柔軟性・自律性が高まり、仕事観や人生観が変わってきている。
- デジタル技術を有効に活用しながら、主体的かつ自律的に人生を歩むことが重要となっている。
- 個人、企業、社会は、どのような意識で、何にどのように取り組むか？



9

教育パラダイムから学修者本位の教育へ変革

教育パラダイム
20世紀まで

- 教員が何を教えるか？
- 履修主義・単位・時間
- インプット、プロセス中心の質保証
- 入口管理(入学試験等)

「知識・技能」の継承・再生産

学修者本位の教育
21世紀

- 学生が何を学び、何ができるようになるか？
- 修得主義、職務遂行能力
- アウトカムズ(成果)中心の質保証
- 出口管理(卒業・修了判定)
- 学修者自らが、学修成果を説明し、社会の理解を得る

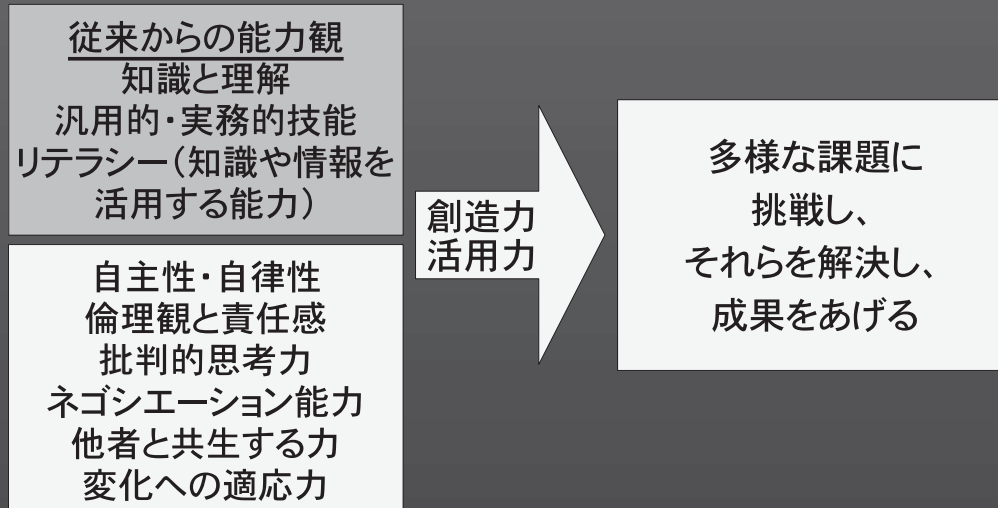
「知恵」の修得・創生

知恵:物事の理を悟り、適切に処理する能力



10

職務遂行能力の全体像



サービス業中心社会への変革とグローバル化

- 製造業中心の社会（20世紀）から、21世紀はサービス業中心の社会となっている（日本のGDPベースでも、従業員ベースでも、サービス業は、7割を超えている）。
- グローバル化のメリット：これまであった障害がグローバル化によって取り払われることにより、チャンスが大幅に拡大する。→ 新しい分野に挑戦する人材
- グローバル化のデメリット：関係する国、社会あるいは人が増えることによって、これまでは想像もつかなかった事態が起こる可能性が高い。不確定要素が増える。リスクが増大する。→ リスクに柔軟に対応できる人材

サービス業中心のグローバル化社会対応： 「タテ社会」から「ヨコ社会」へ

- 組織間に壁を作り、それぞれの内部で基本的に年齢を中心として、部分最適化を図るタテ社会の発想から脱却して、異なる組織間で個別利害を超えた横断的な人材流動の回路を備えたヨコ社会の構築が急務である。
- 「知識・技能の継承・再生産」の教育から、「知恵の修得・創生」の学修への転換のためには、アクティブ・ラーニングとポートフォリオが重要なツールである。
 - ・ アクティブ・ラーニング：能動的学修（グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等）
 - ・ ポートフォリオ：学修者が学んだ内容を自ら評価することによって、「省察性」と「思慮深さ」を醸成



13

エピローグ：今後の方向性

- 「資格取得」のための教育から、「専門職（プロフェッショナル）」を育成する教育への転換が必要である。（職業実践専門課程設立の目的？）
- 大学への進学率が50%を超えたユニバーサル段階では、かつての少数エリートを対象とした知識・技能を伝えるための教育内容・方法のままでは立ち行かない。高等教育は、高度で実践的な学びを提供する場でなければならない。
- 教員自身も多様な経験・経歴をもつ者が切磋琢磨しつつ、その能力を高め、柔軟に変化していくことが望まれる。
- 学修成果（どのような職務遂行能力を育成できたか）の質保証情報の発信が重要である。



14



職業実践専門課程の現状と質向上

令和5年2月1日(木)

文部科学省 専修学校教育振興室長 中安史明

1

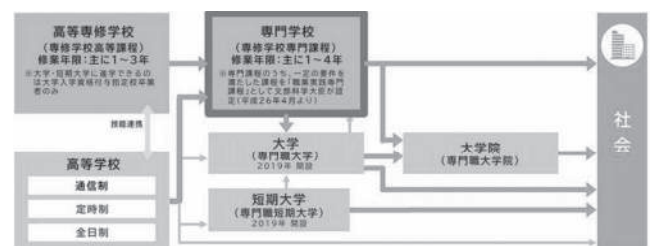
専修学校の現状と課題

専修学校の現状

◆ 専修学校の特徴

- ✓ 社会の変化に即応した実践的な職業教育機関。高等教育機関の一つとして、**高等教育機関への進学者のうち約24%が専修学校に進学**。また、**高等教育機関の留学生の約3割が在学**。
- ✓ 制度的特徴として、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。**職実を典型に、学校と地域産業が連携したカリキュラム**。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、エッセンシャルワーカーを輩出(40以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士の約2/3を輩出するほか、自動車整備士、理容師・美容師、調理師など)

◆ 専修学校の制度的位置づけ



当面の主な課題

○ 職業実践専門課程の推進

- ・専門学校のうち、企業等と密接に連携して実践的な職業教育に取り組む学科を**文部科学大臣が認定**
- ・平成25年度に制度化。**認定率約4割**(1,083校/2,754校) (R4.3月)
- ・令和4年度より職業実践専門課程認定校に係る都道府県補助に対し、**特別交付税措置**
- ・認定要件の明確化等により**更なる取組の充実・質の向上**を図る。

○ 修学支援新制度

- ・令和2年度より制度化。
- ・**専門学校生も修学支援新制度の対象**となっており、**大学生と同様**に支援を実施。
- ・今後の中間層の**多子世帯**や**理系学生**への**支援**の拡大の検討。

○ その他

- **リスキング・リカレント教育**への対応
 - 専門的職業人材においても社会の変化に即した技術等の学び直しが必要
- **留学生の受入れ**
 - 高等教育機関への留学生のうち、専門学校の占める割合は**約3割**(78,844人/228,403人)
 - ※留学生30万人計画を達成した令和元年度
 - コロナで減少した留学生の受入れ再開
 - 卒業後、質の高い専門人材としての国内への定着・就職支援

2

専修学校制度の概要

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により、高い就職率を誇る教育機関として重要な役割を果たしている。

○ 目的、課程及び主な要件

目 的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)		
要 件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学学生 等		
課 程	<u>高等課程</u> (高等専修学校) 入学資格：中学校卒以上	<u>専門課程</u> (専門学校) 入学資格：高校・高等専修学校 (3年制) 卒以上	<u>一般課程</u> 入学資格：限定なし (学歴不問)

○ 専修学校の現状

区 分	学 校 数	生 徒 数
高 等 課 程	397校	34,077人
専 門 課 程	2,754校	607,029人
一 般 課 程	138校	21,029人
総 計	※ 3,083校	662,135人

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

○ 他の高等教育機関との比較

区 分	専修学校 専門課程	大 学	短 期 大 学
進 学 率	24.0%	54.9%	4.0%

※進学率はそれぞれ18歳人口に占める入学者の割合。

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

出典：令和3年度学校基本統計（令和3年5月1日現在）



質保証会議

「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」の開催について

趣旨・検討事項

- 専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資する。
- 令和4年度以降、当面の間は、質保証等に係る専修学校設置基準の在り方やグローバル化の進展の中における専修学校の制度的な改善を中心的に扱う。

開催実績（令和4年度）

- 第26回 令和4年9月29日、第27回 令和4年12月15日
これまで、大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方や留学生の卒業後の定着促進について議論。

委員

植上 一希	福岡大学人文学部教授
浦部 ひとみ	東京都立葛飾総合高等学校進路指導部、東京都高等学校進路指導協議会事務局次長
大谷 武士	全国中小企業団体中央会労働政策部長
多 忠貴	学校法人電子学園理事長
河原 成紀	学校法人河原学園理事長
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構研究顧問
佐藤 由利子	東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系地球環境共創コース准教授
寺田 盛紀	京都先端科学大学客員研究員、名古屋大学名誉教授
富田 伸一郎	株式会社ウチダ人材開発センタ代表取締役社長
野田 文香	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部准教授
長谷川 知子	静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課指導班主査
前田 早苗	千葉大学名誉教授
(座長) 吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長
吉本 圭一	滋慶医療科学大学教授

※敬称略、五十音順

5



職業実践専門課程

職業実践専門課程について

職業実践専門課程とは

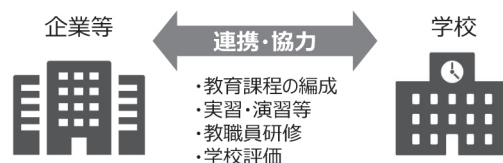
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度

認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 1,083校 3,154学科（令和4年3月時点）

認定を受けるメリット

学校

- ・企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- ・学校関係者による学校評価により、教育活動や学校運営の改善点が明確になる。
- ・「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、学校の強みを積極的にアピールできる。

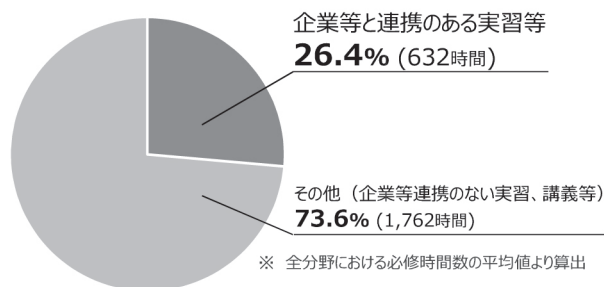
企業

- ・派遣社員のスキルアップやモチベーション向上。
- ・生徒の感性や発想を商品開発や現場の改善に活かせる。

生徒

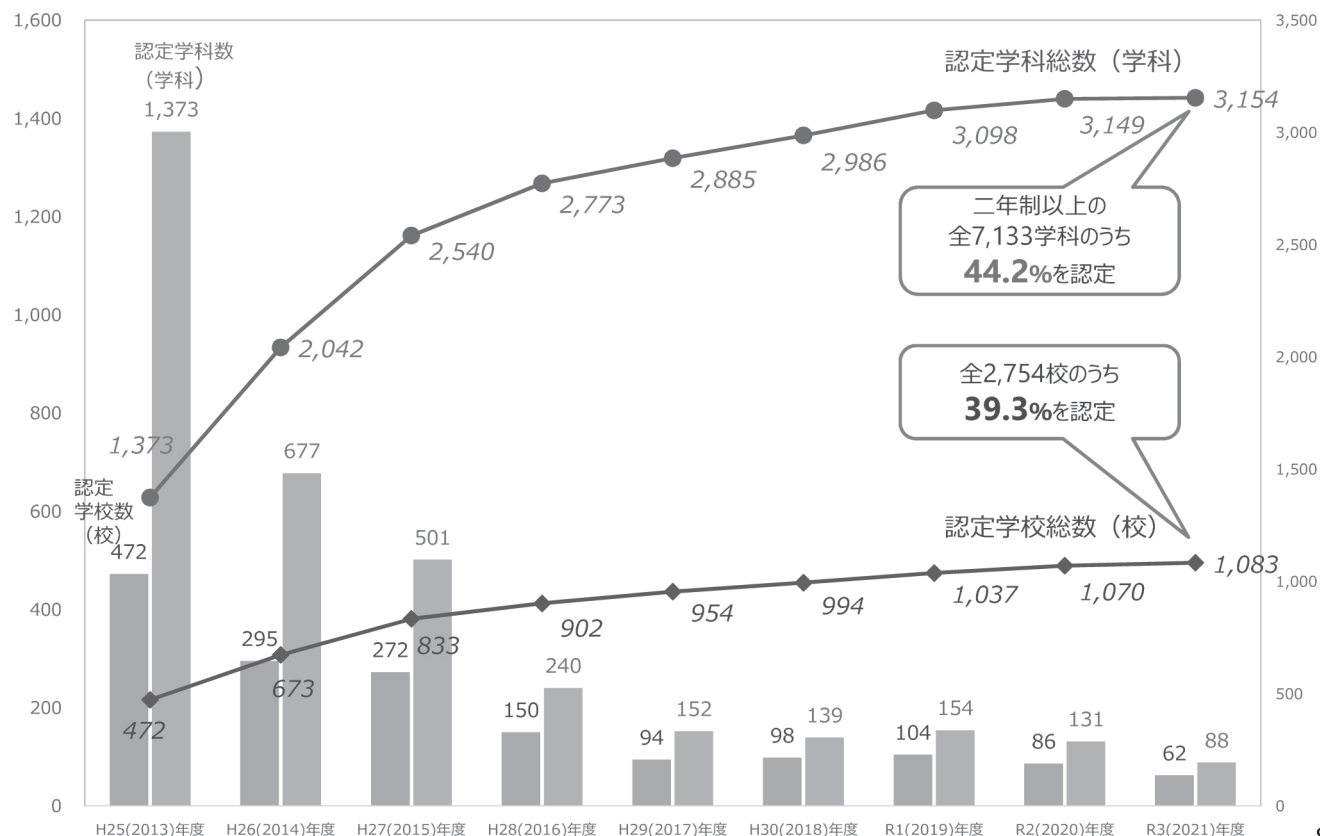
- ・企業等のニーズを反映したカリキュラムを学べる。
- ・実習等により現場の生の声を聞き、具体的に働くイメージが持てる。
- ・教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

実習の状況



出典：平成29年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）

職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



職業実践専門課程認定校への都道府県補助に対する地方財政措置について（経緯）

専修学校の振興に関する要望について （令和3年11月26日 全国専修学校各種学校総連合会）（抄）

＜専修学校の振興策関連の要望事項＞

1. 「職業実践専門課程」の振興方策の推進

（略）また、都道府県による職業実践専門課程に認定された専門学校への運営費補助に対する取組の促進のため、国において地方財政措置を講ずること。

専修学校等の振興に関する決議 （令和3年11月26日 自由民主党 専修学校等振興議員連盟）（抄）

二、（略）都道府県による職業実践専門課程に認定された専門学校への運営費補助に対する取組の促進のため、国において地方財政措置を講ずること。（略）

9

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **19都府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。（※令和3年度。実施府県は下図のとおり。）
- ・ 職業実践専門課程が制度化（平成26年度）された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況
（令和4年3月25日時点）

- ・ 学校数：1,083校（39.3%）
- ・ 学科数：3,154学科（44.2%）

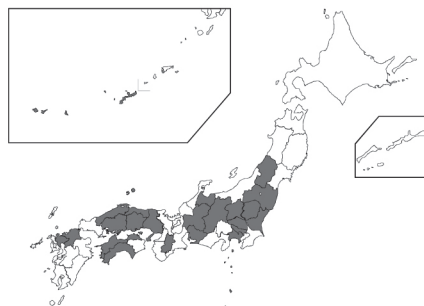
※合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数（2,754校）、修業年限2年以上の全学科数（7,133学科）に占める割合。

（職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数
（令和4年6月時点））

令和3年度：19都府県



令和4年度：24都府県



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体（令和4年6月時点）
（山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、沖縄県）

10

職業実践専門課程の既認定学科におけるコース新設時の取扱いについて（経緯）

職業実践専門課程認定学科におけるコースの取り扱いについての要望 （令和4年8月9日 全国専修学校各種学校総連合会）

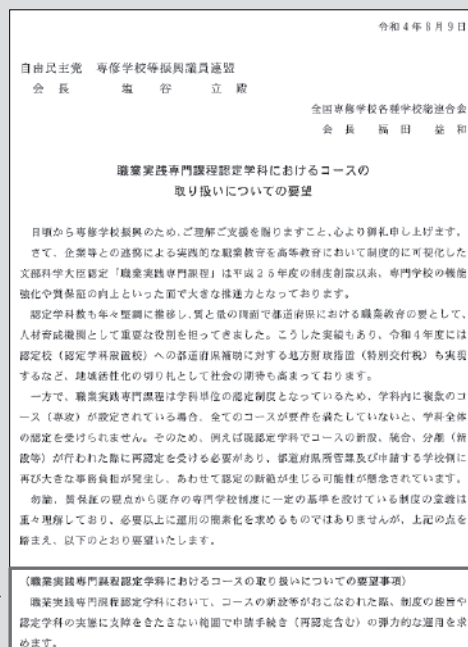
（略）

職業実践専門課程は学科単位の認定制度となっているため、学科内に複数のコース（専攻）が設定されている場合、全てのコースが要件を満たしていないと、学科全体の認定を受けられません。そのため、例えば既に認定学科でコースの新設、統合、分離（新設等）が行われた際に再認定を受ける必要があります、都道府県所管課及び申請する学校側に再び大きな事務負担が発生し、あわせて認定の断絶が生じる可能性が懸念されています。

（略）

＜職業実践専門課程認定学科におけるコースの取り扱いについての要望事項＞

職業実践専門課程認定学科において、コースの新設等がおこなわれた際、制度の趣旨や認定学科の実態に支障をきたさない範囲で申請手続き（再認定含む）の弾力的な運用を求めます。

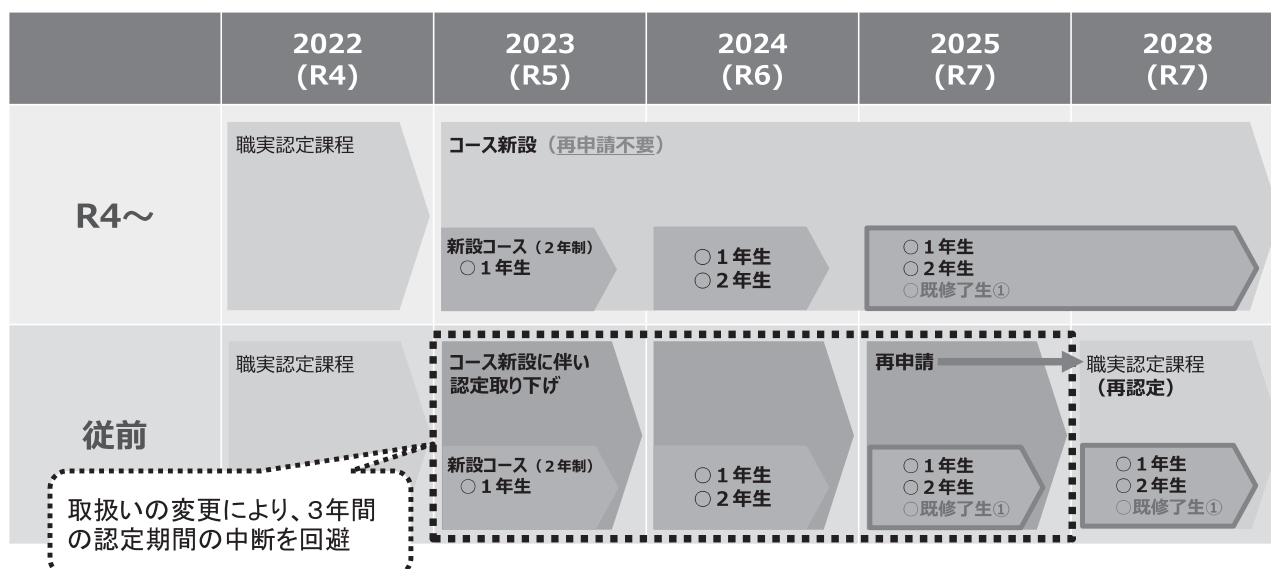


11

職業実践専門課程の既認定学科におけるコース新設時の今年度からの取扱い

令和4年度からの対応

既認定学科においてコースの新設・統合・分離を行った場合、**当該コースも含め、学科として、引き続き認定要件を満たしており、学科の設置目的に沿った場合**であれば、引き続き職業実践専門課程となることができることとし、**コース（専攻）の新設等に伴う再認定は不要とします。**



12

職業実践専門課程フォローアップの見直しについて（たたき台）

（現状）

- 職業実践専門課程（以下「職実」という。）のフォローアップは、認定後 3 年間を経過した学科を対象に各学校における職実の取組について点検・報告する機会を設けることにより職実の質保証に資する不断の取組を促すもの。「今後の専門学校における職業実践専門課程制度の充実に向けて（とりまとめ）」においても、令和 4 年度からの特別交付税措置なども踏まえ、「フォローアップ手法について見直しを行い、更なる質の向上につなげていく。」とされた。
- 他方、各学校では評価や情報公開に係る取組が様々行われている。質の保証を根幹に据えつつ、学校担当者の目線で関連した取組の相互の有効活用が図れないか。

（見直しの考え方（案））

- 要件確認の運用の厳格化の検討？
- 学校関係者評価委員会による確認？
- 文科省への提出項目のオンライン化など？
- 職実の質向上の観点からの定量的な記載事項追加？

13



専修学校に係る「評価」をめぐる状況について

14

専修学校における学校評価・情報公開の状況

区分			実施率・公表率		概要
			平成25年 5月1日現在	令和3年 5月1日現在	
情報公開		実施	19.7%	87.6%	学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供
学校評価	自己評価	実施	66.7%	91.5%	各学校において自らの学校の状況について行う評価
		公表	22.2%	83.1%	
	学校関係者評価	実施	24.9%	75.7%	学校関係者による評価 (自己評価の結果を用いて行う)
		公表	8.1%	71.3%	
	第三者評価	実施	4.8%	8.2%	学校から独立した第三者が、専門的・客観的視点から行う評価
		公表	2.0%	7.0%	

全ての専修学校は、学校教育法上、情報公開と自己評価が求められる。

職業実践専門課程においては、学校関係者評価が認定要件とされている（学校教育法施行規則上は努力義務）。

出典：私立高等学校等の実態調査

15

職業実践専門課程ポートレート



一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

[トップ](#)
[設置者検索](#)
[学校検索](#)
[学科検索](#)
[学科比較](#)

専門職高等教育の水準の向上と
個性的で多様な発展を

職業実践専門課程ポートレート

画面ID：20

専修学校職業実践専門課程認定校のポートレートシステム(情報公開・提供システム)です。

多言語対応は機械翻訳のため、誤訳の可能性があることをご了承ください。

設置者検索

学校検索

学科検索

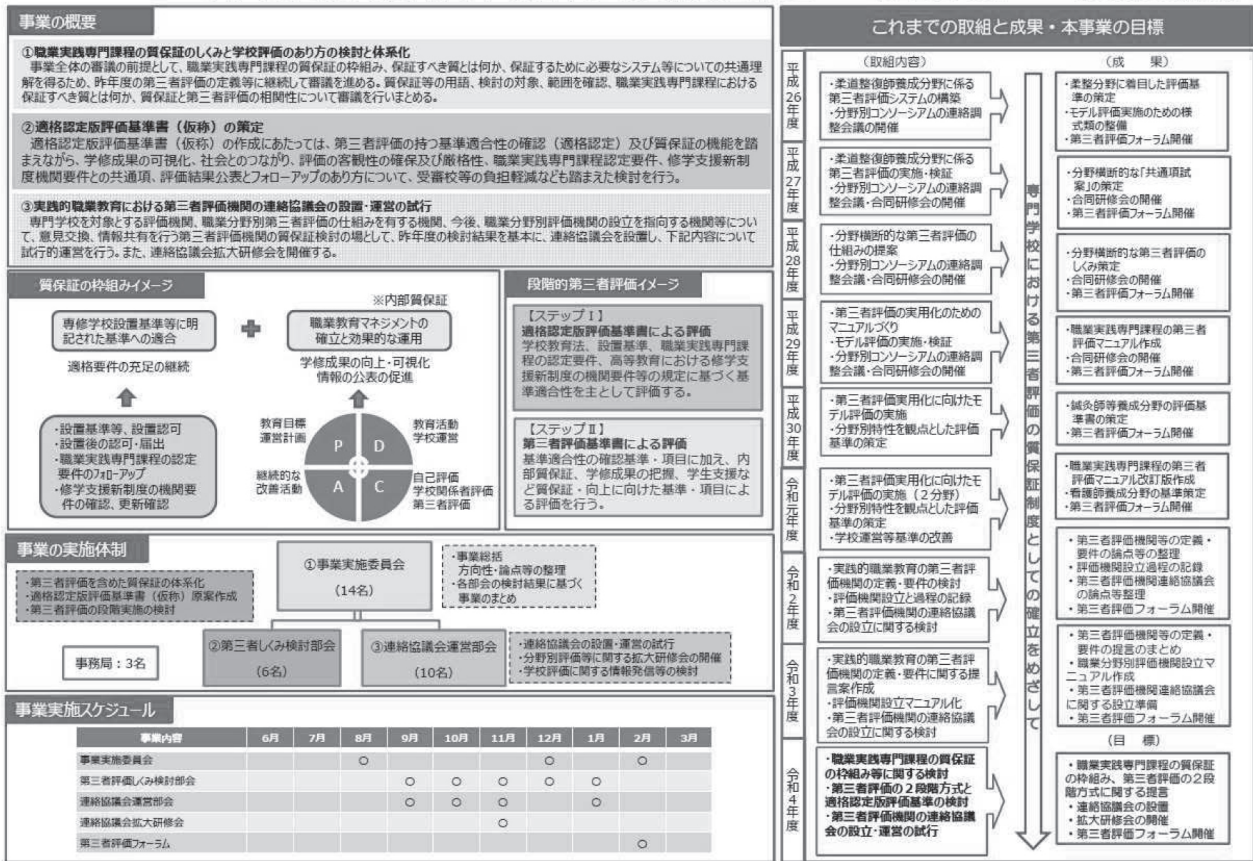
学科比較

日本語

Translated by machine

16

令和4年度 職業実践専門課程等の充実に向けた第三者評価受審促進のための調査研究・提言



高等教育の修学支援新制度について（令和2年4月1日より実施）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和4年度予算額 5,196億円

授業料等減免 2,671億円※
給付型奨学金 2,525億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（405億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,601億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

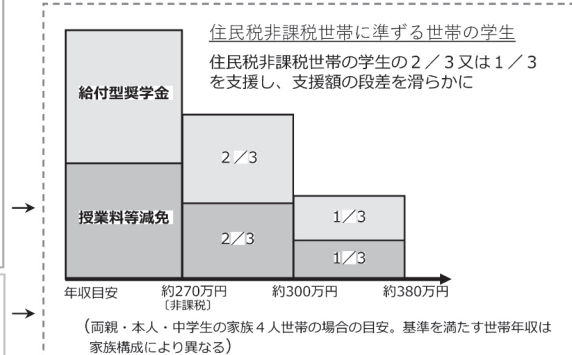
給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照（<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>）



支援対象者の要件

○ 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
○ 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
○ 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
○ 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

大学・専門学校等の要件(機関要件)

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

対象機関リストはこちら：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

19

機関要件の確認(更新)申請・審査の概要

令和4年8月31日公表

区 分	学校数 (R4.4.1)	確認校数 (R4.4.1)	新規確認校数 (R4年度)	確認取消校数 (R4年度)	確認校数 (R5.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,085	1,064	1	4	1,061	97.8%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,637	2,000	44	11	2,033	77.1%

(注1) 学校数(R4.4.1)には、大学院大学(25校)、学生募集停止・休校・廃校等(172校)を含まない。

令和3年8月31日公表

区 分	学校数 (R3.4.1)	確認校数 (R3.4.1)	新規確認校数 (R3年度)	確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R4.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注1) 学校数(R3.4.1)には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(75校)、休校状態(86校)を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

令和2年9月11日公表

区 分	学校数 (R2.4.1)	確認校数 (R2.4.1)	新規確認校数 (R2年度)	確認取消校数 (R2年度)	確認校数 (R3.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,082	1,051	13	4	1,060	98.0%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,688	1,689	284	6	1,967	73.2%

(注1) 学校数(R2.4.1)には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(82校)、休校状態(95校)を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の14校も含まない。

20

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

平成29年12月6日締結
平成30年 2月1日発効

背景

- 1983年:ユネスコの下、バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において開催された国際会議において、本規約を採択。

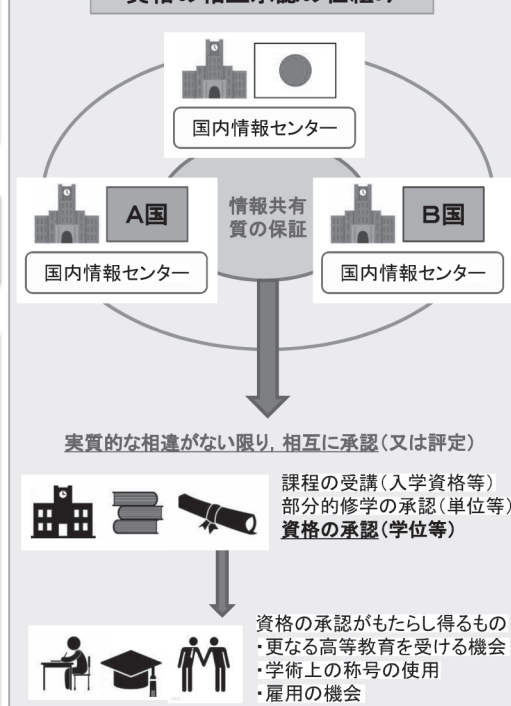
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。(第3章)
- ◆ 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格(含:オンライン学習等による資格)を承認又は評定する。
 - ① 高等教育課程を受講するための要件(入学資格等)(第4章)
 - ② 部分的な修学(単位等)(第5章)
 - ③ 高等教育の資格(学位等)(第6章)
- ◆ 各国は国内情報センターを設立し、情報を交換する。(第8章)

資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文): http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省HP

原文: http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省HP

21

ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても平衡・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択(いずれも発効済)。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択。



主な内容

- ◆ 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
- ◆ 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格(オンライン学習等を通じて取得された資格を含む)を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
- ◆ 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)

(注) 日本国内においては、(独)大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

締結の意義

【個人(学生等)のメリット】

高等教育を受ける機会

他の締約国の大学や大学院等への進学を希望する個人

資格の承認

教育制度の異なる他の締約国においても入学試験を受験する機会を確保

【我が国のメリット】

- ◆ 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- ◆ 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- ◆ 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。

22

高等教育資格承認情報センター設立



高等教育資格承認情報センター
National Information Center
for Academic Recognition Japan

（独）大学改革支援・学位授与機構内に創設（2019年9月1日）

◆ 目的

- ✓ 日本の高等教育資格の国際通用性の確保
- ✓ 諸外国との円滑な資格の承認に貢献すること

◆ 業務内容

- （1）日本の高等教育制度、各種高等教育機関概要・一覧、入学要件、資格、質保証の仕組みに関する情報提供
- （2）東京規約締約国を主とした外国の教育制度、資格、質保証制度に関する情報提供
- （3）諸外国の国内情報センター（NIC）等との連携
- （4）各種調査研究

出典：2021年2月22日 東京規約とNIC、資格枠組みの国際的動向
令和2年度文部科学省委託事業 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進成果報告会・セミナー

23

令和5年1月23日(月)
第8回教育未来創造会議
ワーキンググループ 資料

教育未来創造会議ワーキング・グループ 第2次提言に向けた論点整理（案）（抜粋）

Ⅲ. 具体的方策

1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

（2）外国人留学生の受入れ方策

<検討の方向性>

- ②入学段階での要件・手続きの段力化
 - ・ 高等専修学校への留学の際の日本語能力要件の緩和

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

（2）外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

<検討の方向性>

- ③関連する在留資格制度の改善
 - ・ 在留資格の運用の見直しと周知促進（専門学校卒業者の要件緩和（技術・人文知識・国際業務、特定活動等）、技術・人文知識・国際業務での業務内容の明確化、非漢字圏出身者も含めた日本語教育機関の在学期間の在り方の検討）

3. 教育の国際化の推進

（1）国内大学等の国際化

<検討の方向性>

- ・ 国際標準教育分類における高度専門士の位置づけの見直しと国家学位資格枠組みの検討

24



専門学校に特徴的なデータ

25

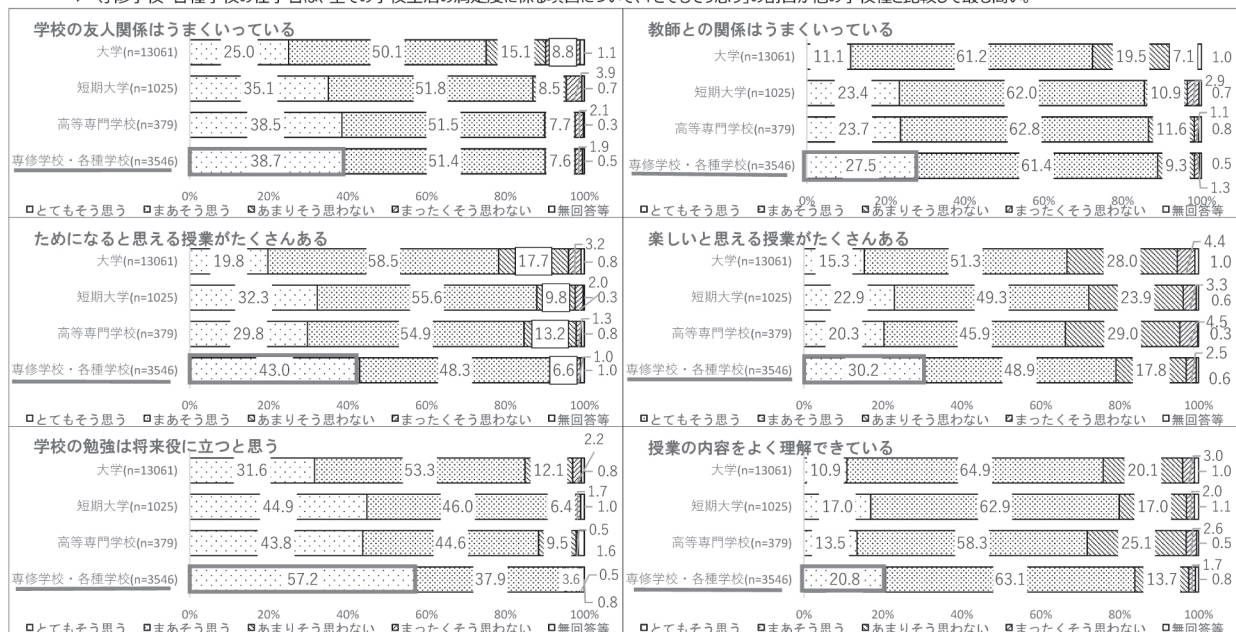
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



調査結果概要

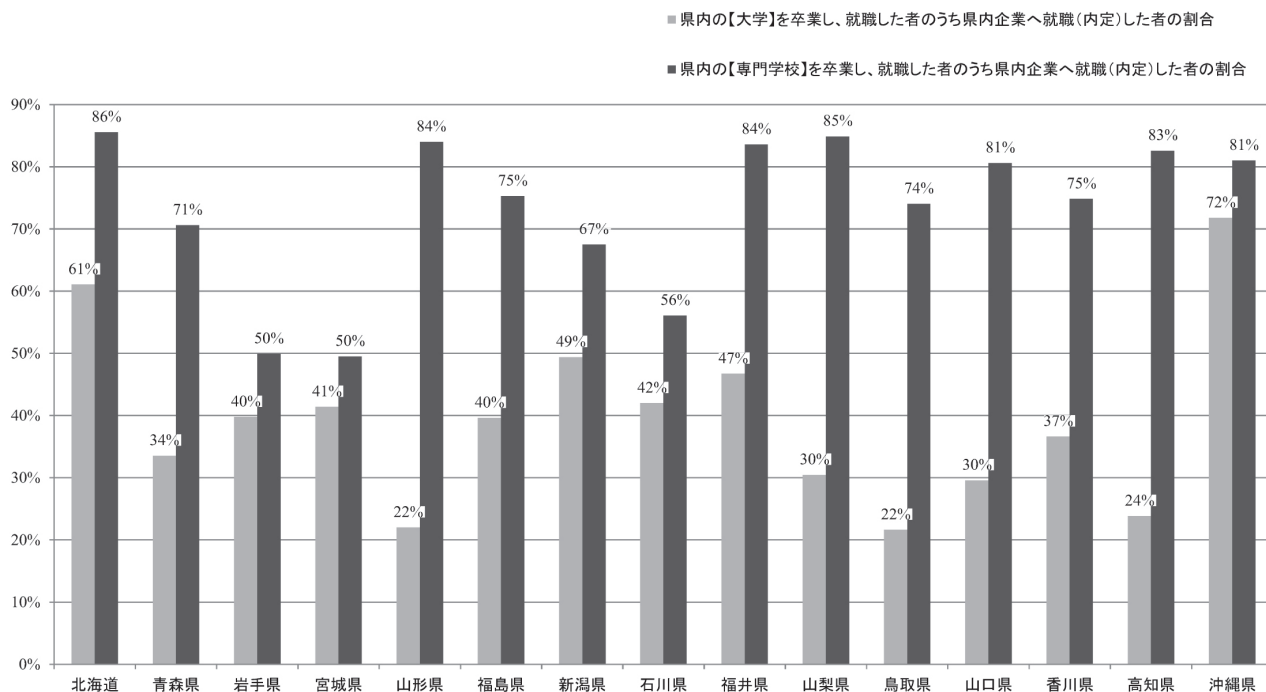
学校生活の満足度

→ 専修学校・各種学校の在学者は、全ての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比較して最も高い。



26

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況



令和3年3月卒業者の状況
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2023 事業報告

実践的職業教育における第三者評価のステップと公的質保証

事業実施委員会 委員長

東京メディカル・スポーツ専門学校 校長 関口正雄

事業 1. 職業実践専門課程の質保証のしくみと学校評価のあり方の検討と体系化

資料①「令和 4 年度 職業実践専門課程等の充実に向けた第三者評価受審促進のための
調査研究・提言」 職業教育評価機構

資料②「専修学校における職業教育のマネジメント概念図（案）」 文部科学省

事業 2. 適格認定版評価基準書（仮称）の策定

資料③「職業実践専門課程における質保証」 職業教育評価機構

資料④「職業実践専門課程認定要件充足状況の自己点検シート案」同機構

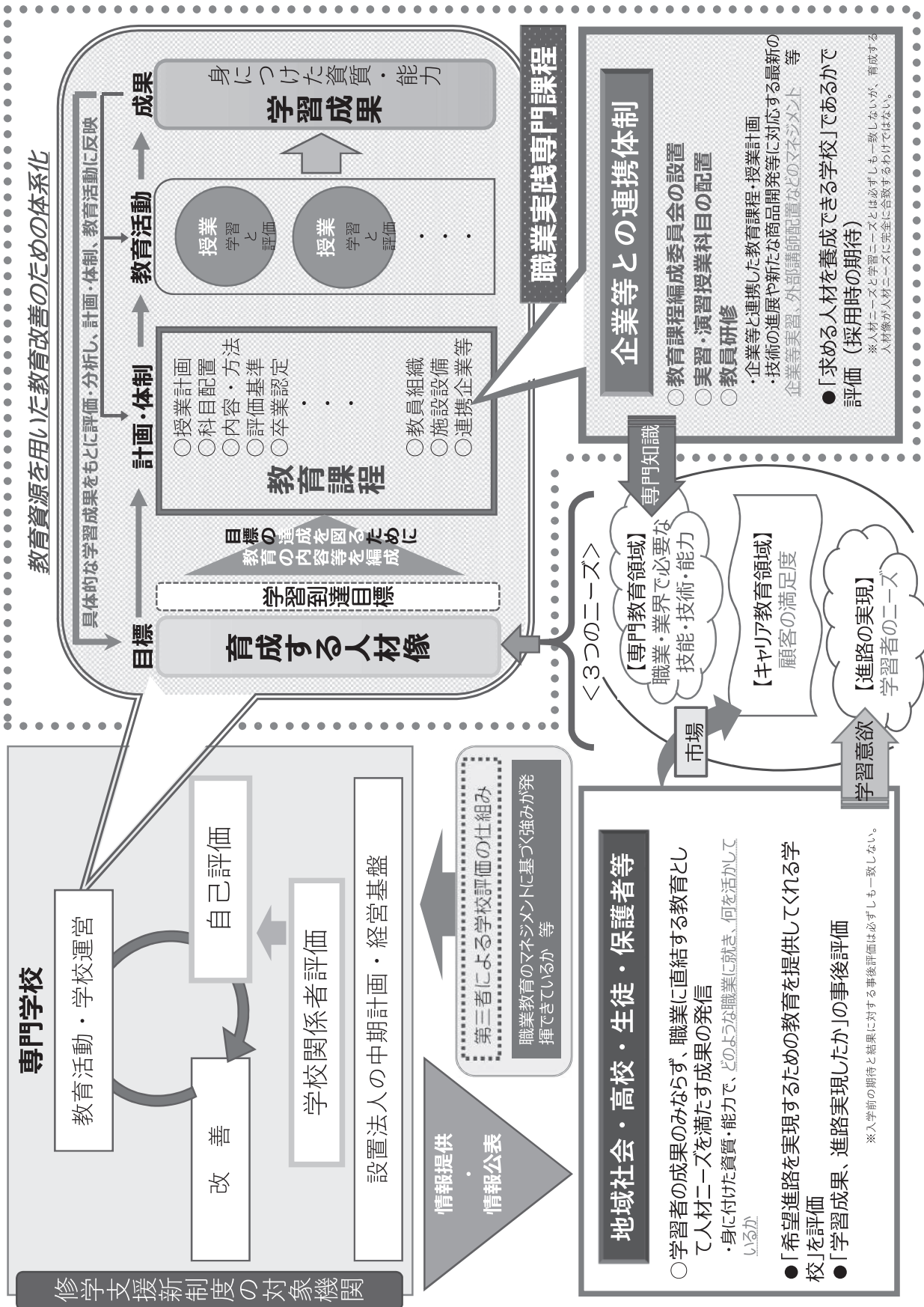
資料⑤「法令要件基準の適合に関する確認方法等（案）」同機構

事業 3. 実践的職業教育における第三者評価機関の連絡協議会の設置・運営の施行

資料⑥「職業実践専門課程の職業分野における企業側と学校側の関係」

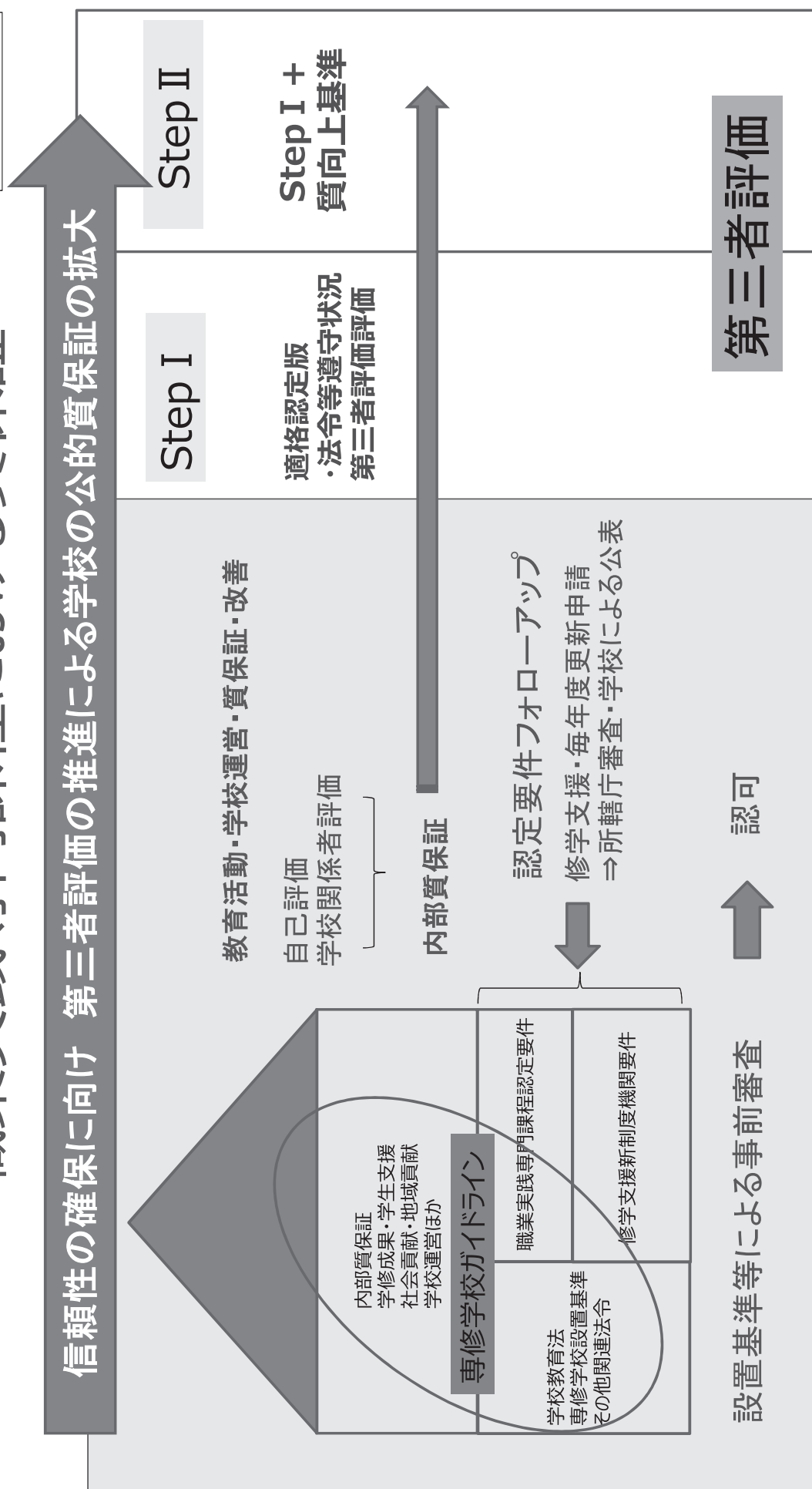
以上

専修学校における職業教育のマネジメント概念図 (案)



職業実践専門課程における質保証

資料③



社会に対する情報の公表

職業実践専門課程認定要件充足状況の自己点検シート案

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
1 専門士・高度専門士の認定	○課程修了者の称号(専門士又は高度専門士)を学則に規定している			□学則 □前年度の状況を記載した別紙様式4(1ページの該当欄)、 ※以下別紙様式は全て前年度の状況を記載したもの	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件1 △専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程第2条(専門士の称号)、第3条(高度専門士の称号) △学校教育法第125条(専門課程)、第126条(専門学校)	○修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること
2 企業等と連携した教育課程編成	○以下の全ての要件を満たしている ①企業等との連携体制を確保して、専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議(以下「教育課程編成委員会等」という。)を設置している ②教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催している ③教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っている			□学則及び別表(教育課程及び授業時数) □別紙様式4(1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。))との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係)及び授業科目の概要 □別紙様式3-1(教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由書) □教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程 □教育課程編成委員会等の規則 □学校又は法人の組織図 □教育課程編成委員会の記録(記入要件を満足したもの)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件2 △学校教育法第128条第4項(目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱) △学校教育法施行規則第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表) △学校教育法施行規則第183条の2(教育課程) △専修学校設置基準第8条の2(授業科目)	○専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること
3 企業等と連携した実習・演習の授業	○以下の全ての要件を満たしている ①企業等と協定書等(覚書や契約書等を含む。以下同じ。)や講師契約等を締結して実習・演習等を行っている ②実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携している ③学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っている			□学則及び別表(教育課程及び授業時数) □別紙様式4(2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係) □別紙様式2-1(実習・演習等において連携する企業等一覧) □別紙様式2-2(企業等と連携した実習・演習等) □企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等 □学修成果の評価や単位認定に関する文書	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件3	○企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業(以下「実習・演習等」という。)を行っていること
4 企業等と連携した教員の研修	○教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしている ①企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている ②企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている			□別紙様式4(3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に進めていること。」関係) □研修等に係る諸規程 □前年度における研修等の実績(記入要件を満足したもの) □当年度における研修等の計画(記入要件を満足したもの)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件4	○企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に進めていること

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合 是正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
5 学校関係者評価の実施と公表	○自己評価の結果に対する学校関係者評価を行い、その結果を公表している			□別紙様式4(4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係) □自己評価結果公開資料 □学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件5 △学校教育法第42条(学校評価) △学校教育法施行規則第66条(自己評価)、第67条(学校関係者評価)、第189条(準用)	○学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表していること
6 学校関係者評価における関係企業等の役員等の参画	○以下の全ての要件を満たしている ①学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員(保護者、卒業生等)により組織される委員会(以下「学校関係者評価委員会」という。)を設置している ②「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等)について評価を行っている ③学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表している			□別紙様式4.同上 □別紙様式3-2(委員会の企業等委員の選任理由書) □学校関係者評議員会の記録 □学校関係者評価結果のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件6	○前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること
7 企業等に対する教育活動・学校運営に関する情報提供	○以下の全ての要件を満たしている ①「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」で掲げられた項目(学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等)について情報提供を行っている ②ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っている			□別紙様式4(5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係) □専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの項目について、ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、などを通じて恒常的に情報提供を行っていることが分かる資料	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)要件7 △学校教育法第43条(情報提供)	○企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること

点検項目	点検する内容等	点検結果	適合していない場合は正の内容及び進め方	点検文書(エビデンス)	根拠条項等	認定要件
8 認定課程に関する情報の提供	○職業実践専門課程に認定された課程に関する情報は、その活用の促進に資するよう、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している			□職業実践専門課程の別紙様式4のホームページ等での掲載欄	○専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第2条(認定)2項(情報提供)	○認定課程に関する情報の提供
	・別紙様式4を公開するとともに、当該記載内容について適宜更新を行い、公表年月日については、更新された際の最新の公表年月日を記載し、また、原則として、最新の別紙様式4を用いて毎年度7月末を基準日として情報を更新している					
9 その他	○認定後に以下の変更があった場合は、適切に手続きを行っている ・学校名、課程名、学科名、昼夜の別、修業年限のいずれかの変更 ・学科の廃止 ・職業実践専門課程としての要件に該当しなくなった ・既に認定されている学科に、コース等の設置、統合、分離のいずれかが行われた場合は様式8を提出			・該当する様式 □様式5(認定された専修学校の専門課程の名称変更の届) □様式6(認定された専修学校の専門課程の廃止の届) □様式7(認定された専修学校の専門課程の要件の不適合の届) □様式8(認定された専修学校の専門課程におけるコースの設置等の届)	○「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方(Q&A)	○その他、認定後の手続き等の有無

■大学等における修学の支援に関する法律による機関要件の確認を受けていることの自己点検

点検する項目	点検する内容等	点検結果	根拠条項等
・文部科学大臣等により、授業料等減免を行おうとする大学等の確認の有無	○確認を受けている、△受けていない ○確認を受けている場合は、確認申請書又は更新確認申請書(様式第2号の1-②、様式第2号の2-①、様式第2号の3、様式第2号の4-②までの申請書の部分)をインターネットの利用により公表している		○大学等における修学の支援に関する法律第7条(大学等の確認) ○大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条、第3条(大学等の確認要件)、第5条(確認の申請等)第1項(確認申請書の提出)、第3項(更新確認申請書の提出)

■法令等による指定養成施設等の自己点検

※法令等による指定を受けた養成施設等の学科を設置している場合は、以下を記入し、法令等に基づき提出した報告、届出のコピーを添付。

学科名	指定年度	指定を受けている法令	指定(認定)基準 指定要領・ガイドライン等	報告、届出の名称
(記入例) △△△学科	×年度	△△△法	△△△養成施設指定規則 △△△養成施設の設置及び運営に係る指針	政令〇〇条の規定に基づく報告

法令等要件基準の適合に関する確認方法等

項目	法令等による基本要件 適合状況	職業実践専門課程認定要件 充足状況
1 対象校	専門学校	職業実践認定学科設置校
2 目的	専門学校の質保証の一環として実施する。 ①専門学校教育の基本的な質・水準の明確化 ②基本要件に関する自己点検・結果公表による学校の説明責任への支援 ③第三者評価の動機づけ促進	専門学校の質保証の一環として実施することを制度化。 ①認定要件の充足、実践的職業教育の質・水準の明確化 ②学校が行う職業教育の認知度の向上 ③関連する企業・団体等との連携強化への支援
3 確認方法	①「自己点検シート」は、機構から提供（機構 HP） ①学校は自己点検し、点検文書（エビデンス）を整備、点検結果を公表 ③第三者評価機関は、希望する学校に対して確認を行い、改善状況を確認して結果公表	①「自己点検シート」を機構から提供、学校が自己点検し、点検文書（エビデンス）を整備 ②学校は第三者評価機関選定し、点検シート、点検文書（エビデンス）を機関に提出 同時に「法令等による基本要件適合性の自己点検シート」提出 ③第三者評価機関は確認を行い、結果を公表
4 確認結果・公表	①基本要件全体について、適合/不適合（1項目でも不適があれば） ②第者評価機関は改善状況を確認し結果公表	①認定要件ごとに適合/不適合を表示 ②項目ごとに是正事項、改善事項、特長ある取組をコメント ③結果を公表
5 結果への対応	①是正すべき事項として指摘された事項に対し改善計画策定、第三者評価機関に提出 ②改善結果を第三者評価機関に提出	①是正、改善項目に対して、学校は計画を提出、改善後、結果報告 ②改善経過も加え、結果公表
6 確認実施体制	第三者評価機関に委員会及び部会（委員会兼務）において確認	第三者評価機関に委員会及び部会（委員会兼務）において確認
7 確認有効期間	自己チェック 1 年 第三者評価機関 5 年間	認定から 5 年ごとに確認 自己チェックは毎年 第三者評価機関 5 年間
8 確認スケジュール	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内	評価機関への申込期限設定 確認期間は年度内
9 評価経費	有料	有料

令和 5 年 2 月発行（禁無断掲載）

令和 4 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程の第三者評価フォーラム
【プログラム/配付資料】

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階
電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-962
E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <http://hyouka.or.jp>

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第一章 総則

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
 - 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
 - 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき
- ② 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第四章 小学校

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第四十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

第九章 大学

第二百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第十一章 専修学校

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うも

のとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第二百二十六条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第二百二十七条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

第二百二十九条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

② 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。

③ 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第二百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第二百二十四条、第二百五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する

処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第百三十一条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

② 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第十三条第一項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第一章 総則

第一節 設置廃止等

第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。

② 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 高等学校の広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）の通信教育連携協力施設ごとの定員（高等学校通信教育規程第四条第二項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員をいう。）又は私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の定員又は収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第六条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は、届出書に、その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第七条 分校（私立学校の分校を含む。第十五条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一 事由

二 名称

三 位置

四 学則の変更事項

五 経費の見積り及び維持方法

六 開設の時期

第十一条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学

の学科若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更に
ついての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第七条各号の事項を記
載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第十四条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又
は届出書に、当該設置者の変更に関係する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人
法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同
じ。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人
以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号ま
で（小学校、中学校又は義務教育学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろ
うとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及
び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする
者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要
しない。

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の
申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公
立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専
門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を
含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、大学及び高等専門学
校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

第三節 管理

第二十五条 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成し
なければならない。

第二十六条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に
応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受け
た学部長を含む。）が行う。

③ 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学
校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）若し
くは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の
各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

⑤ 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

第二十七条 私立学校が、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出るに当たつては、その履歴書を添えなければならない。

第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一 学校に関係のある法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五 入学者の選抜及び成績考查に関する表簿

六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七 往復文書処理簿

② 前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

③ 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

第三節 学年及び授業日

第六十条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第五節 学校評価

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価

を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第九章 大学

第二節 入学及び卒業等

第六十三條之二 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）を交付することができる。

第三節 履修証明書が交付される特別の課程

第六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6 大学は、学校教育法第百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第十一章 専修学校

第百八十条 専修学校の設備、編制、授業、教員の資格その他専修学校の設置に関する事項は、専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の定めるところによる。

第百八十一条 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第百八十二条 学校教育法第百二十五条第二項に規定する専修学校の高等課程の入学に関し中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、第九十五条各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同条第五号中「高等学校」とあるのは「専修学校」とする。

第百八十三条 学校教育法第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第百五十条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- 二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- 三 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

第百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

第百八十三条の三 前条第一項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たつては、専修学校設置基準第十七条（前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第一項に規定する通信制の学科にあつ

ては同令第三十七条)に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第百八十四条 専修学校の学年の始期及び終期は、校長が定める。

第百八十五条 専修学校には、校長及び教員のほか、助手、事務職員その他の必要な職員を置くことができる。

第百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 修業年限が二年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百八十七条 第三条及び第四条第一項の規定は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請について準用する。

2 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
- 二 面接による指導の実施に係る体制に関する事項

第百八十八条 第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について、第百六十三条の二及び第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るもの」にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の

市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十三条の二中「授業科目」とあるのは「授業科目を履修し、又は当該授業科目」と、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無」とあるのは「専修学校設置基準第十九条の規定による授業時数の単位数への換算又は同令第二十二条の規定による単位の授与の有無」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百三十三条第一項において準用する同法第百五条」と読み

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

第三章 認可、届出等

第一節 認可及び届出等

（法第百三十一条の政令で定める場合）

第二十四条の三 法第百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

- 一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二、第八十二条の六、第八十二条の七及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 専修学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

- 2** この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3** 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第二章 組織編制

（教育上の基本組織）

第二条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。

- 2** 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

（学科）

第三条 基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置くものとする。

- 2** 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条 基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。

（通信制の学科の設置）

第五条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

（同時に授業を行う生徒）

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

第三章 教育課程等

第一節 通則

（授業科目）

第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を^{かん}涵養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

（単位時間）

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第十条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を

超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。
- 5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行つていと認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていと認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第十二条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入

学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

（授業の方法）

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

（昼夜開講制）

第十四条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

（科目等履修生等）

第十五条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

- 2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修させることができる。

第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

- 2 夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

- 2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあっては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

(授業時数の単位数への換算)

第十八条 専修学校の高等課程における生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第十五条第二項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第二十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位

二 専門課程 三十単位

- 2 第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位

二 専門課程 十七単位

（多様な授業科目の開設等）

第二十一条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（単位の授与）

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第二十三条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

- 2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。
- 3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
- 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十四条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等）

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

（単位制による学科における全課程の修了要件）

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二 専門課程 三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあっては、二十三単位）

二 専門課程 十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあっては、三十単位）

（単位制による学科に係る読替え）

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」

と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四節 通信制の学科の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第三十一条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第三十四条 第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

（印刷教材等による授業科目の単位数）

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- 一 高等課程又は一般課程 三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。
- 二 専門課程 四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

（通信制の学科における全課程の修了要件）

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること
- イ 高等課程又は一般課程 十三単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあっては、二十三単位）
- ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあっては、三十単位）
- 二 百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

（通信制の学科に係る読替え）

第三十八条 通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは

「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四章 教員

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、三人を下ることができない。

（通信制の学科を置く専修学校の教員数）

第四十条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。

（教員の資格）

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。）を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位（学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第三号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者

四 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前条各号のいずれかに掲げる者

二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

四 学士の学位を有する者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十三条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前二条各号のいずれかに掲げる者

二 高等学校又は中等教育学校卒業後、四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第五章 施設及び設備等

（位置及び環境）

第四十四条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（校地等）

第四十五条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

- 2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

(校舎等)

第四十六条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

- 2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

- 3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの 別表第二イの表により算定した面積
- 二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
- イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積
- ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

- 2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校

の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第四イの表により算定した面積
- 二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
- イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積
- ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

（設備）

第四十九条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第五十条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第五十一条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（名称）

第五十二条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附 則

- 1 この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第十条第二項ただし書に規定する専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を二人とすることができる。

3 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十一条から第十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めたときは、専修学校の教員となることができる。

4 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則 （平成六年六月二日文部省令第一四号）

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年十一月一七日文部省令第三八号） 抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月二五日文部省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一四年三月二九日文部科学省令第一八号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三十一日文部科学省令第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日文部科学省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月一日文部科学省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年一〇月三〇日文科省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三〇日文科省令第一四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年一〇月三十一日文科省令第三九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年六月二〇日文科省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の 区分	学科の属する分野の区分	学科の属する 分野ごとの生 徒総定員の 区分	教員数
高等課 程又は 専門課 程	工業関係、農業関係、医療関係、衛 生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から 二百人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$
		二百一人から 六百人まで	$6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$
		六百一人以 上	$14 + ((\text{生徒総定員} - 600) / 60)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は 文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から 二百人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$
		二百一人から 四百人まで	$6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 50)$
		四百一人 以上	$10 + ((\text{生徒総定員} - 400) / 60)$

一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 40)$
		二百一人以上	$6 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 60)$

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合

ロ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積(平方メートル)
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	260 $260 + 3.0 \times$ (生徒総定員 －40)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	200 $200 + 2.5 \times$ (生徒総定員 －40)
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	130 $130 + 2.5 \times$ (生徒総定員 －40)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	130 $130 + 2.3 \times$ (生徒総定員 －40)

備考

- 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（口の表において同じ。）
- 二 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（口の表において同じ。）

□ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積(平方メートル)
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	180 $180 + 3.0 \times$ (生徒総定員 －40)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	140 $140 + 2.5 \times$ (生徒総定員 －40)
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで 四十一人以上	110 $110 + 2.5 \times$ (生徒総定員 －40)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで 四十一人以上	100 $100 + 2.3 \times$ (生徒総定員 －40)

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から八百人まで 八百一人から千七百人まで 千七百一人以上	3
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人から二百人まで 二百一人から六百五十人まで 六百五十一人から千三百七十人まで 千三百七十一人以上	3
一般課程		八十人まで	3

	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十一人から二百人まで 二百一人から千百人まで 千百一人以上	
--	---	--------------------------------------	--

備考

一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔った場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ 基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	260 $260 + 1.8 \times$ (生徒総定員 －80)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	200 $200 + 1.5 \times$ (生徒総定員 －80)
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	130 $130 + 1.5 \times$ (生徒総定員 －80)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	130 $130 + 1.4 \times$ (生徒総定員 －80)

備考

- 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（口の表において同じ。）
- 二 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（口の表において同じ。）

イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

□ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

□ 加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	180 $180 + 1.8 \times$ (生徒総定員 －80)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	140 $140 + 1.5 \times$ (生徒総定員 －80)
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで 八十一人以上	110 $110 + 1.5 \times$ (生徒総定員 －80)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで 八十一人以上	100 $100 + 1.4 \times$ (生徒総定員 －80)

•

令和 5 年 3 月発行（禁無断掲載）

令和 4 年度文部科学省受託事業
職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

**職業実践専門課程等の充実に向けた
第三者評価受審促進のための調査研究・提言**

発行 特定非営利活動法人 職業教育評価機構

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階

電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-962

E-mail: info@hyouka.or.jp URL: <https://hyouka.or.jp>

